

札幌市の
まちづくり

市税の
あらまし

個人市民税

法人市民税

固定資産税
都市計画税

軽自動車税

その他市税

市税の
納付・相談

市税の
証明と閲覧

市税の窓口

国税・道税
の窓口

令和7年度

私たちの市税



札幌市

目次

札幌市の
まちづくり

市税の
あらまし

個人市民税

法人市民税

固定資産税
都市計画税

軽自動車税

その他市税

市税の
納付・相談

市税の
証明と閲覧

市税の窓口

国税・道税
の窓口

第1章 札幌市のまちづくり

- 令和7年度予算 1
- 一般会計予算 2
- 令和7年度事業内容のあらまし 3
- 市税収入とそのゆくえ 7

第2章 市税のあらまし

- 市税の種類 9
- 個人市民税 10
 - 納税義務者 10
 - 市民税が課税されない方 10
 - 税額の算出方法 11
 - 退職所得の課税の特例 21
 - 個人市民税の申告（手続き）について 22
 - 納税の方法 25
 - * 住民税を計算してみましょう 27
 - * Q & A（個人市民税） 29
- 法人市民税 36
 - * Q & A（法人市民税） 38
- 固定資産税 40
 - 納税義務者 40
 - 課税標準と価格 41
 - 評価の方法 41
 - 税額の算出方法 41
 - 免税点 42
 - 納税の方法 42
 - 課税明細書 42
 - 固定資産課税台帳の閲覧、
土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 43
 - 標準宅地の位置および路線価の公開 44
 - 土地についての特例 45
 - 家屋についての特例 48
 - 償却資産の申告 54
- 都市計画税 55
 - * Q & A（固定資産税・都市計画税） 57
- 軽自動車税 59
 - * Q & A（軽自動車税） 64
- 市たばこ税 66
- 入湯税 67

- 事業所税 68
- 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度） 70
- 電子申告および電子納税 73

第3章 市税の納付・相談

- 市税の納期カレンダー 74
- 市税の納付方法 75
 - 市税の納付場所 75
 - 口座振替 76
 - Pay アプリで納付 78
 - 地方税お支払サイトで納付 78
- 自主納税と滞納 80
- 市税の減免と納税の猶予 81
- 不服申立て 82
 - * Q & A（市税の納付） 83

第4章 市税に関する証明と閲覧

- 証明と閲覧の請求について 85
 - * Q & A（市税に関する証明と閲覧） 89

第5章 市税の窓口

- 市税についてのお問い合わせは 90
- 市税事務所が担当する区、
所在・電話番号等 91
- 区役所・出張所
（市税に関する業務は市税証明の交付のみ） 94
- 財政局税政部（市役所本庁舎） 94

第6章 国税・道税の窓口

- 国税の窓口 95
- 道税の窓口 96

*個人市民税

- Q.1 年の途中で住所が変わった場合、住民税の納税は？ 29
- Q.2 転入した場合、市税事務所に届け出は？ ... 29
- Q.3 退職後の住民税は？ 29
- Q.4 再就職した場合、住民税を給与からの天引きに切り替えられる？ 29
- Q.5 所得税の確定申告が必要のない年金所得者でも、住民税の申告は必要？ 30
- Q.6 会社員で副収入がある場合、住民税の申告は必要？ 30
- Q.7 住民税の額は自治体によって異なる？ ... 30
- Q.8 令和8年度から適用される税制改正の内容は？ 31
- Q.9 障害者控除を受けられる条件は？ 32
- Q.10 ふるさと納税をした場合、全額控除される目安はいくら？ 32
- Q.11 会社員の住民税は？ 33
- Q.12 土地・建物を売ったときの住民税は？ ... 34
- Q.13 上場株式などを譲渡した（売った）ときの住民税は？ 35
- Q.14 株式等に係る譲渡損失の繰越控除を適用したのに均等割額等が課税されたのですが？ 35

*法人市民税

- Q.1 法人市民税の均等割額の計算は？ 38
- Q.2 法人市民税の法人税割の税率は？ 38
- Q.3 新しく法人を設立した場合の手続きは？ ... 38
- Q.4 法人の代表者を変更した場合の手続きは？ ... 39
- Q.5 法人市民税の申告書・届出書の取得方法は？ ... 39

*固定資産税・都市計画税

- Q.1 土地・家屋を売却したのに納税通知書がきたのはなぜ？ 57
- Q.2 年末に土地を売買し、翌年に所有権移転登記をしたときは？ 57
- Q.3 車庫や物置にも税金がかかるの？ 57
- Q.4 家屋の固定資産税が急に高くなったのはなぜ？ 57

- Q.5 土地の固定資産税が急に高くなったのはなぜ？ 58
- Q.6 家屋が年々老朽化していくのに評価額が下がらないのは？ 58
- Q.7 各地にある工場・支店の償却資産の申告は？ ... 58
- Q.8 現在稼働していない償却資産の申告は？ ... 58

*軽自動車税

- Q.1 今は所有していない軽自動車の税金は？ ... 64
- Q.2 乗らずに車庫に保管しているバイクの税金は？ ... 64
- Q.3 車検切れで使っていない車両の税金は？ ... 64
- Q.4 盗難にあったバイクの税金は？ 64
- Q.5 公道を走行しない農耕用トラクタやフォークリフトの税金は？ 65
- Q.6 障がい者が使用する軽自動車の税金は？ ... 65

*市税の納付

- Q.1 納期を過ぎてから納める場合の延滞金の計算方法は？ 83
- Q.2 誤って市税を二重に納付してしまった場合は？ 83
- Q.3 口座振替ができなかった場合は？ 83
- Q.4 市税を滞納するとどうなりますか？ 84
- Q.5 納付したのに文書（督促状／催告書／差押予告書など）が届きましたが、なぜですか？ ... 84
- Q.6 財産調査とは何を調べるのですか？ 84
- Q.7 いきなり差押えされました。事前に電話などの連絡はないのですか？ 84
- Q.8 給与が差し押さえられるとどうなりますか？ ... 84
- Q.9 差押えを解除してくれませんか？ 84

*市税に関する証明と閲覧

- Q.1 非課税証明書を発行してほしい場合は？ 89
- Q.2 請求書を自宅で印刷することができない場合の請求方法は？ 89
- Q.3 納めたばかりの市税について、すぐに納税証明書を発行できる？ 89
- Q.4 軽自動車の車検用の納税証明書はどこで発行していますか？ 89

≫ 令和7年度予算

予算総額

■ 令和7年度予算（一般会計、特別会計、企業会計）

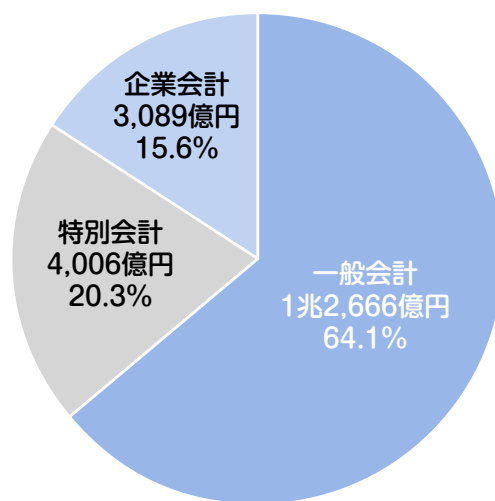
○ 予算の姿

令和7年度の予算総額は、1兆9,761億円（前年度比2.3%増）で、このうち一般会計が1兆2,666億円（前年度比2.0%増）、特別会計が4,006億円（前年度比1.0%増）、企業会計が3,089億円（前年度比5.5%増）となっています。

特別会計（国民健康保険、介護保険など）や企業会計（上下水道事業、高速電車（地下鉄）事業など）は、特定の事業を行うなど一般会計と区別して経理する必要がある場合に設けられている会計です。

一般会計の歳入は、みなさんに納めていただく市税の収入を柱に、地方交付税や国庫支出金、市債などの収入から成り立っています。

また、歳出は、社会福祉、児童福祉などに使われる保健福祉費（5,124億円）が最も多く、次いで職員費（1,634億円）、土木費（1,272億円）の順となっています。



○ 自主財源と依存財源、一般財源と特定財源

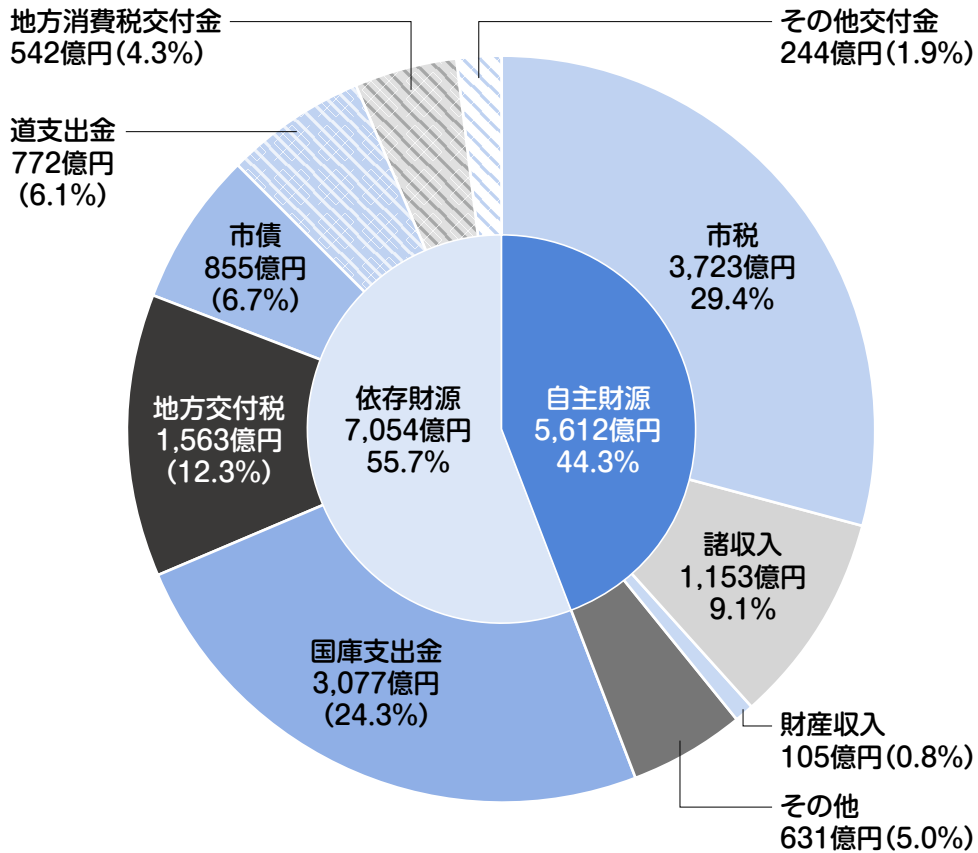
自主財源とは、市税をはじめとして、諸収入、財産収入など、市が自ら調達できる財源であるのに対し、依存財源とは、国庫支出金、地方交付税、市債などのように、国などに依存する財源をいいます。また、一般財源とは、市税、地方交付税など市がどの経費にも自由にあてることができる財源であるのに対し、特定財源は、国庫支出金や市債など、その性質により使い道が特定されている財源のことを言います。

この点、自主財源であり、かつ一般財源である市税は、市が市民のみなさんと力を合わせ、自主的にまちづくりを進めるうえで、たいへん重要な役割を果たしています。

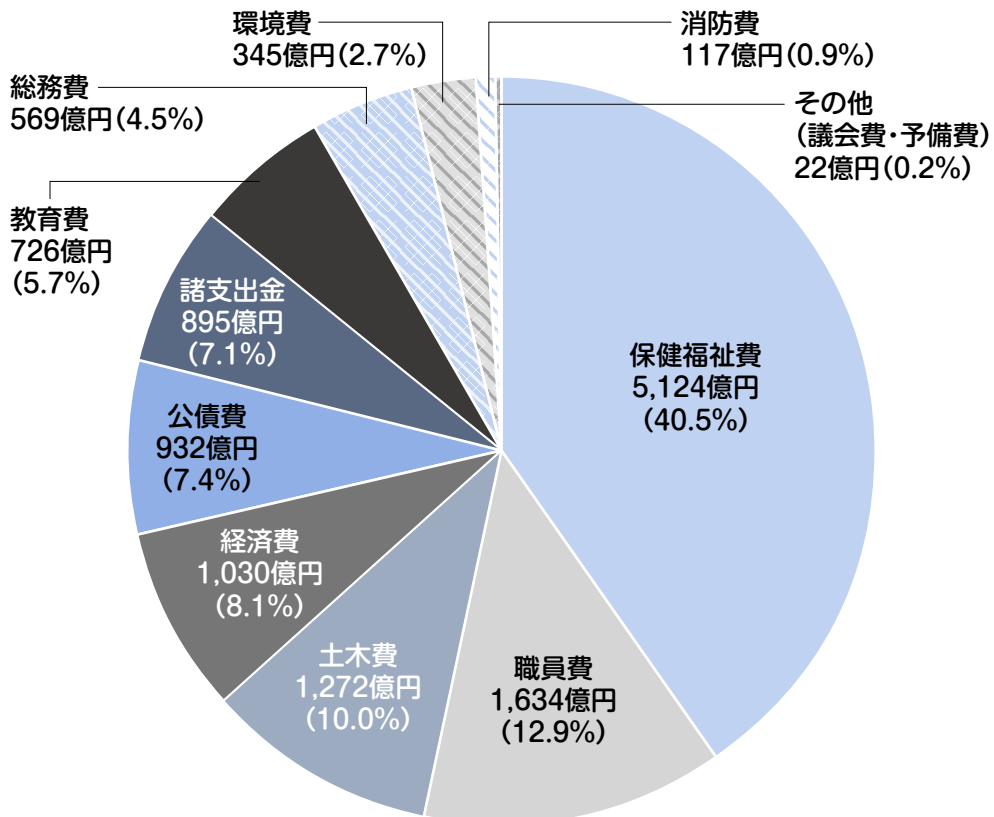
※ 1～2 ページの文中およびグラフ中の数値は、原則として各計数ごとに四捨五入をして計算しています。したがって、文中およびグラフ中の数値とその内訳の合計値とは一致しない場合があります。

≫ 一般会計予算

歳入 1 兆 2,666 億円



歳出 1 兆 2,666 億円



≫ 令和7年度事業内容のあらまし

令和7年度は、施政方針に掲げる「誰もが安心して暮らし生涯現役として輝き続ける街」・「世界都市としての魅力と活力を創造し続ける街」の実現に向け、「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023」に掲げた事業を着実に推進するとともに、新たな行政課題に的確に対応する予算としました。

その中でも、子ども・子育て支援の拡充や経済活性化策をはじめ、まちづくりの重要概念である、ウェルネス・ユニバーサル・スマートに基づく取組や、安全・安心の取組に加え、市民生活を支えるための物価高騰・人手不足への対策を積極的に計上しました。

今後、札幌市は、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少が見込まれる一方で、超高齢社会の進展による社会保障費の増加や老朽化する公共施設等の更新などの財政需要が増大するなど、現行のサービスの維持が困難になることが予想されます。

令和7年度予算においても、これまでに引き続き事務事業の見直しを行ってきたところですが、今後も歳入・歳出の改革や財政基盤の強化などの取組を着実に進め、将来世代に過度な負担を残さない健全な財政運営を行います。

※以下の取組には補正予算の内容も含めて記載しています。

子ども・子育て支援

■子ども・子育て世帯への支援拡充

○高校生世代（※）の通院・入院に係る医療費を医療費助成の対象に追加

※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで対象

子ども医療費助成 6,947,000 千円

○保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の子どもが保護者の就労要件を問わず保育所等に通うことができる「こども誰でも通園制度」の本格実施に向けた試行事業の実施

こども誰でも通園制度試行事業 120,000 千円

○利用予約やキャンセル待ちなどの手続きをスマートフォンで行える予約システムを導入し、利用者の利便性を向上させるほか、より多くの児童の受入れを実現

病児・病後児保育 120,000 千円

■保育・教育の環境整備

○学校施設の新改築、増築、長寿命化改修等

学校施設整備関連 9,946,000 千円

○老朽化した施設の更新や、認定こども園への移行

保育所等整備 1,723,000 千円

○学校施設の新改築に伴う児童会館の整備等

児童会館整備 148,000 千円

○子どもの自主的な読書活動の推進を目的とした図書施設「(仮称)こども本の森」の令和8年夏の開設に向けた準備

こども本の森開設準備 33,000 千円

■子どもの見守り体制整備

○里親支援事業を包括的に行う「里親支援センター」や、社会的養護の下で育った方を対象に、生活・就労等に関する相談支援や居場所提供などを行う「社会的養護自立支援拠点」の設置

児童相談所機能拡充 267,000 千円

○令和7年9月の開所に向けた東部児童相談所の整備

第二児童相談所整備 1,832,000 千円

○家庭外に出ることに不安を抱える児童生徒に向けたウェブ上の仮想空間（メタバース）を活用した支援に関する受入れ体制の強化

不登校児童生徒のための新たな学びの場整備 22,000 千円

GX・経済活性化

■GX投資や脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

○日本の再生可能エネルギー供給基地及び世界中からGXに関する資金・人材・情報が集積するアジア・世界の金融センターの実現に向けた取組

GX投資推進 233,000 千円

○水素需要の拡大に向け、建物への燃料電池や燃料電池車両の導入に対する支援及び普及啓発等を実施
水素利活用促進 63,000 千円○市有施設等での太陽光発電設備の導入やペロブスカイト太陽電池の実証実験を実施
太陽光発電設備導入 288,000 千円

■札幌経済の活性化と持続可能な観光振興

○半導体・デジタル関連産業の拠点形成に向けた人材育成や研究開発支援、企業誘致の推進

半導体関連産業集積促進 183,000 千円

○市内に企業の本社機能やIT企業等を誘致するため、首都圏でのPRや立地企業への補助を実施
企業立地促進 1,276,000 千円

○民間提案の受付等を一元的に行う窓口の運営や、新たな価値を生み出す場となる「NoMaps」の開催、国家戦略特区を活用した規制緩和に関し、提案を行う民間事業者への支援等

官民連携推進 140,000 千円

○さらなる観光振興に向けたDMOの設立準備や、観光需要の増加を踏まえた雪まつり時期などのオーバーツーリズムを未然防止・抑制するための検討等

持続可能な観光地経営関連 73,000 千円

■街の新たな魅力と賑わいの創出

○民間投資を最大限活用した、札幌駅交流拠点及び大通・創世交流拠点にふさわしい土地の高度利用及び都市機能の更新

再開発関連 10,600,000 千円

○北海道新幹線の札幌延伸工事費等の一部負担等

北海道新幹線推進 5,642,000 千円

○北海道新幹線の札幌駅に東改札口を設置するための実施設計及び杭工事等

新幹線札幌駅東改札口整備関連 392,000 千円

○札幌駅周辺の交通円滑化や札幌駅北口駅前広場の再整備に関する設計などを行うほか、仮設バス乗降所の排雪、バスターミナルの運用開始に向けた検討等を実施

札幌駅交流拠点まちづくり関連 344,000 千円

○都心のまちづくりを支える新たな公共交通システムの構築に向けた実証実験を実施

公共交通システムの検討 169,000 千円

ウェルネス・ユニバーサル・スマート

健康で楽しい毎日の実現

- 健康寿命の延伸に向け、スマートフォンアプリのモニター事業を実施し、モニターの意見をアプリに反映し、得られたデータを分析・検証
高齢者健康寿命延伸 343,000 千円
- 老人クラブの活動に対する補助を拡充し、社会参加や多世代との交流を積極的に促進
老人クラブ活動補助 49,000 千円
- 要介護認定事務の集約・委託による審査期間の短縮
介護認定事務センター運営 520,000 千円
- 市民がスポーツをみる機会の創出及びプレミストドームを活用した集客イベントや市民参加イベント等の開催支援
スポーツ振興関連 261,000 千円
- 大倉山ジャンプ競技場で引き続き国際大会を開催できるようにするための測量、地質調査、改修設計を実施するとともに、ノーマルヒル併設化に向けた環境保全対策の検討
大倉山ジャンプ競技場等改修 201,000 千円

みんなでつくる共生社会

- 外国人相談窓口運営等を通じた暮らしの不安解消や、日本語習得支援等を実施
多文化共生推進 62,000 千円
- 誰もが互いに個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会を目指し、札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例に関するシンポジウム開催など、分野横断的な取組を実施
ユニバーサル推進 15,000 千円
- アイヌ民族の交流、伝統文化の継承の場等である施設の整備
共同利用館後継施設整備 265,000 千円

自分らしく活躍できるまち

- 中央区役所において、マイナンバーカードを活用して申請書を書く負担を軽減し、3階窓口の発券順を一元管理する仕組みを活用することで、複数窓口で手続きする際の待ち時間を短縮
区役所窓口サービスアップ推進 20,000 千円

安全・安心

災害の発生に備えた取組

- 地震による家屋被害の推定ができるシステムの導入や、防災デジタルプラットフォームの導入による災害対応の迅速化・高度化、積雪寒冷期の災害対応を想定した市総合防災訓練及び幅広い世代への啓発を行う防災イベントを併せて実施
防災・減災関連 89,000 千円
- 自主防災組織の防災資機材購入費用に対する一部補助を新たに実施
地域防災活動推進 18,000 千円
- 消防活動や大規模災害時の活動に必要な上空からの映像をヘリコプターから伝送するシステムの更新
ヘリコプターテレビ電送システム更新整備 496,000 千円

■雪対策

- 道路除排雪や、ICTを活用した取組や担い手確保に向けた広報・啓発等の持続可能な雪対策、東部水再生プラザの処理水を活用した新たな融雪施設の整備など
除雪費関連 28,484,000 千円

■安全・安心なまちづくり

- 災害危険区域に居住するなど優先度の高い避難行動要支援者について、個別避難計画の作成を推進する体制を構築
個別避難計画推進 20,000 千円
- 在宅酸素療法患者、透析患者の受入などの災害医療体制の整備
災害医療体制整備 59,000 千円
- 札幌市医療体制審議会の運営、同審議会の各専門部会において救急医療・災害医療・在宅医療に係る課題解決に向けた検討、夜間急病センターの運営及び救急医療体制の確保
救急医療体制整備・強化 1,816,000 千円

喫緊の課題への対応

■人口減少緩和に向けた取組

- 地域おこし協力隊等を活用した移住促進や若い世代に向けたアプローチの強化、ウェルビーイング指標の活用など、人口減少の緩和・適応に向けた取組の推進
さっぽろ未来創生プラン推進 43,000 千円

■公共交通ネットワークの確保

- 乗合バスの路線維持に関する補助や代替交通等の導入、外国人材の受入れも含めた路線バス運転手の確保に関する支援等
公共交通ネットワーク確保対策 2,959,000 千円

■物価高騰対策

- 住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円と子ども1人当たり2万円の給付金を支給
住民税非課税世帯支援給付金 11,980,000 千円
- 家事用水道料金の基本料金2か月分を減額
水道料金の負担軽減 3,151,000 千円
- 食材費の高騰影響分を公費負担し、学校給食費の保護者負担額を引き続き据え置き
学校給食等食材費高騰対策 1,664,000 千円
- 価格高騰の影響を受ける子ども食堂へ食材購入費用を支援
子ども食堂食材費高騰対策特別支援 8,000 千円

■人材確保・人材育成

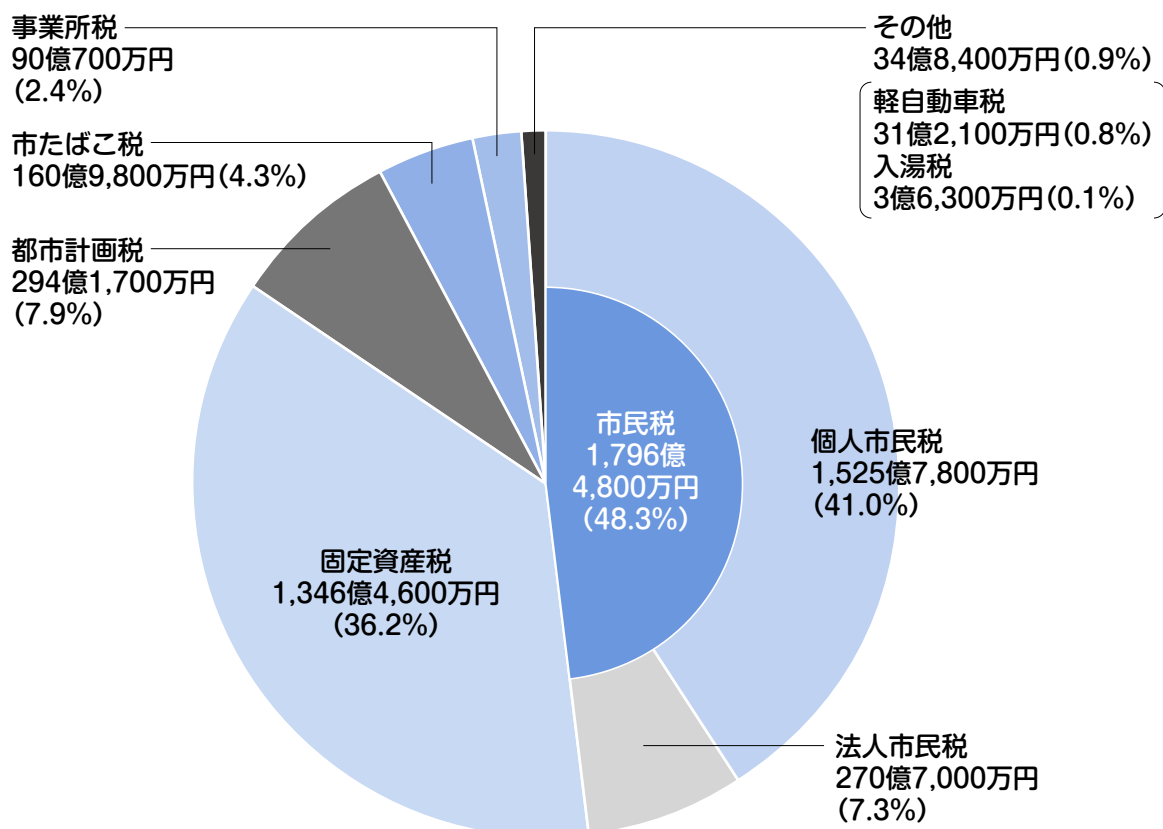
- 医療・福祉分野、運輸・建設業分野などの人手不足業界における人材確保対策の実施
関連予算 1,151,000 千円
- 市内人材の発掘、道外・海外の人材活用、次代を担う人材育成、市内中小企業等に向けた人材確保支援による将来を見据えた人材確保対策の実施
関連予算 1,696,000 千円

市税収入とそのゆくえ

令和 7 年度市税収入予算額

令和 7 年度市税予算額は、3,723 億円（前年度比 7.4% 増）で、このうち、私たちにとって最も身近な市民税と固定資産税だけで、市税収入全体の 84.5% を占めています。

市税予算の内訳（令和 7 年度市税予算額総計…3,723 億円）



(注) 7～8 ページの文中およびグラフ中の数値は、原則として各計数ごとに四捨五入をして計算しています。
したがって、文中およびグラフ中の数値とその内訳の合計値とは一致しない場合があります。

市民 1 人当たりが納める市税と札幌市が市民 1 人当たりに行う仕事

市民の皆さまに納めていただく市税額を、1 人当りに換算すると 189,235 円となります。これに対し、札幌市が行う仕事は、一般会計だけで市民 1 人当たり 643,797 円となります。

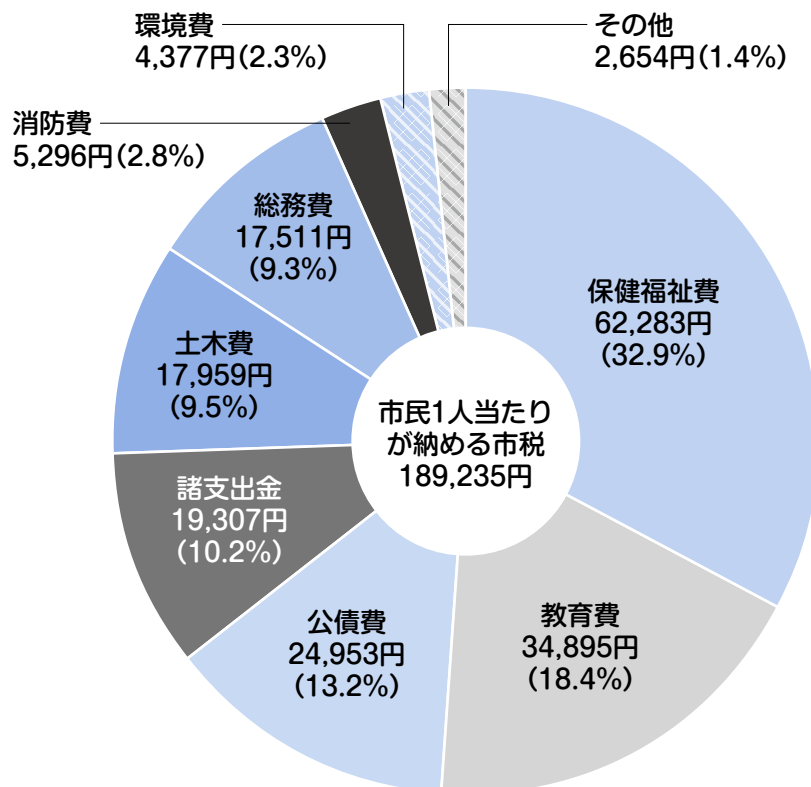
この 1 人当たりの市税額と仕事額の差は、市税以外の地方交付税や国庫支出金、市債などの財源でまかなわれています。

市民 1 人当たりが納める市税と札幌市が市民 1 人当たりに行う仕事

市民 1 人当たりが納める市税	189,235 円
札幌市が市民 1 人当たりに行う仕事	643,797 円

(注) 1 人当たりの金額は、令和 7 年度市税予算額（3,723 億円）、一般会計当初予算額（1 兆 2,666 億円）を令和 7 年 1 月 1 日現在の人口（1,967,391 人）で除して算出したものです。

「市民1人当たりが納める市税」 189,235 円のゆくえ



(注) 一般会計当初予算のうち、一般財源の構成比から算出しています。

区 分	主 な 内 容
保健福祉費	社会福祉や児童福祉、生活扶助、医療助成や保健衛生など
教 育 費	学校や幼稚園の運営管理、生涯学習施設や図書館の運営管理など
公 債 費	市債の償還と利子などの支払
諸 支 出 金	介護保険・後期高齢者医療などの特別会計、 上下水道事業・交通事業など企業会計への繰出金など
土 木 費	道路・橋などの建設、除雪、都市計画・再開発、水防対策、公園緑化、市営住宅など
総 務 費	市役所・区役所・区民センターの運営管理、女性活動の推進、文化施設の管理など
消 防 費	火災予防・消火、救急活動など
環 境 費	公害対策、ごみ処理、し尿処理など環境衛生
そ の 他	経消費、議会費、予備費

札幌市の
まちづくり

市税の
あらまし

個人市民税

法人市民税

固定資産税
都市計画税

軽自動車税

その他市税

市税の
納付・相談

市税の
証明と閲覧

市税の窓口

国税・道税
の窓口

市税の種類

札幌市の市税には、次のような種類があります。

普通税

納められた税を、市のどのような仕事にも使うことができる税

市 民 税	
個人市民税	個人の前年の所得に対してかかる税（均等割と所得割） P10
法人市民税	法人の所得に対してかかる法人税に基づいてかかる税 P36 （均等割と法人税割）
固 定 資 産 税	土地・家屋・償却資産に対してかかる税 P40
軽 自 動 車 税	原動機付自転車やオートバイ、軽自動車、小型特殊自動車などの所有に対してかかる税（種別割） P59 軽自動車などの取得に対してかかる税（環境性能割） P63
市 た ば こ 税	たばこの製造業者等が市内の小売販売業者に売り渡したたばこにかかる税 P66

目的税

納められた税の使い道が特定の仕事に限定されている税

都 市 計 画 税	市街化区域内の土地・家屋に対してかかる税 P55
入 湯 税	温泉などの入湯行為に対してかかる税 P67
事 業 所 税	事務所・事業所における事業活動に対してかかる税 P68

≫ 個人市民税

個人市民税は、原則、前年中に所得のあった人に課されるもので、その人の前年 1 年間の所得に応じて課される「所得割」と、所得の多少にかかわらず広く均等に一定の税額で課される「均等割」とがあります。

個人市民税を賦課徴収する際、個人道民税及び森林環境税（国税）も市が併せて賦課徴収することになっています。

なお、均等割が課税されない場合には、森林環境税（国税）も課税されません。

納税義務者

個人市民税の納税義務者は、次のとおりです。

納税義務者	納めるべき税額
区内に住所がある方	均等割と所得割の合計額
区内に事務所、事業所または家屋敷がある方で、その区内に住所のない方	均等割額 (注) ここでは森林環境税は課税されません。

その区内に住所があるかどうか、また、事務所や家屋敷などがあるかどうかは、その年の 1 月 1 日（これを賦課期日といいます）現在の状況で判断します。

(注 1) 賦課期日現在、国外に転出していて、日本に住民登録がない場合は、出国の期間、目的、出国中の居住の状況をもとに、区内に実質的に住所があるかどうかを判断します。

(注 2) 家屋敷とは、自己または家族の居住の用に供する目的で住所外以外の場所に設けた独立性のある住宅で、常に居住しうる状態にあるものをいい、必ずしも自己所有のものであることを要しません。

市民税が課税されない方

均等割も所得割もかからない方 (非課税)	(1)生活保護法による生活扶助を受けている方 (2)障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額※1 が 135 万円以下の方（給与所得者の年収でみると、2,044,000 円未満の方） (3)前年の合計所得金額※1 が、次による額以下の方 ・扶養親族を有さない方 45 万円 ・扶養親族を有する方 35 万円×家族数（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数）＋31 万円 （給与所得者標準世帯※2 の年収※3 でみると、2,560,000 円未満の方）
所得割がかからない方	前年の総所得金額等※4 が、次による額以下の方 ・扶養親族を有さない方 45 万円 ・扶養親族を有する方 35 万円×家族数（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数）＋42 万円 （給与所得者標準世帯※2 の年収※3 でみると、2,716,000 円未満の方）

※ 1 合計所得金額…損失の繰越控除前の総所得金額等

※ 2 給与所得者標準世帯…夫（給与所得者）、妻（専業主婦）に子供 2 人の世帯

※ 3 年収は所得税法に定められている簡易給与所得表を適用して求めています。

※ 4 総所得金額等…総所得金額、山林所得金額、土地建物・株式等の譲渡所得金額などの合計額

税額の算出方法

均等割額	市民税 3,000 円 道民税 1,000 円
所得割額	課税所得金額（前年中の所得金額－所得控除額）×税率－税額控除額 （注 1）課税所得金額は、1,000 円未満の端数を切り捨てます。 （注 2）所得割額は、100 円未満の端数を切り捨てます。
森林環境税 （国税）	1,000 円 （注）均等割額が課税されない場合には、森林環境税（国税）も課税されません。

■所得金額の算出

所得割額の計算基礎は所得金額です。所得金額は、所得の種類ごとに前年中の収入金額から、その収入を得るために要した経費などを差し引いて算出します。

所得の種類			所得金額の算出方法
1	利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額＝利子所得の金額
2	配当所得 （注）	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額
3	不動産所得	地代、家賃など	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
4	事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費＝事業所得の金額
5	給与所得	給料、賞与、賃金など	給与所得の簡易計算表（P12）による。
6	退職所得	退職金、一時恩給など	退職所得の課税の特例（P21）による。
7	山林所得	山林を売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額※1＝山林所得の金額
8	譲渡所得	土地・建物	収入金額－（取得費・譲渡費用）＝譲渡所得の金額
		株式等 （注）	収入金額－（取得費・譲渡費用・借入金利子等）＝譲渡所得の金額
		その他	収入金額－（取得費・譲渡費用）－特別控除額※1＝譲渡所得の金額 【総所得金額※2に算入する長期譲渡所得の金額は 1/2 の額になります】
9	一時所得	賞金、懸賞当せん金、生命保険契約に基づく一時金など	収入金額－必要経費－特別控除額※1＝一時所得の金額 【総所得金額※2に算入する一時所得の金額は 1/2 の額になります】
10	雑所得	厚生年金、恩給などの公的年金等、上記 1～9 にあてはまらない所得	公的年金等 公的年金等以外
			公的年金等の所得の簡易計算表（P13）による。 収入金額－必要経費＝雑所得の金額

※ 1 山林所得、譲渡所得、一時所得の特別控除額は、50 万円（「収入金額－必要経費」または「収入金額－（取得費・譲渡費用）」の金額が 50 万円未満の場合はその金額）です。

※ 2 総所得金額とは、上記の所得の種類のうち、分離課税を選択した 2、6、7、ならびに分離課税される 8（土地・建物・株式等）および先物取引に係る雑所得等を除いた各種所得金額の合計額です。

○非課税所得について

次のような所得は、収入金額にかかわらず非課税とされていることから、個人市民税の課税対象とはなりません。

〈代表的な非課税所得〉

- ・ 傷病者や遺族などが受けとる恩給や年金
- ・ 給与所得者の出張旅費、通勤手当（通勤距離に応じ、一定の限度額までとなります）
- ・ 損害保険金、損害賠償金、慰謝料など
- ・ 雇用保険失業給付（いわゆる失業保険）
- ・ 災害支援金、災害見舞金
- ・ 児童手当、児童扶養手当
- ・ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金
- ・ 子育て世帯に対する臨時特別給付金

○給与所得の簡易計算表（速算表）

給与所得の金額は、給与収入金額に応じて、次のとおり算出します。

給与収入金額（A）		給与所得の金額の算出方法
161万9,000円未満		(A) - 55万円（1,000円未満のときは0円）
※ 161万9,000円以上	180万円未満	(A) × 60% + 10万円
※ 180万円以上	360万円未満	(A) × 70% - 8万円
※ 360万円以上	660万円未満	(A) × 80% - 44万円
660万円以上	850万円未満	(A) × 90% - 110万円
850万円以上		(A) - 195万円

（注）※印の金額の範囲内の給与収入の場合は、所得税法で定められた「簡易給与所得表」に基づいて給与所得の金額を求めることになっているため、上の表の計算で求めた額と若干異なる場合があります。

○所得金額調整控除

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

(1) 給与収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合

- ① 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ② 本人が特別障害者に該当する
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する

算出方法	所得金額調整控除額 = (給与収入金額※ - 850万円) × 10%
------	-------------------------------------

※ 1,000万円を超える場合は1,000万円

(2) 給与所得の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得の金額および公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

算出方法	所得金額調整控除額 = (給与所得の金額※ + 公的年金等に係る雑所得の金額※) - 10万円
------	---

※ 10万円を超える場合は10万円

○公的年金等の所得の簡易計算表（速算表）

公的年金等に係る雑所得の金額は、公的年金等の収入金額に応じて次のとおり算出します。

(1) 65 歳以上の方の場合

公的年金等の 収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得の金額の算出方法		
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下の場合	1,000万円を超え 2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
330万円未満	(A) - 110万円※	(A) - 100万円※	(A) - 90万円※
330万円以上 410万円未満	(A) × 75% - 27万 5 千円	(A) × 75% - 17 万 5 千円	(A) × 75% - 7 万 5 千円
410万円以上 770万円未満	(A) × 85% - 68万 5 千円	(A) × 85% - 58 万 5 千円	(A) × 85% - 48 万 5 千円
770万円以上 1,000万円未満	(A) × 95% - 145万 5 千円	(A) × 95% - 135 万 5 千円	(A) × 95% - 125 万 5 千円
1,000万円以上	(A) - 195万 5 千円	(A) - 185 万 5 千円	(A) - 175 万 5 千円

※計算結果が 0 円未満のときは 0 円

(2) 65 歳未満の方の場合

公的年金等の 収入金額 (B)	公的年金等に係る雑所得の金額の算出方法		
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000 万円以下の場合	1,000 万円を超え 2,000 万円以下の場合	2,000 万円を超える場合
130 万円未満	(B) - 60 万円※	(B) - 50 万円※	(B) - 40 万円※
130 万円以上 410 万円未満	(B) × 75% - 27 万 5 千円	(B) × 75% - 17 万 5 千円	(B) × 75% - 7 万 5 千円
410 万円以上 770 万円未満	(B) × 85% - 68 万 5 千円	(B) × 85% - 58 万 5 千円	(B) × 85% - 48 万 5 千円
770 万円以上 1,000 万円未満	(B) × 95% - 145 万 5 千円	(B) × 95% - 135 万 5 千円	(B) × 95% - 125 万 5 千円
1,000 万円以上	(B) - 195 万 5 千円	(B) - 185 万 5 千円	(B) - 175 万 5 千円

※計算結果が 0 円未満のときは 0 円

所得控除

所得控除は、その納税義務者の実情に応じた税負担を求めるために、納税義務者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、所得金額から差し引くものです。

種 類	要 件	控除額
雑 損 控 除	前年中に災害などにより資産について損失を受けた場合	損失の金額－保険金などで補てんされた金額＝(A) ①(A)の金額－(総所得金額等×10%) ②(A)の金額のうち災害関連支出の金額－5万円 上記、①と②のいずれか多い方の金額
医 療 費 控 除	前年中に医療費を支払った場合、もしくは、健康の維持増進および疾病の予防への取組として一定の取組を行う方がスイッチ OTC 医薬品※を購入した場合 ※要指導医薬品および一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品	●通常の医療費控除 支払った金額－保険などから補てんされた額－(総所得金額等×5%または10万円のいずれか少ない方の金額) (限度額200万円) ●医療費控除の特例(セルフメディケーション税制) 支払ったスイッチ OTC 医薬品の購入金額－保険などから補てんされた額－1万2千円 (限度額8万8千円) (注) いずれか一方のみ、控除の適用を受けることができます。
社会保険料 控 除	前年中に社会保険料(国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度、介護保険の保険料など)を支払った場合	支払った金額
小規模企業 共済等掛金 控 除	前年中に小規模企業共済制度および心身障害者扶養共済制度に基づく掛金等を支払った場合	支払った金額
生命保険料 控 除	新契約※1に係る保険料を支払った場合 ①一般生命保険料 ②個人年金保険料 ③介護医療保険料 ●12,000円まで ……支払った保険料全額 ●12,001円～32,000円 ……支払った保険料×1/2＋6,000円 ●32,001円～56,000円 ……支払った保険料×1/4＋14,000円 ●56,000円を超える場合 ……28,000円	旧契約※1に係る保険料を支払った場合 ④一般生命保険料 ⑤個人年金保険料 ●15,000円まで ……支払った保険料全額 ●15,001円～40,000円 ……支払った保険料×1/2＋7,500円 ●40,001円～70,000円 ……支払った保険料×1/4＋17,500円 ●70,000円を超える場合 ……35,000円 生命保険料控除額 一般生命保険料適用分 ①＋④の適用額※2 ＋ 個人年金保険料適用分 ②＋⑤の適用額※2 ＋ 介護医療保険料適用分 ③の適用額 (限度額7万円)
※1 平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約等を新契約、平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等を旧契約といいます。 ※2 新契約と旧契約の両方の適用を受ける場合は、新契約に係る適用額と旧契約に係る適用額を合計して計算しますが、限度額は28,000円となります。ただし、旧契約の控除額が28,000円を超える場合は、旧契約に係る適用額のみで計算します。		

種 類	要 件	控除額		
地震保険料 控 除	前年中に地震 保険料または 旧長期損害保 険料を支払っ た場合	①地震保険料のみを 支払った場合	②旧長期損害保険料の みを支払った場合	③両方を支払った場合
		支払った保険料×1/2 (限度額 25,000 円)	● 5,000 円まで ……支払った保険料全額 ● 5,001 円～15,000 円 ……支払った保険料×1/2 + 2,500 円 ● 15,000 円を超える場合 ……………10,000 円	地震保険料について ①で求めた金額 + 旧長期損害保険料について ②で求めた金額 (限度額 25,000 円)
障害者 控 除	本人、その同一生計配偶者または扶 養親族が障がいのある方の場合	1 人につき…26 万円		
		特別障害者…30 万円 (注) 本人、配偶者または本人と生計を一にする親族と 同居している特別障害者は 53 万円		
寡 婦 控 除	①夫と死別して（または生死不明）その後婚姻していない方 で、次の全てに該当する場合 ・前年の合計所得金額が 500 万円以下である ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がい ない ②夫と離婚した後婚姻していない方で、次の全てに該当する 場合 ・前年の合計所得金額が 500 万円以下である ・前年の総所得金額等が 48 万円以下の子以外の扶養親族を 有する ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がい ない			26 万円
ひとり親 控 除	婚姻していない方又は配偶者の生死の明らかでない方のう ち、次の全てに該当する場合 ・前年の合計所得金額が 500 万円以下である ・前年の総所得金額等が 48 万円以下の生計を一にする子を 有する ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がい ない			30 万円
勤労学生 控 除	本人が学生で前年の合計所得金額が 75 万円以下、かつ給与所得等（自己の勤労に基づく事業所得、給与所得、退職所得または雑所得）以外の所得金額が 10 万円以下の場合			26 万円
配偶者 控 除	生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が 48 万円（給与収入または内職による所得等のみの方は、収入金額 103 万円）以下の場合 (注) 納税義務者本人の合計所得金額が 1,000 万円（給与収入で 1,195 万円）超の場合は、 配偶者控除の適用はありません。			
	配偶者の区分	納税義務者本人の合計所得金額		
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
	一般配偶者 (年齢 70 歳未満)	33 万円	22 万円	11 万円
	老人配偶者 (年齢 70 歳以上)	38 万円	26 万円	13 万円

種 類	要 件	控除額		
配 偶 者 特別控除	生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が 48 万円超 133 万円以下の場合 (注 1) 配偶者の合計所得金額が 48 万円以下の場合、配偶者特別控除の適用はありません。 (注 2) 納税義務者本人の合計所得金額が 1,000 万円（給与収入で 1,195 万円）超の場合は、配偶者特別控除の適用はありません。			
	配偶者の合計所得金額	納税義務者本人の合計所得金額		
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
	0 円 ～ 480,000 円	0 円	0 円	0 円
	480,001 円 ～ 1,000,000 円	33 万円	22 万円	11 万円
	1,000,001 円 ～ 1,050,000 円	31 万円	21 万円	11 万円
	1,050,001 円 ～ 1,100,000 円	26 万円	18 万円	9 万円
	1,100,001 円 ～ 1,150,000 円	21 万円	14 万円	7 万円
	1,150,001 円 ～ 1,200,000 円	16 万円	11 万円	6 万円
	1,200,001 円 ～ 1,250,000 円	11 万円	8 万円	4 万円
	1,250,001 円 ～ 1,300,000 円	6 万円	4 万円	2 万円
	1,300,001 円 ～ 1,330,000 円	3 万円	2 万円	1 万円
1,330,001 円 ～	0 円	0 円	0 円	
扶養控除	生計を一にする親族で、前年の合計所得金額が 48 万円（給与所得または内職による所得等のみの方は、収入金額 103 万円）以下の場合 (注) 生計を一にする配偶者は、配偶者控除の対象となるため該当しません。	扶養親族が ①年齢 16 歳～18 歳および年齢 23 歳～69 歳の場合（一般扶養控除）……………33 万円 ②年齢 19 歳～22 歳の場合（特定扶養控除）……………45 万円 ③年齢 70 歳以上の場合（老人扶養控除）……………38 万円 ④年齢 70 歳以上の方で、同居している父母等の場合（同居老親等扶養控除）……………45 万円		
基 礎 控 除	前年の合計所得金額が 2,500 万円以下の方	前年の合計所得金額が		
		2,400 万円以下の場合	43 万円	
		2,400 万円超 2,450 万円以下の場合	29 万円	
		2,450 万円超 2,500 万円以下の場合	15 万円	

(注) 障害者控除～扶養控除の適用については、前年 12 月 31 日現在の状況によって判定します。ただし、親族などが前年中にすでに死亡しているときは、その死亡時の現況によって判定します。

■所得割の税率

市民税	一律 8%
道民税	一律 2%

(注) 土地・建物等の分離譲渡所得などについては、別に税率を定めています。P34

■税額控除

○調整控除

次の計算によって算出された金額を、所得割額から控除します。

ただし、合計所得金額が 2,500 万円超の場合、調整控除の適用はありません。

(1) 合計課税所得金額※1 が 200 万円以下の場合

次の①、②のいずれか少ない金額の 5% (市民税 4%、道民税 1%) を控除

① 人的控除額の差※2 (下表) の合計額

② 合計課税所得金額※1

(2) 合計課税所得金額※1 が 200 万円超の場合

{人的控除額の差※2 の合計額 - (合計課税所得金額※1 - 200 万円)} (この金額が 50,000 円未満の場合は 50,000 円) の 5% (市民税 4%、道民税 1%) を控除

区 分		控除額	人的控除額の差※2
障害者控除	普通障害者	26 万円	1 万円
	特別障害者	30 万円	10 万円
	同居特別障害者	53 万円	22 万円
寡婦控除		26 万円	1 万円
ひとり親控除	母	30 万円	5 万円
	父		1 万円
勤労学生控除		26 万円	1 万円
扶養控除	一般扶養	33 万円	5 万円
	特定扶養	45 万円	18 万円
	老人扶養	38 万円	10 万円
	同居老親等	45 万円	13 万円

区 分	前年の合計所得金額	控除額	人的控除額の差※2
基礎控除	2,400 万円以下	43 万円	5 万円
	2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円	
	2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円	

※1 合計課税所得金額とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額で、分離課税に係る課税所得金額は含まれません。

※2 人的控除額の差とは、住民税と所得税の控除額の差となります。

(注) 配偶者控除および配偶者特別控除については、次のページに掲載。

区分		納税義務者本人の 合計所得金額	控除額	人的控除額の差※
配偶者控除	一般配偶者	900万円以下	33万円	5万円
		900万円超 950万円以下	22万円	4万円
		950万円超 1,000万円以下	11万円	2万円
	老人配偶者	900万円以下	38万円	10万円
		900万円超 950万円以下	26万円	6万円
		950万円超 1,000万円以下	13万円	3万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48万円超 50万円未満	900万円以下	33万円	5万円
		900万円超 950万円以下	22万円	4万円
		950万円超 1,000万円以下	11万円	2万円
	配偶者の合計所得金額 50万円以上 55万円未満	900万円以下	33万円	3万円
		900万円超 950万円以下	22万円	2万円
		950万円超 1,000万円以下	11万円	1万円
	配偶者の合計所得金額 55万円以上 100万円以下	900万円以下	33万円	0円
		900万円超 950万円以下	22万円	0円
		950万円超 1,000万円以下	11万円	0円

※人的控除額の差とは、住民税と所得税の控除額の差となります。

○配当控除（分離課税を選択した場合は、適用されません）

総合課税される配当所得がある場合、所得割額から配当控除額が差し引かれます。

（配当控除額＝配当所得の金額×下表の控除率）

種 類		課税所得金額の合計額		1,000万円以下の部分に 含まれる配当所得の金額		1,000万円超の部分に 含まれる配当所得の金額	
				市民税	道民税	市民税	道民税
利益の配当等				2.24%	0.56%	1.12%	0.28%
証 投 資 信 託 等	外 貨 建 等 証券投資信託以外			1.12%	0.28%	0.56%	0.14%
	外 貨 建 等 証 券 投 資 信 託			0.56%	0.14%	0.28%	0.07%

○住宅借入金等特別税額控除（住民税での住宅ローン控除）

原則、次の(1)と(2)のいずれか少ない金額を所得割額から控除します（控除割合は、市民税 5 分の 4、道民税 5 分の 1）。

(1)前年分の所得税での住宅借入金等特別控除額（可能額）のうち所得税で控除しきれなかった額

(2)以下の方法により算出した額（居住時期等により算出方法が異なります）

居住時期	算出方法
平成 27 年 1 月～令和 3 年 12 月※1	所得税の課税総所得金額等※2×7%（最高 13.65 万円※3）
令和 4 年 1 月～令和 7 年 12 月※4	所得税の課税総所得金額等※2×5%（最高 9.75 万円）

※1 消費税率の引き上げに伴い消費税率 10%が適用される住宅取得等について、令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合は控除期間が 13 年間となり、居住時期等により控除の適用要件や控除額の算出方法が異なります。

※2 課税総所得金額等とは、所得控除後の課税所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額で、分離課税に係る課税所得金額は含まれません。

※3 この金額は、消費税率が 8%または 10%である場合の金額であるため、それ以外の場合においては 5%を乗じて得た金額（最高 9.75 万円）となります。

※4 令和 4 年中に居住の用に供した場合について、契約日等により控除額の算出方法や上限金額が異なります。

○寄附金税額控除

次の基本控除額、特例控除額および申告特例控除額の合計額を、所得割額から控除します。

(1)基本控除額

算出方法	(控除対象寄附金の合計額※－2,000 円)×10%（内訳は市民税 8%、道民税 2%）
------	--

※総所得金額等の 30%が上限

(2)特例控除額

特例控除額は、控除対象寄附金のうち、都道府県または市区町村への寄附金および東日本大震災に係る義援金等のうち特定のもの（いわゆる「ふるさと納税」）が 2,000 円を超える場合に基本控除額に加算されます。内訳は市民税 5 分の 4、道民税 5 分の 1 で、それぞれの調整控除適用後の所得割額の 20%が特例控除額の上限となっています。

なお、都道府県または市区町村のうち、総務大臣の指定を受けたもののみが特例控除額適用の控除対象寄附金になります（総務大臣の指定を受けない都道府県または市区町村への寄附は、基本控除額の控除対象寄附金となります）。

算出方法	(都道府県または市区町村への寄附金－2,000 円)×控除割合
------	---------------------------------

〈特例控除額の控除割合〉

課税総所得金額－人的控除額の差の合計額	控除割合
0 円未満	100 分の 90
0 円 ～ 1,950,000 円	100 分の 84.895
1,950,001 円 ～ 3,300,000 円	100 分の 79.79
3,300,001 円 ～ 6,950,000 円	100 分の 69.58
6,950,001 円 ～ 9,000,000 円	100 分の 66.517
9,000,001 円 ～ 18,000,000 円	100 分の 56.307
18,000,001 円 ～ 40,000,000 円	100 分の 49.16
40,000,001 円 ～	100 分の 44.055

(3)申告特例控除額（ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用した時）

確定申告が不要な給与所得者等が都道府県または市区町村へ「ふるさと納税」を行う場合には、寄附（ふるさと納税）を行う際に寄附先（ふるさと納税先）の自治体に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書（ワンストップ特例申請書）」を提出することにより、その翌年に確定申告等を行わなくても、住民税の所得割額から寄附金に係る税額控除を受けることができます（ふるさと納税ワンストップ特例制度）。この制度を利用する場合、所得税からの還付は受けられませんが、所得税の還付額に相当する額が「申告特例控除額」として、寄附（ふるさと納税）を行った年分の所得に対する住民税から控除されます。内訳は市民税 5 分の 4、道民税 5 分の 1 です。

ただし、確定申告等を行う場合は、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用することができませんので、ふるさと納税の金額を寄附金控除の計算に含めて確定申告等を行う必要があります。

算出方法	特例控除額×控除割合
------	------------

〈申告特例控除額の控除割合〉

課税総所得金額－人的控除額の差の合計額	控除割合
～ 1,950,000 円	84.895 分の 5.105
1,950,001 円 ～ 3,300,000 円	79.79 分の 10.21
3,300,001 円 ～ 6,950,000 円	69.58 分の 20.42
6,950,001 円 ～ 9,000,000 円	66.517 分の 23.483
9,000,001 円 ～	56.307 分の 33.693

○道民税配当割・道民税株式等譲渡所得割

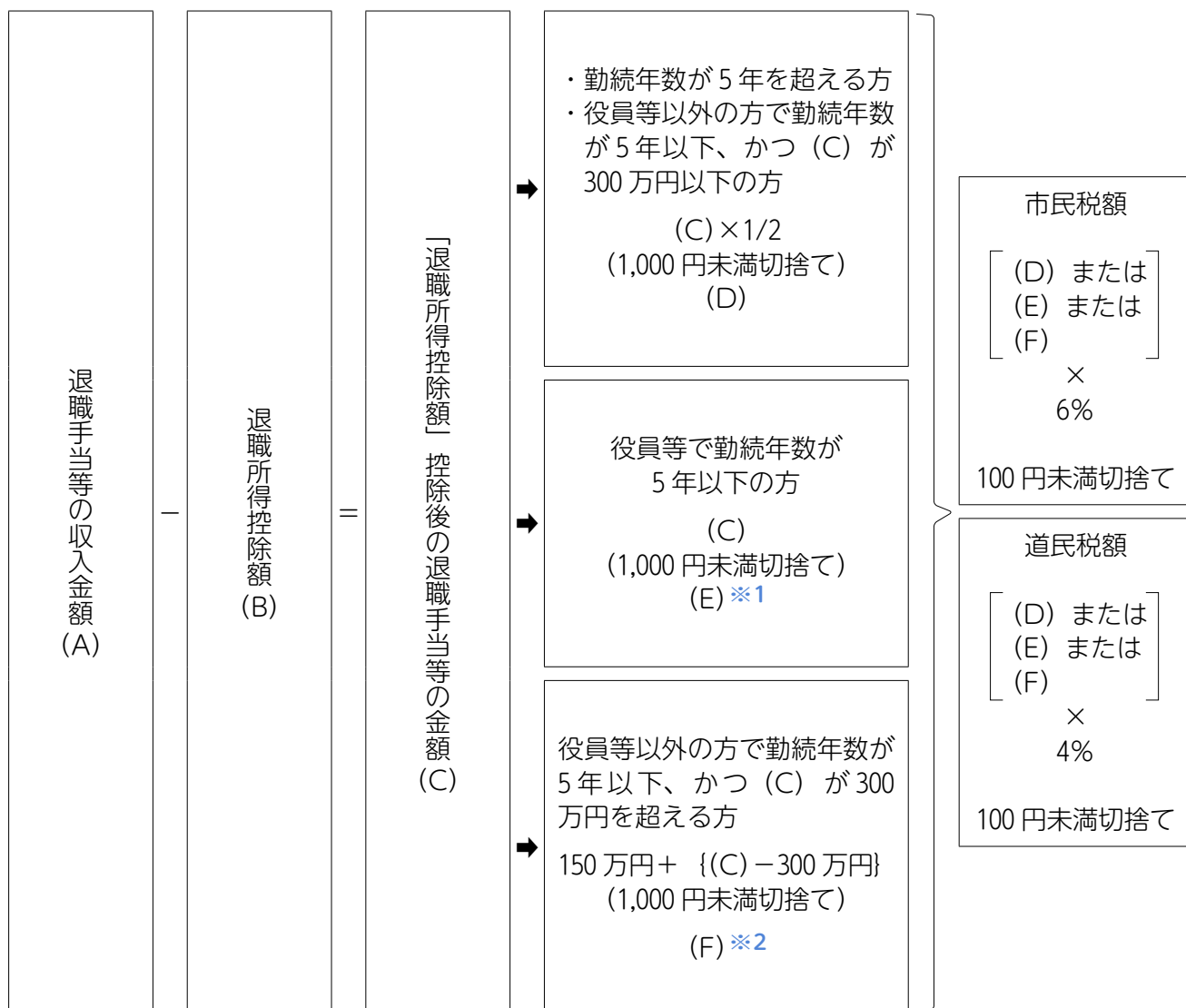
道民税配当割または道民税株式等譲渡所得割が特別徴収された配当所得等を申告した場合には、5%の税率で課税されますが、特別徴収されている配当割額・株式等譲渡所得割額が控除されます。

(注) 一定の上場株式等の配当等については、道民税配当割が特別徴収されるため、申告不要です。

また、特定口座内の株式等の譲渡所得については、道民税株式等譲渡所得割が特別徴収されるため、申告不要です。

退職所得の課税の特例

退職所得に係る所得割額は、次のとおり算出され、退職金などの支払を受けるときに差し引かれます。



※1 役員等で勤続年数が5年以下の方が受け取る退職手当等については、退職所得控除額を控除した残額を2分の1とする措置はありません。なお、「役員等」とは、①法人税法第2条第15号に規定する役員、②国会議員および地方議会議員、③国家公務員および地方公務員をいいます。

※2 役員等以外の方で勤続年数が5年以下の方が受け取る退職手当等において、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については2分の1とする措置はありません。

退職所得控除額

勤続年数	控 除 額
20 年以下の場合	40 万円×勤続年数 (80 万円に満たないときは、80 万円)
20 年を超える場合	70 万円×(勤続年数－20 年)＋800 万円

(注1) 障がい者になったことによって退職した場合には、上の表で算出した控除額に100万円を加算した金額となります。

(注2) 勤続年数に1年未満の端数がある場合は、これを切り上げます。

個人市民税の申告（手続き）について

■個人市民税の申告

1月1日現在、区内に住所のある方は、次の場合を除いて申告が必要となります。

(1)前年の合計所得金額が43万円以下の方

(注) 収入がなかった方でも、国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入されている方や、所得や課税の証明が必要な方は、申告書の提出または電話連絡をお願いしております。

(2)所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方

(3)勤務先（給与支払者）から札幌市に給与支払報告書（源泉徴収票）が提出されている方

(注) 給与以外の所得があった方、給与支払報告書（源泉徴収票）に記載されている控除（社会保険料控除・障害者控除・配偶者控除・扶養控除など）に変更があった方、医療費控除などの控除を追加する方などは申告が必要です。

(4)年金支払者から公的年金等支払報告書（源泉徴収票）が提出されている方

(注) 公的年金等以外の所得があった方、公的年金等支払報告書（源泉徴収票）に記載されている控除（社会保険料控除・障害者控除・配偶者控除・扶養控除など）に変更があった方、医療費控除や生命保険料控除などの控除を追加する方などは申告が必要です。

(注) 申告書は各市税事務所市民税課（☎ P91～93）にてご用意しています。また、札幌市公式ホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」から取得することもできます。

札幌市 住民税申告書

検索

○申告先

1月1日現在、お住まいの区を担当する市税事務所

○申告期限

3月15日（休日その他の公休日にあたるときはその翌日）

■住民税額シミュレーションシステムについて

札幌市公式ホームページ「住民税額シミュレーションシステム」では、お手元の源泉徴収票などの内容（収入金額や各種控除など）を入力することで、個人住民税（市民税・道民税）の申告書を作成することができます。

作成した申告書については、印刷し必要書類を同封したうえで、1月1日現在にお住まいの区を担当する市税事務所市民税課へ郵送などによりご提出ください。

札幌市 住民税額シミュレーションシステム

検索

〈申告判断フローチャート〉

令和7年1月1日現在、札幌市に居住していた。



令和7年1月1日現在にお住まいであった市区町村へお問い合わせください。



税務署に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」を提出する。



個人市民税の申告は必要ありません。



令和6年1月～12月までの間に所得があった。
(注) 遺族・障害年金、雇用(失業)保険、傷病手当などは非課税とされていることから、これらの所得のみの場合は「いいえ」に進みます。
【非課税とされている所得についてはP12】



「申告書の提出」または「お電話で収入が無かった旨のご連絡」を各市税事務所市民税課(P91～93)までお願いします。
(注) 令和6年中に収入がなかった方でも、国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入されている方や、所得や課税の証明が必要な方は、申告書の提出または電話連絡が必要となります。



給与以外の所得があった。



個人市民税の申告書を提出してください。
(注) 給与以外の所得が公的年金等のみの方は、申告書を提出する必要はありません。ただし、源泉徴収票に記載されている控除(社会保険料控除・障害者控除・配偶者控除・扶養控除など)に変更がある場合や、医療費控除などの控除を追加する場合は、申告書の提出が必要です。
【ご不明な点は各市税事務所市民税課(P91～93)にお問い合わせください】



勤務先(給与支払者)から札幌市に「給与支払報告書(源泉徴収票)」の提出がある。
【ご不明な場合は勤務先に確認してください】



個人市民税の申告は必要ありません。
(注) 給与支払報告書(源泉徴収票)に記載されている控除(社会保険料控除・障害者控除・配偶者控除・扶養控除など)に変更がある場合や、医療費控除などの控除を追加する場合は、申告してください(確定申告をする方やお勤め先で再年末調整がある場合は除きます)。

■事務所、事業所または家屋敷に関する申告

1月1日現在、市（区）外にお住まいの方で、区内に事務所、事業所、または家屋敷を有している場合、申告をしなければなりません。

（注）申告書は各市税事務所市民税課（☎ P91～93）にご用意しています。また、札幌市公式ホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」から取得することもできます。

札幌市 家屋敷申告書

検索

○申告先

事務所等の所在する区を担当する市税事務所

○申告期限

3月15日（休日その他の公休日にあたるときはその翌日）

■納税義務者が死亡した場合の手続き

納税義務者が死亡した場合は、その相続人が納税の義務を受け継ぐことになります。相続人が2人以上いるときは、そのうち納税に関する書類を受領する代表者を決めて、納税義務者が1月1日にお住まいになっていた区を担当する市税事務所市民税課に「相続人代表者指定届」を提出してください。

（注）相続人代表者指定届は各市税事務所市民税課（☎ P91～93）にご用意しています。また、札幌市公式ホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」からの取得や、オンライン申請も可能です。

札幌市 相続人代表者

検索

■海外に出国するなど、ご自分で納税することが困難となる方の手続き

海外に出国するなど、ご自分で納税することが困難となる方は、1月1日にお住まいになっていた区を担当する市税事務所市民税課に「納税管理人申告・申請書」を提出してください。納税管理人は、納税義務者との合意にしたがい、納税義務者本人に代わって納税に関する手続きなどを行います。

（注）納税管理人申告・申請書は各市税事務所市民税課（☎ P91～93）にご用意しています。また、札幌市公式ホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」から取得することもできます。

札幌市 個人市民税 納税管理人

検索

納税の方法

個人市民税の納め方には普通徴収と特別徴収の2つの方法があります。

■普通徴収（事業所得者などの場合）

市税事務所から送付された納税通知書により、個人で納めていただきます。

○納期

第1期 6月16日～6月30日

第2期 8月16日～8月31日

第3期 10月16日～10月31日

第4期 翌年 1月16日～1月31日

（注）休日その他の公休日にあたるときはその翌日

■特別徴収（給与所得者の場合）

給与支払者（会社など）が、市役所からの通知に基づいて毎月の給与から税額を差し引き、これを取りまとめて納めます。P33

納税者の皆さまには、税額決定通知書により税額などをお知らせします。

○納期

徴収した月の翌月10日まで

（注）休日その他の公休日にあたるときはその翌日

○特別徴収を実施されていない事業者（給与支払者）の皆さまへのお願い

特別徴収は、事業者（給与支払者）が、個人市民税の納税義務者である従業員に代わって、毎月従業員の給与から個人市民税を給与天引き（特別徴収）し、従業員の住所地の市町村へ納入していただく制度で、所得税の源泉徴収と同様に法定義務となっております。札幌市では、特別徴収の徹底を図っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

年度の途中から特別徴収を行う場合は、「特別徴収への切替依頼書」をご提出ください。翌年度から特別徴収を行う場合は、給与支払報告書を提出いただく際に、給与支払報告書総括表へ特別徴収を行う旨の記載をしていただきます。

（注1）特別徴収制度の詳細については、札幌市公式ホームページをご覧ください。か中央市税事務所市民税課特別徴収担当（P91）までお問い合わせください。

札幌市 特別徴収

検索

（注2）特別徴収への切替依頼書は中央市税事務所市民税課特別徴収担当（P91）にご用意しています。また、札幌市公式ホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」からの取得や、オンライン申請も可能です。

札幌市 特別徴収への切替依頼書

検索

■普通徴収および特別徴収（公的年金受給者の場合）

前年度から特別徴収が継続していない方（初めて特別徴収の対象となる方など）は、税額の2分の1相当額を普通徴収の第1期および第2期に個人で納めていただき、残りの2分の1相当額は公的年金支払者が10月、12月および翌年2月分の公的年金から税額を差し引き、これを取りまとめて納めます。

前年度から特別徴収が継続している方は、年金支払者が4月、6月および8月分の公的年金から前年度分の年金所得に対する税額の2分の1相当額を3回に分割した金額を差し引き（これを「仮徴収」と

います)、年税額から仮徴収の合計額を除いた残額については、10月、12月および翌年2月分の公的年金から差し引いて納めます(これを「本徴収」といいます)。

なお、対象となる方へは、6月中旬頃までに「納税通知書」により、特別徴収される税額などをお知らせします。

○納期

(1)普通徴収

第1期 6月16日～6月30日

第2期 8月16日～8月31日

(注) 休日その他の公休日にあたるときはその翌日

(2)特別徴収

徴収した月の翌月10日まで

65歳以上の方は原則として、公的年金からの特別徴収対象者となります。

〈具体例(年金所得に対する税額が51,500円の場合)〉

(1)前年度から特別徴収が継続していない方(初めて特別徴収の対象となる方など)

年税額の2分の1相当額は、納税通知書により納付していただき、残りの2分の1相当額を10月以降に支給される公的年金から特別徴収(3回分割)します。

普通徴収(納税通知書)		特別徴収(支給される公的年金からの天引き)		
6月	8月	10月	12月	翌年2月
年税額の2分の1相当額を 2回に分割した金額		年税額の残りの2分の1相当額を 3回に分割した金額		
13,800円	12,000円	8,700円	8,500円	8,500円
年税額 51,500円				

(2)前年度から特別徴収が継続している方

前年度分の年金所得に対する税額の2分の1相当額を3回に分割した金額を8月まで引き続き特別徴収(仮徴収)し、当年度の年税額から仮徴収の合計額を差し引きした残りの税額を3回に分割した金額を、10月以降に支給される公的年金から特別徴収(本徴収)します。

特別徴収(支給される公的年金からの天引き)					
4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
前年度分の年金所得に対する税額の2分の1 相当額を3回に分割した金額(仮徴収)			年税額から仮徴収の合計額を 差し引いた額を3回に分割した金額(本徴収)		
8,700円	8,500円	8,500円	8,600円	8,600円	8,600円
年税額 51,500円					

(注) 前年度分の年金所得に対する税額が51,500円である場合

住民税を計算してみましょう

〈事例〉札幌 ゆたかさん（70歳・身体障害2級）の場合

○家族 妻 みどりさん（65歳・無収入）

○収入 給与収入金額 2,000,000円

年金収入金額 1,700,000円

不動産収入金額 200,000円（必要経費 100,000円を支出）

○社会保険料支払額 300,000円

○生命保険料支払額 120,000円 個人年金保険料支払額 84,000円

（注）どちらも平成23年中に契約

○地震保険料支払額 20,000円

○医療費支払額 156,000円

○函館市への寄附 10,000円（ワンストップ特例の適用はなし）

〈アドバイス〉

●所得割額＝（所得金額－所得控除額）×税率－税額控除額  P11

●給与所得金額  P12

●年金所得金額  P13

●不動産所得金額  P11

●社会保険料控除は、支払額がそのまま控除額となります。  P14

●生命保険料控除・地震保険料控除は、支払金額から控除額を算出する必要があります。また、契約内容などにより算出方法が異なります。  P14、P15

●医療費控除は、支払金額から控除額を算出する必要があります。  P14

●障害者控除は、障がいの程度によって控除額が異なります。  P15、P32

●課税所得金額（所得金額－所得控除額）は、1,000円未満の端数を切り捨てます。  P11

●調整控除  P17、18

●寄附金税額控除  P19、P20

●差引所得割額は、100円未満の端数を切り捨てます。  P11

●均等割額をお忘れなく。  P11

●定額減税額は、令和6年中の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下の方で、
控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く）を有する方に対して、
令和7年度個人住民税の所得割額から1万円を控除するものです。

札幌市公式ホームページ「住民税額シミュレーションシステム」では、お手元の源泉徴収票などの内容（収入金額や各種控除など）を入力することで、個人住民税（市・道民税）税額やふるさと納税の目安額（ふるさと納税額のうち自己負担額の2,000円を除いた金額が、個人住民税及び所得税から控除される額）を試算することができます。

札幌市 住民税額シミュレーションシステム

検索 

区 分				計算例（円）	あなたの場合	
所得金額	営 業 等	①				
	農 業	②				
	不 動 産	③		100,000		
	利 子	④				
	配 当	⑤				
	給 与【 収 入 金 額 】	⑥		【2,000,000】 1,220,000		
	雑	公 的 年 金 等【 収 入 金 額 】	⑦	【1,700,000】 600,000		
		業 務	⑧			
		そ の 他	⑨			
		合 計	⑩	600,000		
	譲渡・一時（土地建物等の譲渡を除く）		⑪			
	総 所 得 金 額（①～⑪の計）		⑫	1,920,000		
所得控除額	社 会 保 険 料 控 除	⑬		300,000		
	小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除	⑭				
	生 命 保 険 料 控 除	⑮		70,000		
	地 震 保 険 料 控 除	⑯		10,000		
	寡 婦 控 除	⑰				
	ひ と り 親 控 除	⑱				
	勤 労 学 生 控 除	⑲				
	障 害 者 控 除	⑳		300,000		
	配 偶 者 控 除	㉑		330,000		
	配 偶 者 特 別 控 除	㉒				
	扶 養 控 除	㉓				
	基 礎 控 除	㉔		430,000		
	⑬ ～ ㉔ の 計	㉕		1,440,000		
	雑 損 控 除	㉖				
	医 療 費 控 除	㉗		60,000		
	所 得 控 除 計（㉕＋㉖＋㉗）		㉘	1,500,000		
課 税 総 所 得 金 額（㉘－㉙）		㉙		420,000		
【 1,000 円 未 満 切 捨 て 】						
税額の計算	市 民 税 ・ 道 民 税 の 内 訳			市民税	道民税	市民税 道民税
	課税総所得金額×税率(㉙×市民税8%、道民税2%)			③⑩	33,600 8,400	
	調 整 控 除 額 P17、P18			③⑪	8,000 2,000	
	配 当 控 除 額 P18			③⑫		
	住 宅 ロ ー ン 控 除 額 P19			③⑬		
	寄 附 金 税 額 控 除 額 P19、P20			③⑭	5,760 1,440	
	道 民 税 配 当 割 額 P20			③⑮		
	市 民 税 配 当 割 控 除 額（㉕×5分の3）			③⑯		
	道 民 税 配 当 割 控 除 額（㉕×5分の2）			③⑰		
	定 額 減 税 額			③⑱		
	差引所得割額(㉕－③⑪－③⑫－③⑬－③⑭－③⑯－③⑰－③⑱)			③⑲	19,800 4,900	
	【 100 円 未 満 切 捨 て 】					
	均 等 割 額			③⑳	3,000 1,000	
	合 計（㉕＋㉖）			㉚	22,800 5,900	
森 林 環 境 税 額（国 税）		㉛		1,000		
市民税・道民税・森林環境税の合計額（㉚＋㉛）				29,700		

札幌市の
まちづくり

市税の
あらまし

個人市民税

法人市民税

固定資産税
都市計画税

軽自動車税

その他市税

市税の
納付・相談

市税の
証明と閲覧

市税の窓口

国税・道税
の窓口

Q & A

Q.1 年の途中で住所が変わった場合、住民税の納税は？

私は、今年の4月1日に室蘭市から札幌市に転入しました。ところが、室蘭市から今年度の住民税の納税通知書が送られてきました。現在、室蘭市には住んでいませんが、それでも室蘭市に住民税を納めるのでしょうか。

A 個人の住民税は、その年の1月1日現在住んでいる市町村から前年中の所得に基づき課税されることになっています。したがって、あなたの場合は、今年の1月1日現在、室蘭市に住んでいたの
で、その後札幌市に転入されたとしても、今年度分の住民税は室蘭市に納めていただくことになります。

Q.2 転入した場合、市税事務所に届け出は？

5月にせたな町から札幌市に転入しました。区役所では転入手続きを既に済ませましたが、市税事務所でも手続きが必要なのでしょうか。

A 区役所で転入手続きを済ませた場合、その情報が市税事務所に引き継がれますので、市税事務所へ届け出の必要はありません。

Q.3 退職後の住民税は？

私は、今年の10月末で会社を退職し、その後は無職の予定です。

現在、毎月の給与から住民税が差し引かれていますが、退職後の納税はどうなるのですか。

A 住民税は、前年中の所得に対して課税され、給与所得者の場合、原則として6月から翌年5月までの12回に分割して給与から差し引かれます。あなたの場合は、退職後の11月から翌年5月までの住民税を給与から差し引くことができなくなりますので、その残額をご自分で納めていただくため、お住まいの区を担当する市税事務所から納税通知書をお送りします。

Q.4 再就職した場合、住民税を給与からの天引きに切り替えられる？

私は、今年の3月末に会社を退職しましたが、9月に再就職することとなりました。

現在、納税通知書により住民税を納めていますが、再就職先の給与からの天引きに切り替えることはできるのでしょうか。

A 再就職された場合、再就職先に納税通知書をお持ちいただくことにより、再就職先の給与からの天引き（特別徴収）に切り替えることができます（納期を過ぎていないものに限りです）。また、お持ちの納税通知書をそのままお使いいただくこともできます。

いずれの場合においても、重複して納付することはありません。

Q & A

Q.5 所得税の確定申告が必要のない年金所得者でも、住民税の申告は必要？

税務署に所得税の確定申告が必要かどうかを問い合わせたところ、所得税の確定申告は必要ないが、住民税の申告は必要かもしれないと言われました。私は住民税の申告をする必要があるのでしょうか。

A 所得税及び復興特別所得税の確定申告をしなかった場合で、次に当てはまるときは住民税の申告が必要となります。

- (1) 公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除（社会保険料控除、配偶者控除など）に変更がある場合や、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外の各種控除（医療費控除や生命保険料控除など）の適用を受ける場合
- (2) 公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき

Q.6 会社員で副収入がある場合、住民税の申告は必要？

私は、勤務のかたわら仕事関係の雑誌に原稿を書き、その所得が5万円ほどありますが、住民税の申告をする必要があるのでしょうか。

A 給与所得以外の所得がありますので、原則として、所得の金額にかかわらず住民税の申告をする必要があります。

Q.7 住民税の額は自治体によって異なる？

私は昨年10月に滝川市から札幌市へ引っ越してきましたが、住民税は札幌市の方が滝川市に比べて高いように思います。住民税は、自治体によって、額が異なるのですか。

A 住民税には均等割と所得割があります。均等割と所得割のいずれも標準税率（均等割は市町村民税と都道府県民税合わせて4,000円、所得割は市町村民税と都道府県民税合わせて税率10%）が地方税法で定められており、本市もこの税率を採用しています。また、ほとんどの市町村でこの税率を用いていますので、本市が他市町村と比べて特に高いということはありません。

Q & A

Q.8 令和8年度から適用される税制改正の内容は？

A 令和8年度から適用される主な税制改正内容は以下のとおりです。

(1)給与所得控除の引上げ

最低保障額が65万円に引き上げられます（現行：55万円）。

これに伴い、単身者の場合、給与収入が110万円までは非課税となります（現行：100万円）。

(2)同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件の引上げ

58万円以下に引き上げられます（現行：48万円以下）。

(3)ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件の引上げ

58万円以下に引き上げられます（現行：48万円以下）。

(4)勤労学生の合計所得金額要件の引上げ

85万円以下に引き上げられます（現行：75万円以下）。

(5)特定親族特別控除の創設（大学生年代の子を有する場合の控除）

所得割の納税義務者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（自己の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その納税義務者の前年の総所得金額等から以下の金額が控除されることになりました。

親族等の合計所得金額（収入金額）	控除額
58万円超 95万円以下（123万円超～160万円以下）	45万円
95万円超 100万円以下（160万円超～165万円以下）	41万円
100万円超 105万円以下（165万円超～170万円以下）	31万円
105万円超 110万円以下（170万円超～175万円以下）	21万円
110万円超 115万円以下（175万円超～180万円以下）	11万円
115万円超 120万円以下（180万円超～185万円以下）	6万円
120万円超 123万円以下（185万円超～188万円以下）	3万円

※1 合計所得金額が58万円以下の場合は、特定扶養控除に該当します。

※2 控除額が逓減する仕組みとなっており、合計所得金額が123万円超の場合は、控除額が0円となります。

(6)所得税の基礎控除の引上げ

住民税における基礎控除の引上げはありません。

※詳細は国税庁のホームページをご確認ください。

Q & A

Q.9 障害者控除を受けられる条件は？

私は、身体障害者手帳を交付されており、3級と認定されていますが、障害者控除を受けられるのでしょうか？

A 納税者自身または同一生計配偶者や扶養親族が下の表に掲げる障がい者に該当する場合、障害者控除または特別障害者控除の適用を受けることができます。

控除額については P15

障害者控除の対象となる方	特別障害者控除の対象となる方
身体障害者手帳 3級～6級の方	身体障害者手帳 1級・2級の方
中度・軽度の知的障害者の方	重度の知的障害者の方
精神障害者保健福祉手帳 2級・3級の方	精神障害者保健福祉手帳 1級の方

(注) 身体障害者手帳などをお持ちでない方でも、年齢 65 歳以上の方で、「身体障害者に準ずる者」または「ねたきり」など障害者控除対象者認定書等により対象として認められる方は、申告により障害者控除の適用を受けることができます。

〈障害者控除に関してのお問い合わせ先〉

各市税事務所市民税課 P91～93

〈障害者控除対象者認定書の発行に関してのお問い合わせ先〉

各区役所保健福祉部保健福祉課 P94

Q.10 ふるさと納税をした場合、全額控除される目安はいくら？

ふるさと納税をしようと思っていますが、ふるさと納税には一定の上限額があると聞きました。全額控除される目安の金額を確認する方法はありますか？

A ふるさと納税で全額控除される目安の金額は、収入額や控除額によってそれぞれ異なります。札幌市公式ホームページ「住民税額シミュレーションシステム」で試算することができますので、ふるさと納税をされる方の収入状況や各種控除がわかるもの（所得税の確定申告書や源泉徴収票など）をお手元にご用意のうえ、ご活用ください。

札幌市 住民税額シミュレーションシステム

検索

Q & A

Q.11 会社員の住民税は？

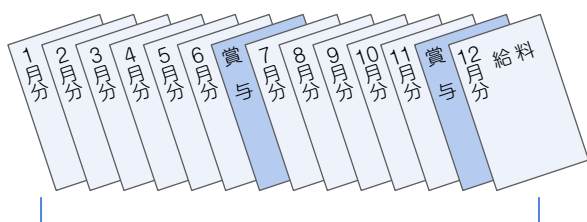
私は、一般的な会社員です。給与から差し引かれる住民税について教えてください。

A 給与から差し引かれる住民税は以下のようなしくみとなります。

〈住民税の給与からの特別徴収〉

給与所得者の住民税は、原則、毎月の給与から差し引かれますが、税額は前年1月から12月までの所得を基礎として計算されます（これを前年所得課税の方法といいます）。前年所得課税の方法により計算された住民税は、当年5月に市町村から特別徴収義務者（会社など）へ通知され、当年6月から翌年5月までの12回で均等に毎月の給料から差し引かれます。これを住民税の給与からの特別徴収といいます。

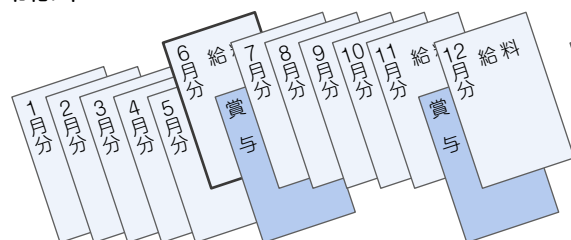
令和6年



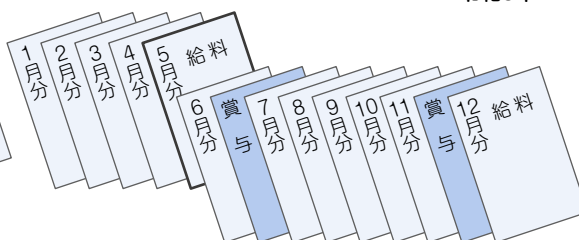
令和6年1月から12月までの所得に対する住民税は、令和7年6月から令和8年5月までの毎月の給料から均等に差し引かれます（特別徴収）。

（注）住民税は、ボーナスなどの特別な手当からは差し引かれません。

令和7年



令和8年



〈就職・退職と住民税〉

住民税は前年所得課税のため、初めて就職したときには、前年中の所得がない場合に限り、就職した翌年の5月分の給料まで差し引かれません。

これとは逆に、中途退職したときには、退職したために給料から差し引けなくなった残りの税額を納めていただくことになります。📄 P29

Q & A

Q.12 土地・建物を売ったときの住民税は？

土地・建物を売却した場合の住民税について教えてください。

A 土地・建物を売却した場合の住民税は、以下のとおり計算します。

〈課税譲渡所得金額の計算〉

個人の方が土地や建物を売った場合の住民税は、分離課税といって給与所得などの他の所得と区分して計算します。課税譲渡所得金額は、次の算式により計算します。

譲渡価額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額（一定の場合）＝課税譲渡所得金額

譲 渡 価 額	取 得 費	売った土地や建物を買い入れたときの購入代金（建物は減価償却費相当額を控除します）や、仲介手数料などの合計額です。 実際の取得費の金額が譲渡価額の5%に満たない場合は、譲渡価額の5%相当額を取得費として計算することができます。
	譲 渡 費 用	①仲介手数料 ②測量費など土地や建物を売るために直接要した費用 ③貸家の売却に際して支払った立退料 ④建物を取り壊して土地を売ったときの取壊費用など
	特 別 控 除 額	収用などのとき…最高5,000万円 マイホームを売ったとき…最高3,000万円 など
	課 税 譲 渡 所 得 金 額	

上の算式で計算した結果、損失が生じて、土地や建物の譲渡による所得以外の所得との損益通算はできません。

ただし、マイホームを売ったときは、一定の要件を満たす場合、損失を控除できる特例があります。

〈税額の計算〉

課税譲渡所得金額×税率

税率は、「長期譲渡所得」になるか、「短期譲渡所得」になるかによって、次のとおり異なります。

区 分	長期譲渡所得	短期譲渡所得
税率	5%	9%

（注）土地や建物を売った年の1月1日現在で、その土地や建物の所有期間が5年を超える場合は「長期譲渡所得」に、5年以下の場合は「短期譲渡所得」になります。

Q & A

Q.13 上場株式などを譲渡した（売った）ときの住民税は？

上場株式などを譲渡した（売った）ときの住民税について教えてください。

A 上場株式などの株式等※1の譲渡益が算出される場合には、原則として税務署での確定申告が必要となりますが、金融商品取引業者等のどのような口座で取引したかによって手続きは異なります。

金融商品取引業者等を通じた上場株式等※1の取引には、「一般口座」、「特定口座」および「非課税口座（NISA）」などでの取引があります。※2

※1 「株式等」とは、株式、投資信託、公社債などをいいます。そのうち、「上場株式等」とは、上場株式、公募投資信託、国債、地方債、公募公社債などをいい、上場株式等以外の株式等を「一般株式等」といいます。

※2 各口座における手続きの詳細は税務署（☎ P95）にお問い合わせください。

〈株式等の譲渡益に係る住民税額の計算方法〉

譲渡価額－（取得費＋委託手数料等）＝譲渡益

譲渡益×5%

〈上場株式等の譲渡損失の損益通算および繰越控除〉

上場株式等を金融商品取引業者等を通じて売却したことにより生じた損失の金額は、原則として税務署での確定申告により、売却した年分の上場株式等の利子等・配当等と損益通算することができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以後3年間にわたり、原則として税務署で確定申告をすることにより、上場株式等の譲渡益および上場株式等の利子等・配当等から繰越控除することができます。

Q.14 株式等に係る譲渡損失の繰越控除を適用したのに均等割額等が課税されたのですが？

令和6年分の所得税の確定申告において、株式等の譲渡益を申告しましたが、株式等に係る譲渡損失の繰越控除を適用することにより、所得税が0円となりました。

しかし、令和7年度の住民税は、均等割額等（均等割及び森林環境税。以下Q.14において同様。）が5,000円課税されました。住民税は、所得税の確定申告の内容に基づくと聞いています。所得税が0円の場合であっても、均等割額等が課税されることがあるのでしょうか。

A 均等割額等が課税されるか否かは、地方税法上の「合計所得金額」によって判断することとされており、この「合計所得金額」とは、損失の繰越控除前の総所得金額等（所得の合計額）とされております。

したがって、譲渡損失の繰越控除により、所得税が0円となる場合であっても、損失の繰越控除を適用する前の「合計所得金額」が均等割額等がかからない基準を超える場合には、均等割額等が課税されることがあります。

（注）均等割額等がかからない基準や合計所得金額などについては☎ P10

≫ 法人市民税

法人市民税は、区内に事務所や事業所などがある法人等にかかる税で、法人の所得の有無にかかわらず負担する「均等割」と所得に応じて負担する「法人税割」とがあります。

納税義務者

納 税 義 務 者	納めるべき税額	
	均等割額	法人税割額
区内に事務所や事業所を有する法人※	○	○
区内に寮、保養所などを有する法人で、その区内に事務所や事業所を有しないもの	○	—
区内に事務所や事業所などを有する公益法人等で、収益事業を行わないもの	○	—
区内に事務所や事業所を有する法人課税信託の受託者	—	○

※区内に事務所や事業所などを有する公益法人等または法人でない社団等で、収益事業を行うものを含みます。

均等割

事務所・事業所を有していた月数
12 カ月 × 税率

法 人 の 区 分	従業者数の 合計数	税 率
・ 公共法人および公益法人等（独立行政法人で収益事業を行うものを除く） ・ 一般社団法人および一般財団法人 ・ 人格のない社団等 ・ 資本金の額または出資金の額を有しないもの（相互会社を除く）		年額 50,000 円
資本金等の額が 1,000 万円以下である法人	50 人以下	年額 50,000 円
	50 人 超	年額 120,000 円
資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下である法人	50 人以下	年額 130,000 円
	50 人 超	年額 150,000 円
資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人	50 人以下	年額 160,000 円
	50 人 超	年額 400,000 円
資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人	50 人以下	年額 410,000 円
	50 人 超	年額 1,750,000 円
資本金等の額が 50 億円を超える法人	50 人以下	年額 410,000 円
	50 人 超	年額 3,000,000 円

(注 1) 「従業者数の合計数」は、区内に有する事務所、事業所、寮などの従業者数の合計をいいます。

(注 2) 「資本金等の額」は、主に、法人税法第 2 条で規定する法人が株主等から出資を受けた金額をいい、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度については、「資本金等の額」が「資本金の額＋資本準備金の額」を下回る場合、「資本金の額＋資本準備金の額」となります。

(注 3) 「従業者数の合計数」および「資本金等の額」は、算定期間の末日で判断します。

法人税割

法人税額×税率

区 分	税 率	
	令和元年 9 月 30 日 以前に開始する事業年度	令和元年 10 月 1 日 以後に開始する事業年度
資本（出資）金の額が1億円以下で、課税標準となる法人税額が年 1,000 万円以下の法人	9.7%	6.0%
上記以外の法人	11.9%	8.2%

（注 1）2 以上の市町村に事務所等を有する法人については、課税標準となる法人税額は分割前の金額です。

（注 2）事業年度が 1 年に満たない法人については、「年 1,000 万円」を「1,000 万円×事業年度の月数÷12」と置き換えて判定します。

申告と納税

法人市民税は、それぞれの法人が定める事業年度が終了した後一定期間内に、法人がその納付すべき税額を算出して申告し、その申告した税金を納めることになっています（これを申告納付といいます）。

事業年度		申告納付期限等（注 1）
6 カ月	確定申告	事業年度終了の日の翌日から、原則として 2 カ月以内（注 2） 申告納付額は、均等割額と法人税割額との合計額
1 年	中間（予定）申告	事業年度開始の日以後 6 カ月を経過した日から 2 カ月以内 申告納付額は、①または②の額です ①均等割額と前事業年度の法人税割額を基礎として計算した法人税割額との合計額（予定申告） ②均等割額と、その事業年度開始の日以後 6 カ月の期間（注 3）を 1 事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額との合計額（仮決算に基づく中間申告）
	確定申告	事業年度終了の日の翌日から、原則として 2 カ月以内 申告納付額は、確定申告にかかる均等割額と法人税割額との合計額 なお、当該事業年度についてすでに中間（予定）申告を行った税額がある場合には、その額を差し引いた額
	均等割申告	毎年 4 月 30 日 申告納付額は、前年 4 月 1 日から 3 月 31 日までの均等割額

（注 1）申告納付期限が休日その他の公休日にあたるときはその翌日となります。

（注 2）通算子法人の場合は、通算子法人の事業年度開始の日の属する通算親法人の事業年度開始の日以後 6 カ月を経過した日から 2 カ月以内となります。

（注 3）通算子法人の場合は、通算子法人の事業年度開始の日から、その日の属する通算親法人の事業年度開始の日以後 6 カ月を経過した日の前日までの期間となります。

設立の届出、異動（変更）の届出

法人を設立・設置した場合は、「法人設立・設置届出書」の提出が必要となります。また、届出事項（本店所在地、法人名、代表者、資本金など）に変更が生じた場合は、「法人の異動届出書」が必要となります。

電子申告（eLTAX） エルタックス

申告書の作成や提出等の手続きを、インターネットを利用して行うことができます。P73

Q & A

Q.1 法人市民税の均等割額の計算は？

当社は、この5月7日に中央区内と北区内にそれぞれ事務所を新設した12月末決算法人（資本金等の額1,000万円、従業者数は中央区60人、北区10人）ですが、この場合の均等割額はいくらになりますか。

A 法人の均等割額は、事務所や事業所などを有していた期間に応じて月割計算によって算定されます。貴社の場合の均等割は、資本金等の額が1,000万円ですから、従業者数が50人を超えている中央区分は年額120,000円、従業者数が50人以下の北区分は年額50,000円となります。

ただし、事務所を有していた月数は7カ月間（端数月は切捨て）ですので、中央区分は120,000円×7カ月÷12カ月=70,000円、北区分は50,000円×7カ月÷12カ月=29,100円（百円未満は切捨て）となり、合計して99,100円となります。

Q.2 法人市民税の法人税割の税率は？

当社は資本金5,000万円の会社ですが、当期（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の法人税額は600万円になります。

この場合、法人市民税の法人税割の税率は何%になりますか。

A 令和元年10月1日以後に開始する事業年度における本市の法人税割の税率は8.2%です。ただし、資本金の額または出資金の額が1億円以下で、かつ国税である法人税額が年1,000万円以下の法人の場合は、特例措置として6.0%の税率が適用になり、税額が軽減されます。

したがって、貴社の場合、資本金の額および法人税額がいずれもこの特例措置の基準を下回っているので、税率は6.0%になります。

Q.3 新しく法人を設立した場合の手続きは？

市内に新しく株式会社を設立しました。この場合、何か手続きは必要ですか。

A 「法人設立・設置届出書」の提出が必要となります。添付書類は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、定款の写しが必要となります。

なお、一般社団（財団）法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、合同会社などの法人についても、「法人設立・設置届出書」の提出が必要となります。

Q & A

Q.4 法人の代表者を変更した場合の手続きは？

法人の代表者を変更しました。この場合、何か手続きは必要ですか。

A 「法人の異動届出書」の提出が必要となります。添付書類は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写しが必要となります。

なお、届出事項（本店所在地、法人名、資本金など）に変更が生じた場合は、その都度、「法人の異動届出書」の提出が必要となります。

Q.5 法人市民税の申告書・届出書の取得方法は？

法人市民税の申告が必要となりましたが、申告書はどこで取得することができますか。

A 法人市民税の「各種申告書（確定申告書等）」、「法人設立・設置届出書」、「法人の異動届出書」および「納付書」は下記の場所で取得することができます。

(1)中央市税事務所諸税課法人市民税係または財政局税政部市民税課（市役所本庁舎2階）☎ P91、94

(2)札幌市公式ホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」

札幌市 法人市民税 ダウンロード

検索

≫ 固定資産税

固定資産税は、土地・家屋・償却資産（これらを固定資産といいます）に対してかかる税です。

「家屋」とは、屋根と壁などにより独立して風雨をしのげる一定の空間があり、土地に定着した建造物で、居住、作業、貯蔵など、その建物の目的とする使い方で使用できる状態のものをいいます。

「償却資産」とは、舗装路面や塀などの構築物、機械・装置、船舶・航空機、車両・運搬具、工具・器具・備品など、「土地・家屋以外の事業用資産」で「法人税または所得税で減価償却の対象となるべき資産」（耐用年数が1年未満のもの、取得金額が少額のもの、自動車税・軽自動車税の対象となる自動車等を除く）をいいます。

納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）現在で、市内に固定資産を所有している方です。

この所有している方とは、次の登記簿などにそれぞれ所有者として登記または登録されている方です。

(1)土地については、登記簿または土地補充課税台帳

(2)家屋については、登記簿または家屋補充課税台帳

(3)償却資産については、償却資産課税台帳

固定資産税は、登記簿や台帳などに登録されている所有者を納税義務者として課税するしくみになっていますので、例えば、売買などにより実際の所有者が変わっていても、登記簿などの名義変更手続きが1月1日現在において完了していない場合は、そのまま旧所有者が納税義務者となります。

〈札幌市を管轄する登記所〉

庁名	所在地	電話番号	不動産登記管轄区域
札幌法務局 本局	〒060-0808 北区北8条西2丁目 (札幌第1合同庁舎1階・2階)	709-2311	中央区
南出張所	〒062-0931 豊平区平岸1条22丁目2番25号	824-7411	豊平区・南区・清田区
北出張所	〒001-0031 北区北31条西7丁目1番1号	700-3311	北区・東区
西出張所	〒063-0824 西区発寒4条1丁目1番1号	664-2251	西区・手稲区
白石出張所	〒003-0027 白石区本通1丁目北4番2号	864-2021	白石区・厚別区

なお、固定資産の所有者が不明である場合には、その使用者を所有者とみなして課税することがあります。

■土地・家屋の所有者が亡くなったとき

登記簿に登録されている所有者が亡くなった場合は、上表の登記所（法務局）で相続登記等の手続きをしてください。（令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。）

なお、相続登記等の手続きに時間を要する場合、または未登記家屋を所有されている場合には、相続人など、現にその土地・家屋を所有する方（現所有者といいます。）に、以下の申告をしていただく必要があります。

○現所有者の申告の手続き

現所有者であることを知った日の翌日から3カ月を経過した日までに以下の書類を資産の所在する区を担当する市税事務所固定資産税課に提出してください。

(1)固定資産現所有者申告書

各市税事務所固定資産税課（☎ P91～93）にご用意しています。また、札幌市公式ホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」から取得することもできます。

(2)相続の事実が分かる書類（相続内容に応じて）

- ①戸籍謄本の写し又は法定相続情報証明の写し
- ②遺産分割協議書の写し
- ③遺言書の写し
- ④相続放棄申述受理通知証明書の写し

札幌市 固定資産税 ダウンロード

検索

課税標準と価格

固定資産税の課税標準は、原則として、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額ともいいます）となります。

価格は、一定の基準により適正な時価を求める方法により決定します。

価格は、原則として3年ごと（償却資産は毎年度）に全面的に見直します（これを評価替えといい、この評価替えの年を基準年度といいます）が、基準年度以外の年度であっても、土地の地目の変換や家屋の新築または増改築等があった場合には、その年度において資産の状況に応じた価格を決定するほか、地価が下落している地域の土地については、価格の修正を行っています。

次の基準年度は令和9年度です。

評価の方法

土地	売買実例価額を基礎として評価（宅地については、地価公示価格等の7割を目途として評価）
家屋	再建築価格を基礎として評価
償却資産	取得価額を基礎として評価

税額の算出方法

課税標準額×税率（1.4%）

なお、課税標準額とはその資産の価格をいいますが、課税標準の特例措置などがある場合は、特例後の額が課税標準額となります。

土地についての特例は☎ P45

家屋についての特例は☎ P48

免税点

同一区内に所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計額が、次の場合には固定資産税はかかりません。

土地	30万円未満
家屋	20万円未満
償却資産	150万円未満

納税の方法

市税事務所から送付された納税通知書により、年4回に分けて納めていただきます。

○納期

第1期 4月16日～4月30日

第2期 7月16日～7月31日

第3期 9月16日～9月30日

第4期 12月16日～12月31日

(注1) 休日その他の公休日にあたるときはその翌日

(注2) 固定資産の所有者が住所を変更したときは、必ずその届け出をしてください。

届け出は、納税通知書に同封している返信届や電話のほか、ホームページからも行うことができます。

札幌市 固定資産 転居

検索

課税明細書

毎年1月1日（賦課期日）現在、同一区内に所有する土地・家屋のうち課税対象となった資産について、その課税内容を課税明細書により納税者にお知らせしています。課税明細書は納税通知書に添付しています。

札幌市の
まちづくり

市税の
あらまし

個人市民税

法人市民税

固定資産税
都市計画税

軽自動車税

その他市税

市税の
納付・相談

市税の
証明と閲覧

市税の窓口

国税・道税
の窓口

固定資産課税台帳の閲覧、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の納税義務者等は自分の資産の課税台帳を、各市税事務所（☎ P91～93）で閲覧できます。また、固定資産税の納税者は、土地・家屋の縦覧帳簿（区ごとの資産の価格一覧表です。償却資産にはありません）を縦覧期間内に限り資産の所在する区を担当する市税事務所で縦覧することができます。縦覧できるのは、所有する資産が所在する区と同一の区の縦覧帳簿です。

これは、固定資産税・都市計画税の課税内容を知っていただく機会として、また、他の土地や家屋の価格との比較を通じて自分の資産の価格の適正さを判断できるように設けられているものです。

なお、借地人・借家人は借りている土地および家屋の課税台帳に限り、有料で閲覧することができます。

納税義務者が課税台帳に登録されている価格について不服がある場合は、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3カ月以内に札幌市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

ただし、基準年度以外の年度においては、土地の地目の変換や家屋の増改築などの特別の事情がある場合などを除き、審査の申出をすることができません。

○縦覧期間

毎年4月1日～4月30日（休日その他の公休日にあたるときはその翌日）

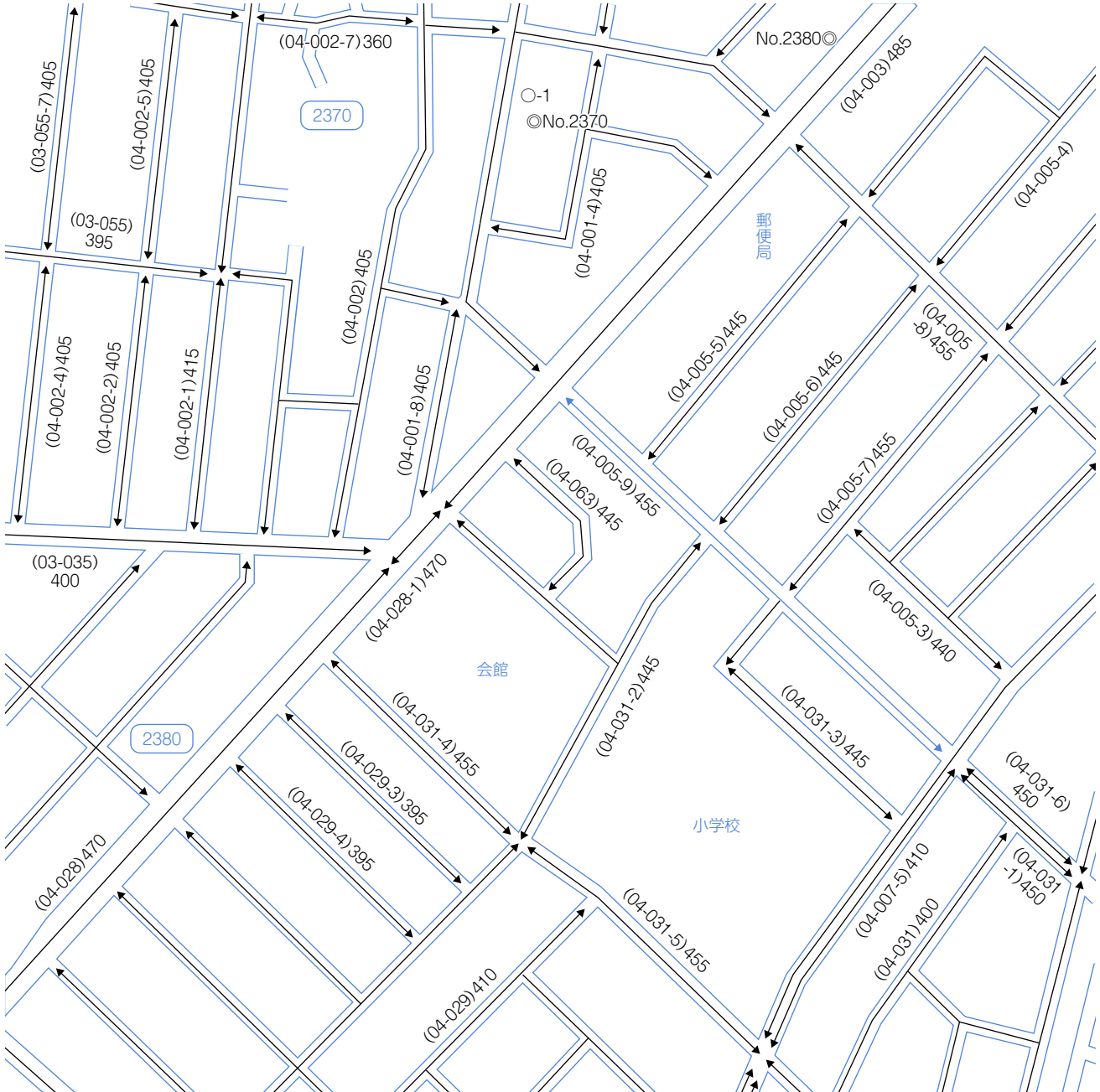
（注1）閲覧・縦覧される方は、本人と確認できるものを持参してください。

（注2）借地人・借家人は、土地や家屋の賃貸借契約書などを持参してください。

標準宅地の位置および路線価の公開

固定資産税（土地）の評価の基礎となる標準宅地の位置および路線価を公開しています。資産の所在する区を担当する各市税事務所固定資産税課（☎ P91～93）のほか、財政局税政部固定資産税課および市政刊行物コーナー（市役所本庁舎）でご覧いただけます。

〈路線価の公開例〉



凡 例

用途地区区分

記号	用途地区名	記号	用途地区名
A	高度商業地区Ⅱ	F	中小工場地区
B	繁華街	G	大工場地区
C	普通商業地区	H	村落地区
E	併用住宅地区	J	観光地区
無印	普通住宅地区		

←→ 主要な街路
←→ その他の街路

例 (01-234-56) 780 A
① ② ③

① 路線番号 ② 路線価 ③ 用途地区区分
(単位：百円)

(注1) 路線価と呼ばれるものには、各市町村が算定する「固定資産税路線価」のほかに、相続税や贈与税の算出の基礎となる「相続税路線価」があります。「相続税路線価」は、各税務署が算定します。

国税庁ホームページ「路線価図・評価倍率表」	国税 路線価図	検索
---------------------------------------	-------------------------	--------------------

(注2) 地価公示価格は特殊な事情などが取り除かれた、自由な取引において通常成立すると考えられる1平方メートルあたりの価格を示しており、国土交通省の鑑定委員会が決定しています。

国土交通省ホームページ「地価公示・都道府県地価調査」	国交省 地価公示	検索
--	--------------------------	--------------------

土地についての特例

■住宅用地に対する課税標準の特例

○特例率

住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要から課税標準の特例が設けられており、次のとおり価格に住宅用地特例率（6分の1または3分の1）を乗じて算出した額が課税標準となります。

区 分	特例率
小規模住宅用地（住宅用地のうち住宅1戸当たり200㎡以下の部分）	価格の1/6
一般住宅用地（200㎡を超える部分。ただし、家屋の延床面積の10倍まで）	価格の1/3

○住宅用地の種類

住宅用地には、①専用住宅（建物全体をもっぱら人の居住のために使用する家屋）の敷地として使用されている土地および②併用住宅（建物の一部を人の居住のために使用する家屋）の敷地として使用されている土地の二つがあります。

①についてはその土地の全部（家屋の床面積の10倍まで）を、②についてはその土地の面積に一定の率を乗じて得た面積に相当する土地（居住用家屋の床面積の10倍まで）を住宅用地としており、その面積は家屋の敷地面積に下の表の住宅用地の率を乗じて求めます。

家 屋	家屋の延床面積に対する 居住部分の割合	住宅用地の率
1 専用住宅	全部	1.0
2 3以外の併用住宅	1/4以上 1/2未満	0.5
	1/2以上	1.0
	1/4以上 1/2未満	0.5
3 地上5階建て以上の耐火建築物である併用住宅	1/2以上 3/4未満	0.75
	3/4以上	1.0

○特例の適用範囲

「住宅用地」として扱うためには、1月1日（賦課期日）現在に住宅の敷地として使用されている必要があるため、賦課期日において住宅の建築が予定されている土地あるいは新たに住宅が建築されつつある土地は住宅用地となりません。

ただし、賦課期日において住宅を建替え中、または災害により住宅が滅失・損壊した土地で、次の要件をすべて満たすものについては住宅用地として取り扱います。

(1)賦課期日において住宅を建替え中の場合

- ①前年度の賦課期日において住宅用地であったこと
- ②住宅の建築が当該年度の賦課期日において着手されており、その住宅が年内に完成するものであること
- ③住宅の建替えが、建替え前の敷地と原則として同一の敷地において行われるものであること
- ④土地の所有者が、前年度の賦課期日と、当該年度の賦課期日とで、原則として同一であること
- ⑤住宅の所有者が、前年度の賦課期日と、当該年度の賦課期日とで、原則として同一であること

(2)震災、風水害、火災その他の災害により滅失または損壊した住宅の敷地として利用されていた土地の場合（適用は災害の発生後2年度分）

- ①震災、風水害、火災その他の災害により住宅が滅失・損壊した場合であること
- ②次年度に住宅用地として使用できないことについて、やむを得ない事情が認められること
- ③当該年度の賦課期日において家屋または構築物の敷地として使用されていないこと

■住宅用地の申告

住宅用地の認定を行うため、次のような場合には「住宅用地使用（新規・変更・廃止）申告書」または「住宅建替え時の住宅用地使用申告書」により申告が必要です。

- (1)住宅を新築・増築した場合
- (2)家屋の用途を変更した場合
- (3)住宅が滅失した場合
- (4)既存の住宅に代えて、1月1日（賦課期日）現在、住宅を建築中の場合

（注）「住宅用地使用（新規・変更・廃止）申告書」および「住宅建替え時の住宅用地使用申告書」は各市税事務所固定資産税課（☎ P91～93）にご用意しています。また、札幌市公式ホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」から取得することもできます。

札幌市 固定資産税 ダウンロード

検索

○申告期限

1月31日（休日その他の公休日にあたるときはその翌日）

○申告先

その土地の所在する区を担当する市税事務所固定資産税課土地担当 ☎ P91～93

■税負担の調整措置

(1)令和7年度の土地の税負担については、負担の均衡化を図ることを基本とした措置が講じられています。具体的な算出方法は以下のとおりです。

住宅用地の場合	令和7年度課税標準額＝令和7年度住宅用地特例額 (令和7年度価格×住宅用地特例率)
住宅用地以外の宅地等の場合	令和7年度課税標準額＝令和7年度価格×70%

(2)ただし、令和7年度の価格（住宅用地の場合、令和7年度住宅用地特例額）に対する令和6年度課税標準額の割合（この割合を負担水準といいます）が一定の水準以下のときは、負担の調整を行います。

負担水準	$\frac{\text{令和6年度課税標準額}}{\text{令和7年度価格（×住宅用地特例率 1/3 または 1/6）}}$
------	--

（住宅用地）

負担水準	令和7年度課税標準額
100%未満のとき	令和6年度課税標準額＋令和7年度価格×住宅用地特例率×5%… (A) ※1 ※2

※1 (A) が、令和7年度住宅用地特例額を超える場合には令和7年度住宅用地特例額

※2 (A) が、令和7年度住宅用地特例額の20%を下回る場合には令和7年度住宅用地特例額の20%

（住宅用地以外の宅地等の場合）

負担水準	令和7年度課税標準額
60%以上 70%未満のとき	令和6年度課税標準額を据え置き
60%未満のとき	令和6年度課税標準額＋令和7年度価格×5%… (B) ※3 ※4

※3 (B) が、令和7年度価格の60%を上回る場合には令和7年度価格の60%

※4 (B) が、令和7年度価格の20%を下回る場合には令和7年度価格の20%

家屋についての特例

■新築住宅に対する減額措置

令和8年3月31日までに新築された一般住宅やマンションなどの居住用家屋（併用住宅については建物の延床面積に対する居住部分の割合が2分の1以上のもの）で、床面積が次の要件に該当する家屋については、固定資産税が減額されます。

○減額される額および範囲

一戸当たりの床面積	減額される額	減額される期間
(共同貸家住宅以外のもの) 50 m ² 以上 120 m ² 以下	税額の 1/2	① 3階建て以上の中高層耐火建築住宅など 新築後5年度分
(共同貸家住宅) 40 m ² 以上 120 m ² 以下		
120 m ² 超え 280 m ² 以下	120 m ² 相当分の 税額の 1/2	② ①以外の一般住宅など新築後3年度分

(注1) 併用住宅は、居住部分の床面積が対象になります。

(注2) 分譲マンションなど区分所有家屋の床面積については、「専有部分の床面積+持分であん分した共用部分の床面積」で判定します。なお、賃貸マンションなどについても独立的に区画された部分ごとに区分所有家屋に準じた方法で判定します。

(注3) 住宅の新築に係る都市再生特別措置法第88条第1項の規定による届出に係る同条第3項の規定による勧告を受けた者が、同条第5項の規定により当該勧告に従わなかった旨を公表された場合における当該勧告に従わないで新築した住宅（その敷地の用に供する土地の全部又は一部が同項に規定する区域に含まれるものに限る。）は対象になりません。

■認定長期優良住宅に対する減額措置

令和8年3月31日までに新築されたもので、一定の要件を満たす住宅（併用住宅については建物の延床面積に対する居住部分の割合が2分の1以上のもの）については、新築後一定期間、固定資産税が減額されます。

なお、この減額措置は現行の新築住宅に対する減額措置に代えて適用されます。

○要件

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定基準（劣化対策、耐震性、維持管理の容易性、可変性等）に基づき、都市局建築指導部（市役所本庁舎）の認定を受けて新築された住宅であること。

○減額される額および範囲

一戸当たりの床面積	減額される額	減額される期間
(共同貸家住宅以外のもの) 50㎡以上 120㎡以下	税額の1/2	① 3階建て以上の中高層耐火建築住宅など 新築後7年度分
(共同貸家住宅) 40㎡以上 120㎡以下		
120㎡超え 280㎡以下	120㎡相当分の 税額の1/2	② ①以外の一般住宅など新築後5年度分

(注1) 併用住宅は、居住部分の床面積が対象になります。

(注2) 分譲マンションなど区分所有家屋の床面積については、「専有部分の床面積+持分であん分した共用部分の床面積」で判定します。なお、賃貸マンションなどについても独立的に区画された部分ごとに区分所有家屋に準じた方法で判定します。

○申告の手続き

新築された翌年の1月31日（休日その他の公休日にあたるときはその翌日）までに、以下の書類を資産の所在する区を担当する市税事務所固定資産税課家屋担当に提出してください。

なお、区分所有に係る住宅については、管理組合の管理者等から書類の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、減額措置を適用することができます。

(1)固定資産税減額申告書（認定長期優良住宅用）

(注) 各市税事務所固定資産税課（☎ P91～93）にご用意しています。また、札幌市公式ホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」から取得することもできます。

(2)認定を受けて新築された住宅であることを証する書類（認定通知書の写し）

■耐震改修を行った住宅に対する減額措置

昭和57年1月1日以前に建築された一般住宅やマンションなどの居住用家屋（併用住宅については建物の延床面積に対する居住部分の割合が2分の1以上のもの）で、次の要件に該当する家屋については、固定資産税が減額されます。

○要件

(1)令和8年3月31日までに改修工事を行い、耐震基準適合住宅であることが証明された住宅であること

(注) マンションの場合は、建物全体で耐震基準に適合する必要があります。

(2)耐震改修工事に要した費用が1戸当たり50万円を超えること

(注) マンション等区分所有家屋の場合、一棟全体の耐震改修工事費用を戸数で割り返した額が50万円を超えること。

○減額される額および範囲

区分	一戸当たりの床面積	減額される額	減額される期間
当該改修工事により認定長期優良住宅※ ¹ に該当となった住宅	120m ² 以下	税額の 2/3 ※ ²	① 建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する「通行障害既存耐震不適格建築物」である住宅改修後 2 年度分
	120m ² 超え	120m ² 相当分の税額の 2/3 ※ ²	
上記以外の住宅	120m ² 以下	税額の 1/2	② ①以外の住宅改修後 1 年度分
	120m ² 超え	120m ² 相当分の税額の 1/2	

※¹ 住宅一戸当たりの床面積が 50m²（共同貸家住宅の場合は 40m²）以上 280m² 以下のものに限りします。

※² 当該住宅が「減額される期間」の①に該当する場合は、2 年度目の「減額される額」は税額の 2 分の 1 または 120m² 相当分の税額の 2 分の 1 となります。

（注 1）併用住宅は、居住部分の床面積が対象になります。

（注 2）分譲マンションなど区分所有家屋の床面積については、「専有部分の床面積＋持分であん分した共用部分の床面積」で判定します。なお、賃貸マンションなどについても独立的に区画された部分ごとに区分所有家屋に準じた方法で判定します。

○申告の手続き

耐震改修工事の完了後 3 カ月以内に以下の書類を資産の所在する区を担当する市税事務所固定資産税課家屋担当に提出してください。

(1)固定資産税減額申告書（耐震改修用）

（注）各市税事務所固定資産税課（☎ P91～93）にご用意しています。また、札幌市公式ホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」から取得することもできます。

(2)耐震改修に要した費用を証する書類

(3)現行の耐震基準に適合した工事であることを証する、建築士（建築士事務所として登録された事務所に所属する建築士）などが発行した増改築等工事証明書または札幌市長が発行した住宅耐震改修証明書

（注）登録住宅性能評価機関が発行する「住宅性能評価書」（耐震等級に係る評価が等級 1、等級 2 または等級 3 であるもの）でも可能です。

(4)当該改修工事により認定長期優良住宅に該当となった住宅の場合、認定を受けた住宅であることを証する書類（認定通知書の写し）

■バリアフリー改修を行った住宅に対する減額措置

令和8年3月31日までに、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った住宅（併用住宅については建物の延床面積に対する居住部分の割合が2分の1以上のもの）については、工事完了年の翌年度分の固定資産税が減額されます。なお、省エネ改修を行った住宅（当該改修工事により認定長期優良住宅に該当となった住宅を除く）に対する減額措置との同時適用は可能ですが、耐震改修を行った住宅に対する減額措置との同時適用はできません。

また、この減額措置は1回限りの適用となります。

○要件

- (1)新築された日から10年以上経過した住宅であること
- (2)次のいずれかの方が居住する既存の住宅であること（貸家部分は除く）
 - ①65歳以上の方
 - ②要介護認定または要支援認定を受けている方
 - ③障がいのある方
- (3)以下の工事で、自己負担金額が50万円を超えること（国または地方公共団体から補助金等の交付を受ける場合は、当該金額を控除した額）
 - ①廊下の拡幅（例…介助用の車いすで移動するため通路または出入り口を拡幅する など）
 - ②階段の勾配の緩和
 - ③浴室の改良（例…浴室を広くする、浴槽の出入りを容易にする など）
 - ④トイレの改良（例…広くする、洋式にする、便座位置を高くする など）
 - ⑤手すりの取り付け
 - ⑥床の段差の解消（例…段差をなくす、スロープを取り付ける など）
 - ⑦戸の改良（例…引き戸にする、ドアノブをレバーハンドルにする など）
 - ⑧床表面の滑り止め化
- (4)当該改修工事後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

○減額される額および範囲

住宅部分の床面積	減額される額
100㎡以下	税額の1/3
100㎡超え	100㎡相当分の税額の1/3

（注1）併用住宅は、居住部分の床面積が対象になります。

（注2）分譲マンションなど区分所有家屋の床面積については、「専有部分の床面積＋持分であん分した共用部分の床面積」で判定します。

○申告の手続き

バリアフリー改修工事の完了後3カ月以内に以下の書類を資産の所在する区を担当する市税事務所固定資産税課家屋担当に提出してください。

- (1)固定資産税減額申告書（バリアフリー改修用）

（注）各市税事務所固定資産税課（☎P91～93）にご用意しています。また、札幌市公式ホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」から取得することもできます。

- (2)納税義務者の方の住民票の写し

ただし、(1)に掲げる申告書の「納税義務者個人番号または法人番号」欄に個人番号（マイナンバー）の記載をされた場合は添付不要です。

(3)その他必要な書類

〈65歳以上の方が居住している場合〉

- ①65歳以上の方の住民票またはその写し（ただし、納税義務者の方が65歳以上の場合は不要です）
- ②改修工事にかかる明細書、改修工事が行われた箇所を確認できる写真および工事費用を支払ったことが確認できる領収証（建築士等による「増改築等工事証明書」で代替可能です）
- ③当該改修工事の費用に充てるために国または地方公共団体から補助金等の交付を受ける場合は、交付決定を受けたことが確認できる書類

〈要介護認定または要支援認定を受けている方が居住している場合〉

- ①該当する方の被保険者証の写し
- ②改修工事にかかる明細書、改修工事が行われた箇所を確認できる写真および工事費用を支払ったことが確認できる領収証（建築士等による「増改築等工事証明書」で代替可能です）
- ③当該改修工事の費用に充てるために国または地方公共団体から補助金等の交付、介護保険法に基づいて居宅介護住宅改修費または介護予防住宅改修費の給付を受ける場合は、交付決定または給付決定を受けたことが確認できる書類

〈障がいのある方が居住している場合〉

- ①障がいのあることを証する書類
（注）障がいのある方とは、個人市民税等で障害者控除を受けられる方と同様であり、「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「戦傷病者手帳」をお持ちの方または原子爆弾被爆者認定を受けている方や児童相談所等の判定により「知的障害者」とされた方（療育手帳をお持ちの方）などが該当します。
- ②改修工事にかかる明細書、改修工事が行われた箇所を確認できる写真および工事費用を支払ったことが確認できる領収証（建築士等による「増改築等工事証明書」で代替可能です）
- ③当該改修工事の費用に充てるために国または地方公共団体から補助金等の交付、札幌市重度障がい者（児）日常生活用具給付事業に基づく居宅生活動作補助用具（住宅改修費）の給付を受ける場合は、交付決定または給付決定を受けたことが確認できる書類

■省エネ改修を行った住宅に対する減額措置

令和8年3月31日までに、一定の要件を満たす省エネ改修工事を行った住宅（併用住宅については居住部分の割合が2分の1以上のもの）については、工事完了年の翌年度分の固定資産税が減額されます。なお、バリアフリー改修を行った住宅に対する減額措置との同時適用は可能（当該改修工事により認定長期優良住宅に該当となった住宅を除く）ですが、耐震改修を行った住宅に対する減額措置との同時適用はできません。

また、この減額措置は1回限りの適用となります。

○要件

- (1)平成26年4月1日以前に建築された住宅（貸家部分を除く）であること
- (2)次の①から④までの工事のうち、①を含む工事を行うこと
 - ①窓の断熱改修工事（必須工事）
 - ②床の断熱改修工事
 - ③天井の断熱改修工事
 - ④壁の断熱改修工事
- (3)省エネ改修工事に要する費用が60万円を超えること、または省エネ改修工事に要する費用が50万円を超えて、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置工

札幌市のまちづくり
市税のあらまし
個人市民税
法人市民税
固定資産税
都市計画税
軽自動車税
その他市税
市税の納付・相談
市税の証明と開覧
市税の窓口
国税・道税の窓口

市費と合わせて 60 万円を超えること（国または地方公共団体から補助金等の交付を受ける場合は、当該金額を控除した額）

(4)当該改修工事後の住宅の床面積が 50 m² 以上 280 m² 以下であること

○減額される額および範囲

区分	住宅部分の床面積	減額される額
当該改修工事により 認定長期優良住宅に 該当となった住宅	120 m ² 以下	税額の 2/3
	120 m ² 超え	120 m ² 相当分の税額の 2/3
上記以外の住宅	120 m ² 以下	税額の 1/3
	120 m ² 超え	120 m ² 相当分の税額の 1/3

（注 1）併用住宅は、居住部分の床面積が対象になります。

（注 2）分譲マンションなど区分所有家屋の床面積については、「専有部分の床面積＋持分であん分した共用部分の床面積」で判定します。

○申告の手続き

省エネ改修工事の完了後 3 カ月以内に以下の書類を資産の所在する区を担当する市税事務所固定資産税課家屋担当に提出してください。

(1)固定資産税減額申告書（省エネ改修用）

（注）各市税事務所固定資産税課（☎ P91～93）にご用意しています。また、札幌市公式ホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」から取得することもできます。

(2)納税義務者の方の住民票の写し

ただし、(1)に掲げる申告書の「納税義務者個人番号または法人番号」欄に個人番号（マイナンバー）の記載をされた場合は添付不要です。

(3)一定の要件を満たす省エネ改修工事であることを証する、建築士（建築士事務所として登録された事務所に所属する建築士）などが発行した増改築等工事証明書

(4)当該改修工事の費用に充てるために国または地方公共団体から補助金等の交付を受ける場合は、交付決定を受けたことが確認できる書類

(5)当該改修工事により認定長期優良住宅に該当となった住宅の場合、認定を受けた住宅であることを証する書類（認定通知書の写し）

償却資産の申告

償却資産の所有者は、毎年1月1日（賦課期日）現在の資産の状況などについて申告しなければなりません。

■償却資産の対象となるもの

会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる資産

- (1) 構築物（舗装路面、ロードヒーティング、広告塔など）
- (2) 建物付属設備（屋外給排水設備、受変電設備、そで看板および館名板など）
- (3) 機械および装置（機械式駐車設備、飲食店用設備など）
- (4) 船舶（モーターボートなど）
- (5) 航空機（飛行機、ヘリコプターなど）
- (6) 車両および運搬具（フォークリフト、除雪作業車、大型特殊自動車など）
- (7) 工具・器具および備品（事務用備品、応接セット、パソコンなど）

■償却資産の対象とならないもの

- (1) 自動車税・軽自動車税の対象となるもの
- (2) 生物（鑑賞用を除く）
- (3) 無形減価償却資産
- (4) 繰延資産
- (5) 美術品（時の経過によりその価値が減少することが明らかなものや取得価額が1点100万円未満のものを除く）
- (6) 棚卸資産
- (7) 耐用年数が1年未満のもの
- (8) 所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産で、その所有者（貸主）が取得した際の取得価額が20万円未満のもの
- (9) 取得価額（1個または1組）が10万円未満のもの（法人の場合は税務会計上固定資産勘定に資産計上したものを除く）
- (10) 取得価額（1個または1組）が20万円未満のもので3年間の一括償却としたもの

■申告していただく方

毎年1月1日（賦課期日）現在、本市において事業を営んでいる個人または法人の方で、上記償却資産を所有されている方です。

なお、前年中に資産の増減のない方、休業・廃業・移転等で資産がなくなった方も申告が必要ですので、申告書へ記載の上ご提出ください。

■申告書の提出期限

毎年1月31日（休日その他の公休日にあたるときはその翌日）

■申告書の提出先

○提出先

申告書等は、中央市税事務所固定資産税課償却資産担当（☎ P91）へ提出してください。

○複数の区に資産をお持ちの方

資産の所在区ごとに申告書を作成し、上記提出先へ提出してください。

■電子申告（^{エルタックス}eLTAX）

申告書の作成や提出等の手続きを、インターネットを利用して行うことができます。☎ P73

申告先を登録する際、複数の区に資産をお持ちの方はそれぞれの区ごとに申告先を登録し、申告書を作成してください。

≫ 都市計画税

都市計画税は、総合的な街づくりを目的として行う都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用の一部を負担していただくために設けられた目的税で、市街化区域内の土地・家屋に対してかかる税です。

都市計画税は、都市計画施設、特に下水道、公園、生活道路などの整備拡充のために使われています。

納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）現在で、市内の市街化区域内に土地・家屋を所有している方です。

土地・家屋の所有者が不明である場合には、その使用者を所有者とみなして課税することがあります。

固定資産税において免税点未満の場合は、都市計画税も課税されません。

課税標準と特例・軽減措置

固定資産税と同じく、土地・家屋の価格が課税標準になります。

土地については、固定資産税と同様に①住宅用地の特例措置、②負担水準に対応した負担調整措置があります。

なお、家屋についての新築住宅などに対する減額措置は、都市計画税については適用されません。

住宅用地に対する課税標準の特例

特例額の算出については次のとおりです。

区 分	特例率
小規模住宅用地（住宅用地のうち住宅1戸当たり200㎡以下の部分）	価格の1/3
一般住宅用地（200㎡を超える部分。ただし、家屋の延床面積の10倍まで）	価格の2/3

土地の税負担について

固定資産税と同様の税負担の調整措置を講ずることにより、令和7年度の税額が算出されます。

税額の算出方法

課税標準額×税率（0.3%）

納税の方法

固定資産税とあわせて納めていただくことになっています。納税通知書は固定資産税と合算して送付されます。

収入額と使い道

都市計画税の収入額約271億円（令和5年度決算額）は、下記のような都市計画事業などにあてられています。

事業内容	充 当 額
街路整備	約9億円
学校整備	約7億円
下水道整備	約139億円

Q & A

Q.1 土地・家屋を売却したのに納税通知書がきたのはなぜ？

今年の2月に今まで住んでいた土地と家屋を売却しましたが、4月に固定資産税の納税通知書が送付されてきました。なぜでしょうか。

A 固定資産税はその年の1月1日（賦課期日）現在の状況により課税されます。そのため、年の途中で売却しても、賦課期日現在の所有者の方が納税義務者となります。なお同様に、今年の途中に家屋を取り壊しても、今年度分の固定資産税は課税されますし、今年の途中に完成する新築住宅は、翌年度から課税されることになります。

Q.2 年末に土地を売買い、翌年に所有権移転登記をしたときは？

私は、昨年11月に自己所有地の売買契約を締結し、翌年3月に買主への所有権移転登記を済ませました。今年度の固定資産税は誰に課税されますか。

A 今年度の固定資産税はあなたに課税されます。地方税法の規定により、その年の1月1日（賦課期日）現在、登記簿に所有者として登記されている人に対し当該年度分の固定資産税を課税します。

Q.3 車庫や物置にも税金がかかるの？

課税になる車庫や物置とは具体的にどのようなものでしょうか。

A 土地に定着して建造され、屋根や周壁等により風雨をしのぎ得る建造物は家屋として課税されます。そのため、布コンクリート基礎、束石等により定着している状態にある車庫、物置、倉庫等については家屋として課税されます。設置された場合は納税通知書に同封している返信届等でご連絡をお願いいたします。なお、周壁のないカーポートについては、家屋としての固定資産税は課税されませんが、事業用資産である場合は、償却資産として申告が必要となります。

Q.4 家屋の固定資産税が急に高くなったのはなぜ？

住宅を所有していますが、昨年と比べて家屋の税額が急に高くなったのはなぜでしょうか。

A 一定の要件を満たす新築の住宅については、3階建て以上のマンションなどでは5年度間、木造住宅などでは3年度間、固定資産税が減額されます。したがって、この期間を過ぎますと本来の税額で課税されることになります。この減額措置の適用家屋または適用終了家屋については、課税明細書にその旨記載しています。

家屋についての特例は  P48

Q & A

Q.5 土地の固定資産税が急に高くなったのはなぜ？

昨年10月に住宅を取り壊しましたが、昨年と比べて土地の税額が急に高くなったのはなぜでしょうか。

A その年の1月1日（賦課期日）現在において、土地の上に一定の要件を満たす住宅があると「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用されますが、住宅の滅失や、その住宅としての用途を変更すると、次の年の賦課期日からは土地の利用状況が変更となり、本特例は適用されなくなります。

住宅用地の特例は P45、46

Q.6 家屋が年々老朽化していくのに評価額が下がらないのは？

私のマンションは建築されてからかなりの年数がたちますが、年々老朽化していくのに、評価額が下がらないのはなぜでしょうか。

A 家屋の評価額は、評価の対象となった家屋と同一のものを評価替えの時点において、その場所に新築するとした場合に必要とされる建築費、すなわち再建築価格に、家屋の建築後の年数経過によって通常生ずる損耗の状況による減価等を考慮した減率（経年減点補正率）を乗じて求められます。ただし、その評価額が前年度の評価額を超える場合は、前年度の評価額に据え置かれます。

一部の家屋については、建築費の上昇により、評価額が据え置かれていることもあって、経年減点補正率を加味した評価額であっても、以前から据え置かれている評価額を下回るまではいたらず、評価額が下がらないといったことがあります。

また、経年減点補正率の下限に達した家屋は、それ以後の評価替えにおいて、経年減点補正率により評価額が下がることはありません。

Q.7 各地にある工場・支店の償却資産の申告は？

全国規模で展開している会社で、各地に工場、支社があります。どこの市町村に償却資産の申告をすればよいのでしょうか。

A 償却資産の申告は、当該償却資産が所在する市町村へ行うことになっていますので、各工場、各支店が所在する市町村ごとに、別々に申告していただくことになります。

Q.8 現在稼働していない償却資産の申告は？

現在稼働していない償却資産も申告の必要があるのでしょうか。

A 稼働を休止している、いわゆる遊休資産であっても、その休止期間中に必要な維持管理や補修が行われており、いつでも稼働して事業の用に供することができるものについては、償却資産として申告の対象になります。

軽自動車税

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車（これらを軽自動車等といいます）に対してかかる税です。

納税義務者

毎年4月1日（賦課期日）現在、市内に主たる定置場のある軽自動車等の所有者（割賦販売などで売主が軽自動車等の所有権を留保している場合は買主）

（注）軽自動車税（種別割）には月割課税制度がありませんので、4月1日現在の所有者だけに課税されることとなり、4月2日以降に軽自動車等を廃車などで手放したとしてもその年度分の税金は全額納めていただくことになります。

税 率

■二輪車等

車 種		標準税率
原動機付自転車	特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）※1	2,000 円
	総排気量が50cc以下(定格出力0.6kW以下)のもの(ミニカー※2を除く)	2,000 円
	二輪で総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0kW以下のもの	2,000 円
	二輪で総排気量が50ccを超え90cc以下（定格出力0.6kW超0.8kW以下）のもの	2,000 円
	二輪で総排気量が90ccを超え125cc以下（定格出力0.8kW超1.0kW以下）のもの	2,400 円
	ミニカー※2	3,700 円
軽 自 動 車	二輪で総排気量が125ccを超え250cc以下のものおよび二輪のトレーラー（一定の規格以下のもの）	3,600 円
	もっぱら雪上を走行するもの（総排気量が660cc以下のもの）	3,600 円
小型特殊自動車	農耕作業用（最高速度が35km/h未満のもので、農耕トラクタなど乗用装置のあるもの）	2,400 円
	その他（一定の規格以下で、最高速度が15km/h以下のフォークリフト、ショベルローダなど）	5,900 円
二輪の小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	6,000 円

※1 特定小型原動機付自転車とは、定格出力0.6kW以下の原動機付自転車のうち、最高速度20km/h以下かつ長さ1.9m以下かつ幅0.6m以下に該当するものをいいます。

※2 ミニカーとは、三輪以上で総排気量が20ccを超え50cc以下（定格出力0.25kW超0.6kW以下）のもののうち、車輪間の距離が50cmを超えるものまたは車室を備えるものをいいます。ただし、車室の側面が構造上開放されていて、かつ車輪間の距離が50cm以下の三輪（屋根付三輪）は除かれます。

■三輪および四輪以上の軽自動車

(1) 「平成27年4月1日以後に最初の新規検査※1をした車両」

乗用自家用	乗用営業用	貨物自家用	貨物営業用	三 輪
10,800 円	6,900 円	5,000 円	3,800 円	3,900 円

（注）「グリーン化特例（軽課）」に該当する場合があります。P60

(2) 「最初の新規検査※1 から 13 年を経過した車両」

乗用自家用	乗用営業用	貨物自家用	貨物営業用	三 輪
12,900 円	8,200 円	6,000 円	4,500 円	4,600 円

(注) 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車ならびに被けん引車は重課の対象から除きます。

(3) (1)、(2)どちらの適用条件にもあてはまらない車両

乗用自家用	乗用営業用	貨物自家用	貨物営業用	三 輪
7,200 円	5,500 円	4,000 円	3,000 円	3,100 円

(4) グリーン化特例（軽課）

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（(C) は令和 7 年 3 月 31 日まで）に最初の新規検査※1 をした新車の車両で、燃費性能等に応じてそれぞれ翌年度のみ軽課税率が適用されます。

区 分			税率（年税額）			標準税率 （参考）
			(A)	(B)※2	(C)※2	
三 輪			1,000 円	2,000 円 (乗用営業用のみ)	3,000 円 (乗用営業用のみ)	3,900 円
四輪以上	乗 用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円	6,900 円
		自家用	2,700 円	—	—	10,800 円
	貨物用	営業用	1,000 円	—	—	3,800 円
		自家用	1,300 円	—	—	5,000 円

(A) 電気軽自動車・天然ガス軽自動車（平成 21 年排出ガス規制から NOx10%低減達成車または平成 30 年排出ガス規制適合車）

(B) 令和 12 年度燃費基準 90%達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車

(C) 令和 12 年度燃費基準 70%達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車

(注) 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

※1 「最初の新規検査」をした年月は、自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。

※2 (B) および (C) は、揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする軽自動車で、いずれも★★★★（平成 17 年排出ガス規制から NOx75%低減達成車または平成 30 年排出ガス規制から NOx50%低減達成車のことをいいます。）に限ります。

〈「最初の新規検査」をした年月〉

番号 00000

自 動 車 検 査 証

最初の新規検査をした年月

令和〇〇年〇〇月〇〇日

軽自動車検査協会 印

車 両 番 号	交 付 年 月 日	初度検査年月	自動車の種類	用 途	自家用・事業用の別	車 体 の 形 状		
札幌 5 8 0 あ 〇 〇 〇 〇	令和 2 年 10 月 1 日	令和 2 年 10 月	軽自動車	乗用	自家用	箱型		
車 台 番 号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		長さ	幅	高さ
A B 1 2 - 3 4 5 6 7 8 9	4 人	kg	kg	kg		cm	cm	cm
～ 以下省略 ～								

申告

軽自動車等を取得した場合は15日以内に、軽自動車等を廃車、売却などしたり、転居した場合には30日以内に申告をしてください。

■原動機付自転車および小型特殊自動車

○申告手続きに必要なもの

申告の種類		提出書類※	お持ちいただくもの
新規	◎販売店から購入したとき	軽自動車税 (種別割) 申告(報告)書兼 標識交付申請書	・販売証明書 ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
	市外の人から譲渡されたとき		・前登録市町村交付の標識(前登録市町村で廃車済の場合は不要) ・譲渡人の標識交付証明書または廃車証明書(廃車済の場合) ・譲渡を証明する書面 ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
	他市町村から転入したとき		・前登録市町村交付の標識(前登録市町村で廃車済の場合は不要) ・前登録市町村交付の標識交付証明書または廃車証明書(廃車済の場合) ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
変更	◎市内の人から譲渡されたとき	軽自動車税 (種別割) 申告(報告)書兼 標識交付申請書	・標識交付証明書(紛失した場合は不要) ・譲渡を証明する書面 ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
	市内で住所を変更したとき		・標識交付証明書(紛失した場合は不要) ・住所を証明するもの ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
	標識を紛失または破損したとき (郵送申告不可)		・標識(返納可能な場合) ・標識交付証明書(紛失した場合は不要) ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
廃車	◎廃棄するとき	軽自動車税 (種別割) 廃車申告書兼 標識返納書	・標識および標識交付証明書(紛失した場合は不要) ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
	◎市外の人へ譲渡するとき		
	◎他市町村へ転出するとき		

※提出書類は、申告場所(☞P62)に備え付けているほか、札幌市公式ホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」から取得することができます。

札幌市 原付 申請書ダウンロード

検索

○申告場所

原動機付自転車と小型特殊自動車の申告場所は中央市税事務所諸税課軽自動車税係（☎ P91）です。
また、61 ページ中◎印の申告については下記標識取扱所でお手続きができます。

- ・寺島商会 ☎ 775-8460 （北区屯田 3 条 4 丁目 13-12）
- ・クルマス SAPPORO 北 24 条店 ☎ 721-4364 （東区北 24 条東 8 丁目 1-6）
- ・ベンチワーク ☎ 872-8038 （白石区北郷 4 条 12 丁目 21-5）
- ・門崎商会 ☎ 571-1692 （南区川沿 8 条 1 丁目 1-36）
- ・バイクプラザ メカドック ☎ 694-6567 （手稲区手稲山口 650 番地 3）

営業日につきましては札幌市公式ホームページ「原動機付自転車・小型特殊自動車の申告について」をご覧ください。

○郵送申告

一部の申告を除き、郵送申告が可能です。郵送受付から証明書等の発送まではおよそ 1～5 営業日です。
ただし、必要書類に不備や不足がある場合は受付できず、書類を返送する場合がありますのでご注意ください。

〈郵送申告に必要なもの〉

- (1) 必要書類（☎ P61）

※郵送の場合、本人確認書類は両面の写しをお送りください。

- (2) 返信用封筒（返送先の郵便番号・住所・氏名（名称）を記載し、切手を貼ったもの）

手続きの種類	必要な返信用封筒	返送する書類
新規	返送先を記載したレターパックライト等	ナンバープレート、ねじ、標識交付証明書
変更	返送先を記載し、切手を貼付した封筒	標識交付証明書
廃車		廃車申告受理証明書

■軽自動車および二輪の小型自動車

軽自動車および二輪の小型自動車に関する申告は、軽自動車（二輪は除く）については全軽自協札幌事務所、二輪の軽自動車および二輪の小型自動車については札幌運輸支局での手続きが必要です。詳細については、各申告場所へお問い合わせください。

車 種	申告場所
軽 自 動 車 〔660 cc 以下の三輪、四輪など〕	全軽自協札幌事務所 ☎ 768-3955 （北区新川 5 条 20 丁目）
二 輪 の 軽 自 動 車 〔125 cc を超え 250 cc 以下のバイク〕 二 輪 の 小 型 自 動 車 〔250 cc を 超 え る バイク〕	札幌運輸支局 ☎ (050) 5540-2001 （東区北 28 条東 1 丁目）

○軽自動車 OSS（ワンストップサービス）

三輪以上の新車購入時の軽自動車保有関係手続は、パソコンからインターネットでいつでも可能です。

軽自動車 OSS

検索

納税の方法

中央市税事務所諸税課から送付された納税通知書により 5 月 31 日までに納めていただきます。

環境性能割

■環境性能割

環境性能割は、三輪以上の軽自動車を新車、中古車を問わず取得した人に課されるもので、税額は、課税標準である取得価額に対し、環境性能に応じた税率（0%～2%）を乗じて算出します。なお、軽自動車税環境性能割の賦課徴収は、当分の間、都道府県が行うことになっています。

■環境性能割の税率

区 分			税率（乗用）	
	排ガス要件	燃費要件	自家用	営業用
電気軽自動車、天然ガス軽自動車（平成21 年排出ガス規制からNOx10%低減達成車または平成30 年排出ガス規制適合車）			非課税	非課税
ガソリン ハイブリッド車	★★★★★※	令和 12 年度燃費基準 80%達成かつ 令和 2 年度燃費基準達成		
ガソリン車	★★★★★	令和 12 年度燃費基準 75%達成かつ 令和 2 年度燃費基準達成	1.0%	0.5%
	★★★★★	令和 12 年度燃費基準 70%達成	2.0%	1.0%
上記以外の車				2.0%

区 分			税率（貨物）	
	排ガス要件	燃費要件	自家用	営業用
電気軽自動車、天然ガス軽自動車（平成21 年排出ガス規制からNOx10%低減達成車または平成30 年排出ガス規制適合車）			非課税	非課税
ガソリン ハイブリッド車	★★★★★※	令和 4 年度燃費基準 105%達成		
	★★★★★	令和 4 年度燃費基準達成	1.0%	0.5%
ガソリン車	★★★★★	令和 4 年度燃費基準 95%達成	2.0%	1.0%
上記以外の車				2.0%

※★★★★★：平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車または平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車

Q & A

Q.1 今は所有していない軽自動車の税金は？

私は、所有していた軽自動車を4月20日に知人に譲渡したのですが、5月になってから納税通知書が送られてきました。現在、車は持っていないのに、軽自動車税（種別割）は課税されるのですか。

A 軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日（賦課期日）現在の所有者が納税義務者となります。また、自動車税の種別割とは異なり、月割課税制度がありません。したがって、4月2日以降に廃車や譲渡をしても、その年の軽自動車税（種別割）は全額かかることになります。

Q.2 乗らずに車庫に保管しているバイクの税金は？

バイクが壊れてしまい、もう乗っていないのですが、軽自動車税（種別割）は課税されますか。

A 軽自動車税（種別割）は、軽自動車等を所有している人に課税されるため、使用せずに保管しているだけであつたり、故障などにより使えない状態であっても、所有している限り課税されます。

なお、壊れたバイクを必要とせず廃棄処分（スクラップ処分）した場合は、廃車の申告をしてください。

Q.3 車検切れで使っていない車両の税金は？

四輪の軽自動車の車検が切れているのですが、軽自動車税（種別割）は課税されますか。

A 軽自動車税（種別割）は軽自動車税等を所有している人に課税されるため、車検が切れている状態であっても、所有している限り課税されます。なお、車両の所有をやめる場合は、廃車の申告をしてください。

Q.4 盗難にあったバイクの税金は？

所有しているバイクが昨年9月に盗難にあい、警察署に盗難届を出しましたが、5月になってから納税通知書が送られてきました。どうしてですか。

A 軽自動車等を廃車したときや譲渡したときは、税の申告が必要になり、申告がない場合はそのまま課税されてしまいます。あなたの場合は、盗難にあったということなので、申告をしていただきますと今年度の税金を納める必要はなくなります。その場合、4月1日（賦課期日）現在そのバイクがない（盗難にあつて所有していない）ことを証明する警察の盗難届受理番号などが必要になります。なお、この申告をされないと、来年度以降も課税されてしまいますので、お早めに申告してください。

Q & A

Q.5 公道を走行しない農耕用トラクタやフォークリフトの税金は？

公道を走行しない農耕用トラクタやフォークリフトでも、軽自動車税（種別割）は課税されますか。

A 農耕用トラクタやフォークリフトのうち、小型特殊自動車に分類されるものは、公道を走行しないものであっても軽自動車税（種別割）が課税されます。

これらは、公道を走行しなくてもナンバープレート（標識）を取り付けなければなりません。

Q.6 障がい者が使用する軽自動車の税金は？

障がい者に対する軽自動車税（種別割）の軽減措置はありますか。

A 以下の要件に該当する場合、申請することにより軽自動車税（種別割）が免除される場合があります。

- (1) 障がいのある方またはその家族が所有する車で、障がいのある方自身またはその家族がその障がいのある方のために運転する場合
- (2) 障がいのある方のみの世帯において障がいのある方が所有する車で、障がいのある方を常時介護している方が運転する場合
- (3) 車の構造がもっぱら身体に障がいがある方等の利用に供するためのものである場合

市たばこ税

市たばこ税は、国産たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）および卸売販売業者が市内の小売販売業者に売り渡したたばこに対してかかる税です。

納税義務者

- ・国産たばこの製造者
- ・特定販売業者
- ・卸売販売業者

たばこの小売価格には、すでに市たばこ税相当額が含まれていますので、実際に税金を負担しているのは購入者です。

税 率

市たばこ税の税率は、1,000 本あたり 6,552 円です。

税額の算出方法

国産たばこの製造業者等が市内の
小売販売業者に売り渡した本数 × 税率

〈たばこ 1 箱（20 本入り 580 円の場合）に含まれる税金〉

国 た ば こ 税	136.04 円
道 府 県 た ば こ 税	21.40 円
市 町 村 た ば こ 税	131.04 円
た ば こ 特 別 税	16.40 円
消 費 税・地 方 消 費 税	52.73 円
計	357.61 円 (61.7%)

申告と納税の方法

国産たばこの製造業者等が、毎月 1 日から末日までの間に売り渡したたばこに対して算出された税額を翌月末日までに申告し、納めることになっています。

≫ 入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、観光施設および消防施設などの整備や観光の振興のための費用にあてるために設けられた目的税で、鉱泉浴場の入湯行為に対してかかるものです。

納税義務者

鉱泉浴場における入湯客

課税免除

- ・ 年齢 12 歳未満の者
- ・ 修学旅行等の学校行事に参加している小中学生等
- ・ 共同浴場または公衆浴場に入湯する者
- ・ 地方公共団体または社会福祉法人が設置する福祉施設において入湯する者

税 率

鉱泉浴場の一般入湯客 1 人につき

区 分	税 率
一 泊	150 円
日帰り	100 円

申告と納入の方法

浴場経営者等が、毎月 1 日から末日までの間に入湯客から徴収した入湯税を、翌月 15 日までに申告し、納めることになっています。

収入額と使い道

入湯税の収入額約 3.7 億円（令和 5 年度決算額）は、下記の事業に関する費用にあてられています。

事業内容	充当額
観光の振興（観光企画宣伝、観光施設の整備など）	約 1.6 億円
消防施設、環境衛生施設の整備など	約 2.1 億円

≫ 事業所税

事業所税は、道路、公園、上下水道、教育文化施設などの都市環境の整備および改善に関する事業に要する費用にあてるために設けられた目的税で、市内の事務所・事業所において、法人や個人が行う事業に対してかかるものです。

事業所税には、事業所床面積に応じて負担する資産割と、従業員の給与総額に応じて負担する従業者割があります。

納税義務者

市内の事業所等（事務所、店舗、工場、倉庫、屋内駐車場など）において事業を行う法人または個人

税額の算出方法

区 分	資産割		従業者割	
課税標準	法人	事業年度終了の日現在における事業所床面積	法人	事業年度中に支払われた従業者給与総額
	個人	その年の12月31日現在における事業所床面積	個人	その年中に支払われた従業者給与総額
税 率	1 m ² につき 600 円		従業者給与総額の 0.25%	
免 税 点	事業所床面積 1,000 m ² 以下		従業者数 100 人以下	

(注1) 事業所税の免税点は、市内のすべての事業所等を合算して判定します。

(注2) 免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により、資産割と従業者割とでそれぞれ個別に行い、いずれかが免税点を超える場合は、その超えた一方のみ課税されます。また、どちらとも免税点を超える場合は資産割と従業者割の両方が課税されます。

なお、免税点を超える場合は、その超えた部分のみではなく全体が課税の対象となります。

(注3) 特殊関係者（子会社・兄弟会社等）と同一の家屋内で事業が行われている場合、当該家屋内の特殊関係者の事業所等も合算して免税点の判定を行います。

申告と納税

申告と納税の方法	申告納付期限	
納税義務者が課税標準や税額などを申告し、納めることになっています。	法人	事業年度終了の日から2カ月以内
	個人	翌年の3月15日まで

(注) 免税点以下の場合であっても、市内の事業所床面積の合計が800 m² 以上の場合や従業者数の合計が80人以上の場合には申告の必要があります（納付の必要はありません）。

■ 申告書の提出先

中央市税事務所諸税課事業所税係 ☎ P91

事業所税の申告書

事業所税の「申告書」、「事業所用家屋貸付等申告書」および「納付書」は下記の場所で取得することができます。

- (1)中央市税事務所諸税課事業所税係  P91
- (2)札幌市公式ホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」

札幌市 事業所税 ダウンロード

検索 

事業所用家屋の貸付等申告

事業所用家屋（貸ビル等）の全部または一部を貸し付けている方は、「事業所用家屋貸付等申告書」の提出が必要です。

事業所税は、事業所等において事業を行う方が納税義務者となりますので、貸ビルの貸室部分は、当該貸室を借りて事業を行う方が納税義務者となります。

ただし、ビルの管理のための施設（管理人室・清掃員の詰所等）は、貸ビルを管理している事業者が納税義務者となります。

電子申告 エルタックス (eLTAX)

申告書の作成や提出等の手続きを、インターネットを利用して行うことができます。  P73

収入額と使い道

事業所税の収入額約 89.1 億円（令和 5 年度決算額）は、下記の事業に関する費用等にあてられています。

事業名	充当額
道路等の整備事業	約 13.5 億円
公園等の整備事業	約 2.2 億円
上下水道等の整備事業	約 1.0 億円
学校、図書館等の整備事業	約 12.2 億円
病院、社会福祉施設等の整備事業	約 6.2 億円

≫ 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）

マイナンバー制度とは

平成 28 年 1 月から社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の運用が始まりました。マイナンバーとは、一人ひとりが持つ 12 桁の個人番号のことです。

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認できるようにし、社会保障、税、災害対策の 3 つの分野において、1. 行政を効率化し、2. 国民の利便性を高め、3. 公平・公正な社会を実現するための制度です。

なお、法人にも 13 桁の法人番号が指定されています。

市税の手続きにおけるマイナンバーの取扱い

市税の手続きでは、給与支払報告書・各種税申告書・申請書等の一部にマイナンバー（個人番号）を記載することが必要となります。

マイナンバーを記載した申告書や申請書を提出する場合は、番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）等の法令で定める本人確認を行いますので、下記一覧に記載している本人確認書類をお持ちください。

下記一覧は、番号法施行令および同法施行規則で定める書類等に加え、個人番号利用事務実施者である札幌市長が適当と認める書類等を記載しています。

■ 本人確認書類一覧

(1) 本人が申告書等を提出する場合

	番号確認	身元確認
窓口・郵送	以下のいずれか ①マイナンバーカード ②通知カード※ ③個人番号のある住民票の写しや住民票記載事項証明書 (注) ①～③がない場合 ④札幌市が過去に本人であることを確認したうえで作成した書類（プレ印字申告書）	以下のいずれか マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カードまたは特別永住者証明書、学生証、社員証、資格証明書（税理士証票等）、戦傷病者手帳、プレ印字申告書、氏名および住所または生年月日が印字された官公署（勤務先等）発行書類（例…税や社会保険料・公共料金の領収書、各種税証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳、給与所得の特別徴収税額通知書、納税通知書、源泉徴収票）
電子申告	初回のみ番号確認書類の添付が必要です。詳しくは eLTAX ^{エルタックス} のホームページをご確認ください。	以下のいずれか ①公的個人認証による電子署名 ② eLTAX で認めている電子証明書

※氏名、住所等の記載事項に変更がない場合または正しく変更手続きがとられている場合に利用可能です。

(注) 郵送で申告書等を提出する場合は、窓口での提出の場合と同様の書類の写しを同封してください。

(2) 代理人が申告書等を提出する場合

	本人の番号確認 (本人に係る書類)	代理人の身元確認 (代理人に係る書類)	代理権の確認
窓 口 ・ 郵 送	以下のいずれか（写しも可） ①マイナンバーカード ②通知カード※ ③個人番号のある住民票の写しや住民票記載事項証明書 （注）①～③がない場合 ④札幌市が過去に本人であることを確認したうえで作成した書類（プレ印字申告書）	〈代理人が個人の場合〉 以下のいずれか（顔写真のないものは2種類） マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カードまたは特別永住者証明書、学生証、社員証、資格証明書（税理士証票等）、戦傷病者手帳、氏名および住所または生年月日が印字された官公署（勤務先等）発行書類 （例…税や社会保険料・公共料金の領収書、各種税証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳、給与所得の特別徴収税額通知書、納税通知書、源泉徴収票） 〈代理人が法人の場合〉以下の2点 ①法人の名称および本店所在地が記載された官公署発行書類（登記事項証明書、印鑑登録証明書、税・社会保険の領収書等） ②当該法人与来庁者との関係を示す書類（社員証等）	〈税理士以外の場合〉 ①法定代理人（親権者、成年後見人等）の場合 戸籍謄本や登記事項証明書等 ②任意代理人の場合 委任状 （注）①②が困難な場合は以下のいずれか ③委任状に準ずる書類（本人および代理人の個人識別事項ならびに押印があるもの）の提出 ④本人しか持ち得ない書類（マイナンバーカード、通知カード、運転免許証等、本人に対し1回限り発行されるような書類）の写しの提出 〈税理士の場合〉 税務代理権限証書
電 子 申 告	初回のみ番号確認書類の添付が必要です。詳しくはeLTAXのホームページをご確認ください。	以下のいずれか ①公的個人認証による電子署名 ②eLTAXで認めている電子証明書	以下のいずれか ①委任状、税務代理権限証書（税理士・税理士法人の場合） ②納税義務者本人の利用者IDを用いた申告

※氏名、住所等の記載事項に変更がない場合または正しく変更手続きがとられている場合に利用可能です。

事業者の方がマイナンバーを取り扱う際の注意点

事業者の方は、税や福祉の手続きにあたり従業員等のマイナンバーを管理することとなりますが、マイナンバーの収集・利用や他者への提供の範囲は法令により厳格に制限されています。

国の個人情報保護委員会より、「特定個人情報※の適正な取扱いに関するガイドライン」が示されていますので、ご確認のうえ十分な配慮をお願いいたします。

※マイナンバーを含む個人情報を指します。

お問い合わせ先

■お電話でのお問い合わせ

○マイナンバーに関するお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178（無料）

「マイナンバーカード」「電子証明書」「個人番号通知書」「通知カード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。

〈受付時間〉 平日 9:30～20:00 土日祝日 9:30～17:30（年末年始を除く）

（注）マイナンバーカードおよび電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

○マイナンバーカードに関するお問い合わせ

個人番号カードコールセンター

0570-783-578（有料）

〈受付時間〉 8:30～20:00（年末年始を除く）

（注）マイナンバーカードおよび電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

○一部 IP 電話等で上記どちらのダイヤルにも繋がらない場合 050-3818-1250（有料）

○外国語対応（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語等）

(1) 「個人番号通知」「通知カード」「マイナンバーカード」、紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止

0120-0178-27（無料）

0570-064-738（有料）※上記番号がつかない場合

〈受付時間〉「マイナンバーカード総合サイト」でご確認ください。

(2) マイナンバー制度、マイナポータルに関すること 0120-0178-26（無料）

〈受付時間〉 平日 9:30～20:00 土日祝日 9:30～17:30

■FAXでのお問い合わせ

聴覚障がい者専用お問い合わせ FAX 番号

0120-601-785

聴覚障がい者の方からの FAX によるお問い合わせを受け付けております。回答については「個人番号カードコールセンター」から FAX で送信します。

（注）マイナンバーカードおよび電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難による一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

■お問い合わせフォーム

地方公共団体情報システム機構
「マイナンバーカード総合サイト」

マイナンバー お問い合わせフォーム

検索

≫ 電子申告および電子納税

市税の電子申告および電子納税

札幌市への税の申告、納税および申請・届出の手続きは、地方税ポータルシステム「^{エルタックス}eLTAX」を利用して、インターネットを通じて行うことができますのでご利用ください。

■ご利用いただける税目

申告	・法人市民税 ・固定資産税（償却資産） ・市たばこ税 ・入湯税 ・事業所税（事業所用家屋貸付等申告含む） ・個人市民税（給与支払報告書や特別徴収関連手続き）
納税 ^{※1}	・法人市民税 ・市たばこ税 ・入湯税 ・事業所税 ・個人市民税（給与からの特別徴収分） ^{※2}
申請・届出関係	・法人市民税（法人設立・設置届出書、法人の異動届出書、更正請求書） ・入湯税（入湯税に係る異動届） ・個人市民税（特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書など）

※1 申告に基づいて納税する税目について電子納税を行う場合は、事前に電子申告が必要となります。

※2 退職所得に対する市民税の特別徴収分も含みます。

そのほか、更正請求や納税管理人申告など一部の手続きについても、eLTAX を利用して行うことができます。対象の手続きについては、札幌市ホームページをご覧ください。

札幌市 エルタックス

検索

■ eLTAX を利用するには

eLTAX を利用するには、電子証明書の取得（税理士が代理で申告等を行う場合、納税者本人の電子証明書は不要です）、利用届出等の事前準備が必要です。詳しくは eLTAX ホームページをご覧ください。

事前準備が整いましたら、eLTAX ホームページよりダウンロードできるソフトウェア（PCdesk ^{ピーシーデスク} など）を利用して、電子申告および電子納税が行えるようになります。

■ eLTAX のご利用に関する詳細やお問い合わせは

地方税共同機構	
ホームページ 「eLTAX 地方税ポータルシステム」	eLTAX またはエルタックス 検索
ヘルプデスク（電話）	0570-081459 上記の電話番号でつながらない場合…03-6745-0720 受付時間…9 時～17 時（土日祝、年末年始を除く）

〈課税や申告内容等に関するお問い合わせは〉 中央市税事務所の各税目担当 ☎ P91

市税の納期カレンダー

税目		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
個人市民税	普通徴収			1期		2期		3期				4期		
	年金からの特別徴収		仮徴収		仮徴収		仮徴収		本徴収		本徴収		本徴収	
	給与からの特別徴収	徴収した月の翌月 10 日まで												
法人市民税	均等割申告	全額												
	均等割と法人税割	確定申告	事業年度終了の日の翌日から原則 2 カ月以内											
		予定申告	事業年度開始の日以後 6 カ月を経過した日から 2 カ月以内											
固定資産税・都市計画税			1期			2期		3期			4期			
軽自動車税（種別割）				全額										
市たばこ税		翌月の末日まで												
入湯税		翌月の 15 日まで												
事業所税	法人	事業年度終了の日から 2 カ月以内												
	個人	翌年の 3 月 15 日まで												

（注）納期限が休日その他の公休日に当たる場合は、その翌日が納期限となります。

市税の納付方法

市税の納付場所

市税は、定められた期日までに次の場所でお納めください。

■全国の本支店および出張所で納められる金融機関

北洋銀行 北海道銀行 みずほ銀行 三菱 UFJ 銀行
三井住友銀行 北陸銀行

■全国のゆうちょ銀行および郵便局

(注) 札幌市外のゆうちょ銀行および郵便局では、札幌市の郵便振替払込取扱票でのみ納付できます。

■北海道内の本支店および出張所で納められる金融機関

北海道信用金庫	室蘭信用金庫	空知信用金庫	苫小牧信用金庫
北門信用金庫	北空知信用金庫	日高信用金庫	渡島信用金庫
旭川信用金庫	稚内信用金庫	留萌信用金庫	北星信用金庫
大地みらい信用金庫	遠軽信用金庫	北見信用金庫	北海道労働金庫
札幌市農業協同組合			

■札幌市内本支店および出張所で納められる金融機関

青森みちのく銀行	秋田銀行	七十七銀行	第四北越銀行
SBI 新生銀行	北央信用組合	札幌中央信用組合	空知商工信用組合
ウリ信用組合	あすか信用組合	サツラク農業協同組合	
北海道信用農業協同組合連合会		北海道信用漁業協同組合連合会	

■上記以外の地方税統一 QR コード対応金融機関の窓口

(納付書に QR コードが印字されている場合のみ)

対応する金融機関は随時更新されています。eLTAX ホームページをご確認ください。

eLTAX 共通納税対応金融機関

検索

■次のコンビニエンスストアの各店舗

ハマナスクラブ	セイコーマート	セブン-イレブン	ファミリーマート
ローソン	ローソンストア 100	MMK 設置店	くらしハウス
ミニストップ	スリーエイト	生活彩家	タイエー
デイリーヤマザキ	ニューヤマザキデイリーストア		ハセガワストア
ポプラ	ヤマザキスペシャルパートナーショップ		ヤマザキデイリーストアー

(注) バーコードが印刷されている納付書に限ります。

■財政局税政部納税指導課（市役所本庁舎 2 階）および各市税事務所納税課（☎ P91～94）

口座振替

口座振替は、自動的にあなたの預貯金口座から振り替えて納めることができる便利な制度です。手続きは簡単で、通常は一度申込みをすると翌年度以降も継続されます。納税には、安心・確実・便利な口座振替をぜひご利用ください。

安心…納税のために現金を持ち歩く必要がありません。

確実…うっかり納め忘れる心配がありません。

便利…納期のたびに、金融機関等にお出かけになる手間が省けます。

口座振替のできる税目	市民税・道民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋分）、固定資産税（償却資産分）
口座振替のできる金融機関	市税の納付場所欄（P75）に記載されている金融機関、商工組合中央金庫札幌支店、三菱UFJ信託銀行札幌支店、みずほ信託銀行札幌支店、りそな銀行、ゆうちょ銀行の本支店・出張所、楽天銀行の本支店
口座振替のできる預貯金種目	普通預金、当座預金、通常貯金、納税準備預金
口座振替日	各納期の最終日 前日までに残高をご確認ください。再振替は行いません。
振替の確認	預金通帳でご確認ください。 なお、使用用途があり、各納期分の振替結果を記載した「口座振替納付済通知書」の発行を希望される方は、北部市税事務所収納管理課（P92）にご連絡ください。

■申込手続き

○口座振替インターネット受付サービスによる申込手続き

ご自宅のパソコンやスマートフォンから、インターネットを利用していつでも口座振替の申込みができるサービスです。

口座振替依頼書への記入や届出印の押印が不要で、市役所や金融機関の窓口に出向く必要もなく、お手軽に口座振替の手続きができます。

ご利用をご希望される方は以下の専用ページにアクセスしてください。

■専用ページ

札幌市公式ホームページ

「札幌市税 WEB 口座振替受付サービス」

札幌市税 口座振替 WEB

検索



お取り扱いできる金融機関	・全国にある（北洋、北海道、ゆうちょ、北陸）銀行の本支店および出張所 ・北海道内にある（北海道、室蘭、空知、苫小牧、北門、北空知、日高、渡島、旭川、稚内、留萌、北星、大地みらい、遠軽）信用金庫の本支店および出張所 ・札幌市内にある（青森みちのく、秋田、七十七、第四北越）銀行、（北央、札幌中央、あすか）信用組合の本支店および出張所
お取り扱いできる預貯金種目	キャッシュカードを発行している個人の普通預金、通常貯金

その他、注意事項や詳しい手続き方法など、上記のホームページでご確認ください。

○申込書（口座振替依頼書）による申込手続き

(1)郵送での申込手続き

申込書に必要事項を記入、押印の上、ご投函いただくだけで、簡単に申込みができます。札幌市行政事務センター（札幌市口座振替市税担当）（☎ P90）にご連絡いただければ、ご自宅等へ郵送します。

（注）楽天銀行の個人口座で申込みされる際は、申込書の郵送後、楽天銀行にログインし承諾手続きを行う必要があります（郵送後、承諾手続きが可能となるまで7日前後かかります）。

〈申込書は以下の場所にも備え付けております〉

- ・各区役所市民部総務企画課広聴係 ☎ P94
- ・札幌市内の金融機関、ゆうちょ銀行および郵便局の窓口

また、札幌市公式ホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」から取得することもできます。

（注）申請書・届出書ダウンロードサービスの申込書ではゆうちょ銀行のお申込はできません。

(2)市内の金融機関窓口での申込手続き

申込みには次のものが必要です。

- ①申込書（口座振替依頼書） ②口座届出印 ③預貯金通帳 ④納税通知書

申込書を札幌市内の金融機関、ゆうちょ銀行および郵便局の窓口にご提出していますので、必要事項を記入、押印の上、窓口にご提出ください。

○キャッシュカードによる申込手続き

各市税事務所の窓口でキャッシュカードを提示し、専用端末にカードの暗証番号を入力すると口座振替の申込みが完了する方法です。申込書（口座振替依頼書）にご記入いただくよりも簡単に手続きができますので、ぜひご利用ください。

ご希望の方は下の表をご確認の上、「お取り扱い窓口」にご来庁ください。

お取り扱いできる金融機関	・ 全国にある（北洋、北海道、ゆうちょ）銀行の本支店および出張所 ・ 北海道内にある（北海道、室蘭、空知、苫小牧、北門、北空知、日高、渡島、旭川、稚内、留萌、北星、大地みらい、遠軽、北見）信用金庫、札幌市農業協同組合の本支店および出張所 ・ 札幌市内にある北海道信用農業協同組合連合会、サツラク農業協同組合の本支店および出張所
お取り扱いできる預貯金種目	個人の普通預金、通常貯金 【法人様名義の預貯金口座または個人の名義でも当座預金や納税準備預金の場合は、申込書による方法でのみ受付いたします。】
ご持参いただくもの	上記お取り扱いが可能な預貯金口座のキャッシュカード、納税通知書番号の記載された書類 【暗証番号の入力が必要ですので、窓口に来庁されるご本人様名義のキャッシュカードをお持ちください】
お取り扱い窓口	各市税事務所および財政局税政部納税指導課（市役所本庁舎2階） （☎ P91～94）
ご留意いただく事項	・ 代理人カード、生体認証カードなど、一部お取り扱いできないカードがあります。 ・ 専用端末機のメンテナンス等で、予告なく受付できない場合があります。

Pay アプリで納付

■納付方法

Pay アプリ上で納付書の QR コードを読み取ることで納付できます。

利用できる税目	市民税・道民税・森林環境税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋分）、固定資産税（償却資産分）、軽自動車税（種別割）【QR コードが印刷されている納付書に限ります】
---------	--

■利用できるアプリ

利用できるアプリは随時更新されています。最新の情報は地方税お支払サイト「スマートフォン決済アプリ一覧」または札幌市公式ホームページをご確認ください。

地方税お支払サイト

検索

または

札幌市 キャッシュレス

検索

■ご注意

(1)領収証書は発行されません。

(2)軽自動車税（種別割）の納税証明書について

令和 5 年 1 月より継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要（※）となっております。

※令和 5 年開始の軽自動車の新制度について



なお、納税証明書（継続検査用）が必要な場合は、【各市税事務所納税課】または市役所 2 階【税の証明窓口】でご請求ください。

(3)手数料、納付できる上限金額等は、Pay アプリにより異なりますので、各 Pay アプリを提供する事業者にご確認ください。

地方税お支払サイトで納付

■納付方法

全国の地方税を納付できる納付サイト。クレジットカードやインターネットバンキングなどで納付できます。

STEP1

地方税お支払
サイトにアクセス

STEP2

QRコードの読み取り
または eL 番号の入力

STEP3

納付方法を選択

- クレジットカード
- インターネットバンキング
- ダイレクト納付（口座振替）
- ページー番号を発行して納付

利用できる税目	市民税・道民税・森林環境税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋分）、固定資産税（償却資産分）、軽自動車税（種別割）【QR コードが印刷されている納付書に限ります】
---------	--

■ご注意

(1)領収証書は発行されません。

(2)軽自動車税（種別割）の納税証明書について

令和5年1月より継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要（※）となっております。

※令和5年開始の軽自動車の新制度について



なお、納税証明書（継続検査用）が必要な場合は、【各市税事務所納税課】または
市役所2階【税の証明窓口】でご請求ください。

(3)クレジットカード納付に係る注意点

①以下のいずれかのロゴのあるクレジットカードで納付できます。

JCB、VISA、MasterCard、AMERICAN EXPRESS、DinersClub

②納付額に応じた手数料（システム利用料）が発生します。

決済手数料 (システム利用料)	納付金額（全税目）	決済手数料（税別）	以降、納付額が 10,000円増えるごとに 75円（税別） ずつ加算されます
	1円～10,000円	37円	
	10,001円～20,000円	112円	
	20,001円～30,000円	187円	

(4)インターネットバンキングに係る注意点

利用する金融機関にインターネットバンキングの登録（利用申込）が必要です。

(5)ダイレクト納付（口座振替）に係る注意点

①eLTAX（エルタックス）への利用者登録および金融機関の口座情報登録が必要です。

②継続的に振替されるものではなく、都度納付手続きが必要です。

(6)ペイジー番号の発行に係る注意点

ペイジーでの納付に必要な番号（ペイジー番号）を発行し、ATM等で納付手続きが必要です。

(7)利用できる金融機関（インターネットバンキング、ダイレクト納付（口座振替）、ペイジー番号の発行）

利用できる金融機関は随時更新されています。eLTAX ホームページをご確認ください。

eLTAX 共通納税対応金融機関

検索

QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

≫ 自主納税と滞納

自主納税

市税の納付・納入は、自主納税が基本です。

自主納税とは、納税者の皆さまが定められた納期限までに自主的に納税することです。

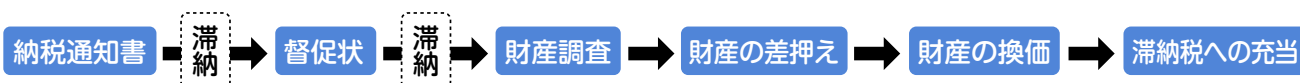
市税の滞納

定められた納期限までに納税しないことを滞納といいます。滞納になると、まず督促状により再度納税を求めることになります。たとえ、滞納がうっかりした不注意によるものであっても同じです。また、滞納した場合には、本来納めるべき税額のほかに法令で定める延滞金もあわせて納めていただくことになります。

滞納処分

市税を滞納したままですと、納期限までに納められた納税者との公平を保つため、また、大切な市税収入を確保するために、やむを得ず、滞納している方の財産（預貯金・給与・不動産など）を差し押さえ、換価（取立て、売却処分）を行い、その金銭を滞納市税に充てることになります。

滞納処分の流れ



財産差押えの執行状況

年度	差押え件数	内容
令和 5 年度 (6 月 1 日～翌年 5 月 31 日)	14,279 件	預貯金、給与、不動産、自動車、動産など

市税はみんなの財産

市税の滞納は、札幌市全体にとって大きな損失となります。それは、滞納整理のために多額の費用がかかるからです。この費用も結局は、本来市民の皆さまのための福祉・教育・土木事業などに使われるべき貴重な市税から支出されることになります。

市税は、市民みんなの財産です。市税を有効に使うため納期限までに納税するようご協力ください。

納税相談

納期限までに納税できない場合には、納税通知書をお持ちになり、お住まいの区を担当する市税事務所納税課納税相談担当（☎ P91～93）にご相談ください。

なお、各市税事務所納税課納税相談担当では、毎週木曜日（年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、祝日を除く）に 20 時まで納税相談を行っております。平日の日中に納税及び納税相談ができない方はぜひご利用ください。

市税の減免と納税の猶予

地震、風水害、火災などの災害や盗難の被害にあわれたり、生活扶助を受けられるなど特別な事情がある場合には、その事情に応じて、税金を減免したり、納める時期を遅らせたり、分割して納められるようにする次の制度があります。

市税の減免

納税義務者が以下の要件に該当する場合は、市税が減免されることがあります。減免を申し出る場合は、原則として、その税の納期の最終日まで申請書を提出してください。

なお、以下の要件以外でも、減免されることがあります。

税の種類	主な要件	問い合わせ先
個人市民税	・生活扶助などを受ける場合 ・職業を失った方で一定の要件にあてはまる場合 ・災害を受けた方で一定の要件にあてはまる場合	お住まいの区（1月1日現在） を担当する市税事務所市民税課 ☎ P91～93
固定資産税 都市計画税	・生活扶助などを受ける場合 ・災害を受けた場合	資産の所在する区を担当する市 税事務所（償却資産分につい ては中央市税事務所）固定資産税 課 ☎ P91～93
軽自動車税 （種別割）	・生活扶助などを受ける場合 ・軽自動車等が災害により著しい損害を受けた場合 ・身体などに障がいのある方のために使用する車 で、一定の要件にあてはまる場合	中央市税事務所 諸税課 ☎ P91
法人市民税	・収益事業を行わない公益法人等で、一定の要件に あてはまる場合	
事業所税	・天災などの場合	

納税の猶予

一時に納税することができない方のために、一定の要件に該当する場合に納税を猶予する制度があります。納期限までに納税することが困難な場合は、お早めに担当の市税事務所納税課納税相談担当にご相談ください。

〈お問い合わせは〉

各市税事務所納税課納税相談担当 ☎ P91～93

徴収猶予

以下のような理由により、一時に納税することができないときに、担当の市税事務所に申請することで、1年以内の期間に限り、納税が猶予される場合があります。

- (1)財産について災害を受けたこと、または盗難にあったこと
- (2)納税者または生計を一にする親族などが病気にかかったこと、または負傷したこと
- (3)事業を廃止したこと、または休止したこと
- (4)事業について著しい損失を受けたこと
- (5)本来の納期限から1年以上経過した後に、納税すべき金額が確定したこと

○徴収猶予が認められると

- (1)納税が猶予されます。
(猶予期間中に市税を分割して納付していただく場合があります)
- (2)財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。
- (3)延滞金の全部または一部が免除されます。

■換価の猶予

一時に納税することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときに、その市税の納期限から6カ月以内に、担当の市税事務所に申請することで、1年以内の期間に限り、差押財産の換価（売却）が猶予される場合があります。

また、納税者からの申請によるほか、札幌市長の職権により猶予が認められる場合もあります。

○換価の猶予が認められると

- (1)納税が猶予され、猶予期間中に市税を分割して納付することになります。
- (2)財産の換価（売却）が猶予されます。
- (3)延滞金の一部が免除されます。

≫ 不服申立て

市税の課税の決定や滞納処分などについて不服のある方は、市長に対して文書により審査請求をすることができます。

主な処分に対する不服申立期間は、次のとおりです。

区 分	期 間
市税の課税の決定	納税通知書または税額決定通知書等を受けとった日の翌日から起算して3カ月以内
督促	督促状を受けとった日の翌日から起算して3カ月以内
不動産などの差押え	差押えがあったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内、またはその公売の期日のいずれか早い日まで

(注) 不服申立ての手続き、方法については、それぞれの通知書、督促状に記載しています。

Q & A

Q.1 納期を過ぎてから納める場合の延滞金の計算方法は？

私は、令和7年度の市民税・道民税・森林環境税の第1期分（納期限6月30日）58,300円の納税を忘れておりました。今日（10月20日）さっそく納税したいと思いますが、延滞金はかかるのでしょうか。

A 延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて次のように計算されます。

(1) 1カ月を経過する日までは令和7年中は年2.4%

(2) 1カ月を経過する日の翌日から納付する日までは令和7年中は年8.7%

したがって、あなたの場合は、次のとおり1,200円の延滞金がかかります。

① 令和7年7月1日から令和7年7月31日までの期間（31日間）

58,000円（1,000円未満の端数切捨て） $\times 0.024 \times 31 \div 365$

= 118（1円未満の端数切捨て）

② 令和7年8月1日から令和7年10月20日までの期間（81日間）

58,000円（1,000円未満の端数切捨て） $\times 0.087 \times 81 \div 365$

= 1,119（1円未満の端数切捨て）

求める延滞金は、①+②=118+1,119=1,237

= 1,200円（100円未満の端数切捨て）

Q.2 誤って市税を二重に納付してしまった場合は？

誤って固定資産税を二重に納付してしまいました。どうしたらよいですか？

A 二重に納付された市税は、原則、口座に振り込む方法でお返ししています。

手続きは、北部市税事務所から郵送される「過誤納金還付通知及び受取口座の照会について」という文書に金融機関名・口座番号等をご記入の上、返信用封筒に入れて返送していただきます。後日、その口座に振り込みいたします。振込時期は、別途郵送する過誤納金還付（充当・委託納付）通知書で、ご確認ください。なお、滞納税、延滞金がある場合には還付せずに充当します。

Q.3 口座振替ができなかった場合は？

残高不足等で市税の口座振替ができなかった場合には、どのようにして納めたらよいのでしょうか？

A 口座からの再振替は行っておりません。振替日を経過してから10日程度で納付書を郵送いたしますので、金融機関、全国のゆうちょ銀行および郵便局、コンビニエンスストア、Payアプリまたは地方税お支払いサイトで納付してください。

納付できる金融機関およびコンビニエンスストアについては  P75

Payアプリおよび地方税お支払いサイトでの納付については  P78～79

Q & A

Q.4 市税を滞納するとどうなりますか？

A

- ・ 納期限を過ぎると1日ごとに延滞金が加算されます。
- ・ 自宅や事務所あてに文書（督促状／催告書／差押予告書など）が届きます。
- ・ 預金口座、不動産、自動車の所有状況、給与の支払状況や取引状況など、財産の調査が行われます。
- ・ 財産（預貯金・給与・不動産など）の差押えが行われます。
- ・ 自宅や事務所を強制的に搜索し、帳簿を確認したり、財産を差し押さえる場合があります。

Q.5 納付したのに文書（督促状／催告書／差押予告書など）が届きましたが、なぜですか？

A

金融機関等で納付されてから札幌市において確認できるまでに2週間程度かかることもあり、既に納付されていても行き違いで文書が送付される場合があります。行き違いを避けるためにも、納期限までの納付をお願いいたします。

Q.6 財産調査とは何を調べるのですか？

A

預金口座や不動産、自動車の所有状況などを調べるほか、勤務先や取引先（金融機関や売掛先など）に連絡し、調査を行います。また、職員がご自宅や事務所に強制的に立ち入り、財産や帳簿を確認することがあります（搜索）。

Q.7 いきなり差押えされました。事前に電話などの連絡はないのですか？

A

地方税法では、督促状が発送されてから10日を経過しても納付が無い場合には、差押えをしなければならないと定められています。具体的な財産をいつどのように差し押さえるか、事前の連絡は行いません。

Q.8 給与が差し押さえられるとどうなりますか？

A

滞納市税及び延滞金が完納となるまで、札幌市が差し押さえた給与（法律による差押禁止額を控除した額）を勤務先から直接取り立てます。

Q.9 差押えを解除してくれませんか？

A

滞納市税及び延滞金が完納となった場合、差押えを解除します。

証明と閲覧の請求について

証明と閲覧を請求できる方

証明と閲覧を請求できる方は、原則として次の方に限られます。

- (1)本人（相続人、納税管理人も含まれます）
- (2)代理人（本人の委任状、同意書などが必要になります）
- (3)借地人、借家人（固定資産課税台帳の閲覧、固定資産評価証明の請求に限ります）

証明と閲覧の種類と請求窓口

証明・閲覧の種類	窓 口	
	市税事務所 市役所本庁舎 2 階税の証明窓口	区役所 篠路出張所・定山溪出張所
所得（市民税・道民税・森林環境税）証明	◎	○※
納税証明	◎	○※
課税証明	◎	○※
固定資産評価証明	◎	×
固定資産課税台帳の閲覧	◎	×

〔凡例：◎ 交付できます ○ 一部の証明を交付できます × 交付できません〕

※区役所、篠路出張所および定山溪出張所で請求する場合の注意事項

課税標準額・調整控除額の追記が必要な所得・課税証明書については、交付できません。

（高等学校等就学支援金申請用など）

法人に関する納税・課税証明書については、交付できません。

次に該当する納税証明書については、交付できません。

- ①未納のある場合の納税証明書
- ②納税証明書（指名願）
- ③軽自動車税（種別割）の納税証明書
- ④酒類販売業免許申請用証明書

郵送請求について

窓口に来庁できない場合は、証明の請求を郵送で行うことができます。必要書類を西部市税事務所納税課までお送りください。必要書類については P86

コンビニ交付サービスについて

一部の証明は、マイナンバーカードを使用して、コンビニエンスストア等で取得することができます。詳細については P87

オンライン申請について

一部の証明は、マイナンバーカードとスマートフォンを使用して、オンラインで交付申請し、郵送で受け取ることができます。詳細については P88

手数料

令和7年9月1日より、下記のとおり手数料が変更となります。

	変更前 (～令和7年8月31日)	変更後 (令和7年9月1日～)
窓口・オンライン申請	400円	450円
証明書コンビニ交付サービス	300円	250円

(1)所得（市民税・道民税・森林環境税）証明 1年度1通毎

(2)納税・課税証明 1税目・1年度・1納税義務者毎

※ 固定資産税・都市計画税に係る納税・課税証明書で、複数区に固定資産を所有している場合は、区毎

(3)固定資産評価証明および固定資産台帳の閲覧 1年度・土地1筆、家屋1件、償却資産1納税義務者毎
【発行手数料が免除となる場合があります（特定疾患医療受給証交付申請、自立支援給付の受給などに使用する場合や生活保護世帯の方など）】

証明と閲覧の請求に必要な書類

■窓口での請求

お持ちいただくもの	備 考
請求書	窓口へ備え付けているほか、札幌市公式ホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」から取得することもできます。 札幌市 証明・閲覧 ダウンロード 
本人確認書類	窓口に来られる方のマイナンバーカード、運転免許証など官公署発行の顔写真付きの本人確認書類（1点）、または資格確認書・年金手帳など顔写真の付いていない本人確認書類（2点）が必要です。 なお、マイナンバーを通知するために送付された「通知カード」・「個人番号通知書」は、本人確認書類として使用できません。
委任状	代理の方が請求する場合に必要になります。 本人と同居している親族の方が代理で請求する場合は不要です。
その他	相続人の方が請求する場合、相続人であることを証明する書類が必要です。

■郵送での請求

お送りいただくもの	備 考
請求書	札幌市公式ホームページ「市税証明の郵送での請求」から取得することができます。
本人確認書類の写し	上の表の「本人確認書類」をご覧ください。
手数料分の定額小為替	郵便局で購入することができます。 手数料については、上の表の「手数料」をご覧ください。
返信用封筒	あらかじめ宛先を記入し、切手を貼ってください。
委任状	代理の方が請求する場合に必要になります。
その他	相続人の方が請求する場合、相続人であることを証明する書類の写しが必要です。

〈送付先は〉 西部市税事務所納税課市税証明担当 ☎ P93

〈請求方法についてのお問い合わせは〉 札幌市納税お知らせセンター ☎ P90

証明書コンビニ交付サービス

■コンビニ交付とは

マイナンバーカード（個人番号カード）を使用して、全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機（キオスク端末）で証明書の取得が可能となるサービス。

■利用方法等

利用方法	マルチコピー機（キオスク端末）にマイナンバーカードをセットして、利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）を照合します。
利用できる時間	6時30分～23時00分（店舗の営業時間内に限る） （注）年末年始（12月29日～1月3日）及びシステムメンテナンス日は利用できません。
利用できる事業者店舗	セイコーマート、ローソン、セブンイレブン、ファミリーマート、イオン北海道、ラルズ※1、日本郵便※1、ミニストップ※2 など ※1 一部店舗でご利用いただけます。 ※2 市内に利用できる店舗はありません。
利用できる方	<u>以下の条件をすべて満たす方</u> ・札幌市に住民登録がある15歳以上の方（成年被後見人を除く） ・マイナンバーカード（個人番号カード）を持っている方 ・1月1日（令和6年度の証明書が必要な場合は令和6年1月1日） 現在で札幌市に住民登録があり、税の申告手続き（確定申告または勤務先や年金支払者から札幌市への支払報告書等の提出）が終了している方
取得できる証明書	所得（市民税・道民税・森林環境税）証明書、市民税・道民税・森林環境税の課税証明書 （注）取得できるのは上記「利用できる方」の本人分のみの証明書です。
証明書の年度	現年度及び前年度（現年度の証明発行開始日（例年5月中旬頃）までは、前年度及び前々年度）の2年度分の証明書 （注）普通徴収の方、公的年金からの特別徴収の方及び被扶養者の方は5月中旬～6月中旬までは所得額のみ証明書となります。

■ご注意

以下の場合、コンビニ交付の利用はできません

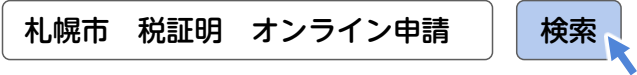
- 1月1日（令和7年度の証明書が必要な場合は令和7年1月1日）現在で札幌市に住民登録があったが、1月2日以降に札幌市から転出されている方
- マイナンバーカードを取得または利用者証明用電子証明書を更新して1営業日以内の方
（注）税の申告や住民票の変更内容が証明書に反映するまでに時間を要する場合があります。

市税証明のオンライン申請

市税証明のオンライン申請とは

スマートフォンとマイナンバーカードを使って、一部の市税証明を 24 時間 365 日（メンテナンス時を除く。）オンラインで申請し、郵送で受け取ることができます。

利用方法等

申請ページ	札幌市公式ホームページ「市税証明のオンライン申請」から各証明書の申請ページに移動できます。 
取得できる証明書	所得（市民税・道民税・森林環境税）証明書、市民税・道民税・森林環境税の課税証明書 (注)取得できるのは下記「利用できる方」の本人分のみです。
証明書の年度	現年度（最新年度）及び前年度の2年度分 (注)最新年度分については、6月中旬から申請可能になります。
利用できる方	マイナンバーカードをお持ちの方
必要なもの	(1)マイナンバーカード マイナンバーカードの交付時等に設定した署名用電子証明書が有効なものに限ります。 申請時に、署名用電子証明書の暗証番号（6～16桁の英数字）の入力が必要です。 (2)スマートフォン マイナンバーカードの電子署名を読み取るための専用アプリ「Graffer 電子署名アプリ」（無料）のインストールが必要です。 (注)マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンである必要があります。 (3)クレジットカード 証明手数料等の決済に使用します。 (対応ブランド：VISA、Mastercard、American Express、JCB、Diners Club)
郵送料	1回の請求につき10通までは110円
その他	・マイナンバーカードの署名用電子証明書が無効な場合や、札幌市に課税情報がない場合など、申請された証明書を交付できない場合は、申請時に入力された電話番号やメールアドレスにご連絡することがあります。 ・証明書発送後の申請取り消しはできません。

Q & A

Q.1 非課税証明書を発行してほしい場合は？

転出先の自治体から非課税証明書を提出するよう言われたのですが、札幌市で発行してもらえますか。

A 札幌市では「非課税証明書」という名称の証明書は発行しておりません。

課税証明書の住民税課税額が0円となっているものを一般的に非課税証明書ということがあるようですが、証明書の提出先によっては、住民税課税額のほかに所得金額等の記載を必要としているケースもあります。このような場合は、所得金額、住民税課税額等が記載されている所得（市民税・道民税・森林環境税）証明書が必要となりますが、どのような種類の証明書が必要なのかは証明書の提出先での判断となりますので、提出先に一度ご確認ください。

Q.2 請求書を自宅で印刷することができない場合の請求方法は？

郵送で所得（市民税・道民税・森林環境税）証明書を請求したいのですが、札幌市公式ホームページから請求書を自宅で印刷することができません。この場合は、どのように請求すればよいですか。

A ご自宅にある便箋等に必要事項を記入していただいたものを請求書としてお取扱いいたします。必要事項は、次のとおりです。

①現住所、②1月1日現在の住所（現住所と同一の場合は不要）、③氏名（フリガナ）、④生年月日、⑤日中連絡のとれる電話番号、⑥証明の使用目的、⑦必要な証明書（年度・通数）

（注）以下の証明書を請求する場合、上記①～⑦の他に、次の書類等が必要になります。

- ・車検用納税証明書を請求する場合：⑧車検証の写し
- ・固定資産税に係る納税・課税証明書を請求する場合：⑨物件の所在する区の記入
- ・固定資産評価証明書を請求する場合：⑩物件の地番・家屋番号の記入

Q.3 納めたばかりの市税について、すぐに納税証明書を発行できる？

昨日、金融機関で納付したばかりの固定資産税の納税証明書は、窓口ですぐに発行してもらえますか。

A 市税を納めた後、あまり日をおかずに納税証明書を請求する場合、納税いただいた旨の通知が金融機関等から届いていないこともありますので、領収書をお持ちください。また、口座振替をご利用の場合は、振替口座の通帳で納税状況の確認をいたします。

Q.4 軽自動車の車検用の納税証明書はどこで発行していますか？

軽自動車の車検で納税証明書が必要と言われました。どこで発行していますか。

A 最寄りの市税事務所または市役所2階税の証明窓口で発行しています。

※毎年5月にお送りしている納税通知書には車検用納税証明書が付いています。金融機関やコンビニエンスストアで納めていただくと領収印が押され、証明書として使用できます。納税証明書は車検の際に必要な場合がありますので、車検証と一緒に大切に保管してください。

市税についてのお問い合わせは

(注) 各市税事務所が担当する区や、所在地、電話番号等については、次のページをご覧ください。

お問い合わせの内容		担当窓口	
1 市税の納付に関すること			
(1)納税相談	お住まいの区を担当する市税事務所の納税相談担当		
(2)口座振替の申込み	札幌市行政事務センター（札幌市口座振替市税担当） （☎ 350-5132） 最寄りの市税事務所や金融機関、ホームページからも申し込みが可能です。		
2 市税証明の交付に関すること	窓口での請求方法	最寄りの市税事務所または 市役所 2 階税の証明窓口（☎ 211-2233） 一部の市税証明は区役所・出張所でも交付しています📄 P85	
	郵送での請求方法	札幌市納税お知らせセンター（☎ 616-5559）	
3 市税の申告・申請・課税内容の確認			
(1)個人市民税	お住まいの区（1 月 1 日現在）を担当する市税事務所の個人市民税担当		
(2)給与から特別徴収により納める個人市民税に関する特別徴収義務者（会社等）からの問い合わせ	中央市税事務所の特別徴収担当		
(3)法人市民税	中央市税事務所の法人市民税担当		
(4)固定資産税、都市計画税	土地分	資産の所在する区を担当する市税事務所の土地担当	
	家屋分	資産の所在する区を担当する市税事務所の家屋担当	
(5)固定資産税（償却資産分）	中央市税事務所の償却資産担当		
(6)軽自動車税（種別割）	中央市税事務所の軽自動車税担当		
(7)市たばこ税、入湯税、事業所税	中央市税事務所の市たばこ税・入湯税・事業所税担当		
4 市税の制度等総括的なこと（個別の納税相談、申告等は市税事務所にお問い合わせください）			
(1)個人市民税、法人市民税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、事業所税	税政部市民税課（☎ 211-2272）		市役所本庁舎 2 階 〒 060-8611 中央区北 1 条西 2 丁目
(2)固定資産税、都市計画税	税政部固定資産税課 （☎ 211-2228）		
(3)納税の総括的なこと	税政部納税指導課（☎ 211-2292）		
5 市税に関する一般的な相談、お問い合わせ		最寄りの市税事務所	

(注) 法人市民税や事業所税の申告書等は、中央市税事務所以外の最寄りの市税事務所へ提出することができます。

市税事務所が担当する区、所在・電話番号等

各市税事務所と担当する区

事務所名称	担当する区	事務所名称	担当する区
中央市税事務所	中央区※ ※次の税目の申告・申請・課税内容の確認などは、市内全区を一括して中央市税事務所が担当しています。 ・給与から特別徴収により納める個人市民税 ・法人市民税 ・固定資産税（償却資産分） ・軽自動車税（種別割） ・市たばこ税 ・入湯税 ・事業所税	北部市税事務所	北区、東区
		東部市税事務所	白石区、厚別区
		南部市税事務所	豊平区、清田区、南区
		西部市税事務所	西区、手稲区

各市税事務所の所在と交通アクセス、電話番号

中央市税事務所

担当する区…中央区

〒060-8572（納税課・固定資産税課）

〒060-8649（市民税課・諸税課）

中央区南3条西11丁目

交通アクセス

■地下鉄をご利用の場合

- ・東西線西11丁目駅2番出口より
約350m

■市電をご利用の場合

- ・電停「中央区役所前」下車
約300m

●納税課

市税証明
（自動音声でご案内します）

☎ 596-9012

納税相談 ☎ 596-0108

●市民税課

個人市民税 ☎ 596-6012

特別徴収 ☎ 596-6149

●諸税課

法人市民税 ☎ 596-6796

市たばこ税・入湯税・事業所税

☎ 596-6818

軽自動車税 ☎ 596-6932

●固定資産税課

土地 ☎ 596-7188

家屋 ☎ 596-7253

償却資産 ☎ 596-7303

固定資産税課

- ・土地
- ・家屋
- ・償却資産

諸税課

- ・法人市民税
- ・軽自動車税
- ・事業所税
- ・市たばこ税
- ・入湯税

市民税課

- ・個人市民税（普通徴収）
- ・個人市民税（特別徴収）

納税課

- ・市税の証明
- ・市税の納付、納付相談



（注）給与から特別徴収により納める個人市民税、法人市民税、固定資産税（償却資産分）、軽自動車税（種別割）、市たばこ税、入湯税、事業所税の申告・申請・課税内容の確認などについては、市内全区を一括して中央市税事務所が担当しています。

北部市税事務所

担当する区…北区・東区

〒060-8641

中央区北4条西5丁目 アスティ45 9階

交通アクセス

■ JR線をご利用の場合

- 札幌駅西コンコース南口より約200m

(注) 地下コンコースとも直結

■ 地下鉄をご利用の場合

- 南北線・東豊線さっぽろ駅3番出口より約150m

(注) 地下コンコースとも直結



P 特約駐車場：アスティ45地下駐車場

● 納税課

市税証明
(自動音声でご案内します)
☎ 207-3912

納税相談
☎ 207-3913

● 収納管理課

口座振替
☎ 207-3919

● 市民税課

個人市民税
☎ 207-3914

● 固定資産税課

土地
☎ 207-3917

家屋
☎ 207-3918

(注) 口座振替は市内全区を一括して北部市税事務所が担当しています。

東部市税事務所

担当する区…白石区・厚別区

〒004-8641

厚別区大谷地東2丁目4-1 札幌市交通局本局庁舎 1階・2階

交通アクセス

■ 地下鉄をご利用の場合

- 東西線大谷地駅直結
(3番出口方向)

■ バスをご利用の場合

- 大谷地バスターミナル
(JRバス・中央バス) 下車
- 「釣橋」(JRバス) 下車約400m
(地図中の♀)

◎交通局本局庁舎構内およびスーパーセカンドストリート店舗前の駐車場はご利用いただけません。



P 特約駐車場：タイムズ SDC 大谷地
アドバンシービル立体駐車場

● 納税課 (2階)

市税証明
(自動音声でご案内します)
☎ 802-3912

納税相談
☎ 802-3913

● 市民税課 (2階)

個人市民税
☎ 802-3914

● 固定資産税課 (1階)

土地
☎ 802-3917

家屋
☎ 802-3918

東部市税事務所が移転します

移転日 令和7年9月16日(火)

移転先住所 札幌市厚別区大谷地東2丁目4-30
大谷地アドバンシービル3階
※交通局本局庁舎のとなりです

東西線大谷地駅の出口が3番出口から

4番出口へ変わります。

※交通局本局庁舎の改修に伴う一時移転となります。
(令和10年度までの予定)

- 大谷地バスターミナル (JRバス・中央バス) 下車
- 「釣橋」 (JRバス) 下車 (地図中の♀)



札幌市の
まちづくり

市税の
あらまし

個人市民税

法人市民税

固定資産税
都市計画税

軽自動車税

その他市税

市税の
納付・相談

市税の
証明と閲覧

市税の窓口

国税・道税
の窓口

南部市税事務所

〒062-8641

豊平区平岸 5 条 8 丁目 2-10

担当する区…豊平区・清田区・南区 イースト平岸 2 階・3 階・4 階

交通アクセス

■地下鉄をご利用の場合

- ・東豊線美園駅 1 番出口より約 600m
- ・南北線平岸駅 3 番出口より約 750m
- (注) 平岸駅からは下記の中央バスを利用可能

■バスをご利用の場合

- ・中央バス
(系統番号 [平50] [平79] [平89])
「平岸 5 条 8 丁目」下車
(地図中の♀)



P 特約駐車場：タイムズイースト平岸駐車場

●納税課 (2 階)

市税証明

(自動音声でご案内します)

☎ 824-3912

納税相談

☎ 824-3913

●市民税課 (3 階)

個人市民税

☎ 824-3914

●固定資産税課 (4 階)

土地

☎ 824-3917

家屋

☎ 824-3918

西部市税事務所

〒063-8641

西区琴似 3 条 1 丁目 1-20

担当する区…西区・手稲区

コトニ 3・1 ビル 2 階

交通アクセス

■JR 線をご利用の場合

- ・JR 琴似駅から空中歩廊※で直結
- ※緑色の「タンチョウ」マークが目印

■地下鉄をご利用の場合

- ・東西線琴似駅 2 番出口より約 800m

■バスをご利用の場合

- ・「琴似 3 条 2 丁目」(JR バス)下車 (地図中の♀)
- ・「JR 琴似駅」(JR バス)下車 (地図中の♂)



P 特約駐車場：コトニ 3・1 ビル駐車場

●納税課

市税証明

(自動音声でご案内します)

☎ 618-3912

納税相談

☎ 618-3913

●市民税課

個人市民税

☎ 618-3914

●固定資産税課

土地

☎ 618-3917

家屋

☎ 618-3918

(注) 市税証明の郵送請求、オンライン申請の受付および発行については、市内全区を一括して西部市税事務所が担当しています。

市税の窓口の業務時間

平日 8 時 45 分～17 時 15 分 (土日祝日および 12 月 29 日～1 月 3 日は休み)

(注 1) 札幌市納税お知らせセンターの業務時間は平日 8 時 45 分～17 時 (土日祝日および 12 月 29 日～1 月 3 日は休み) です。

(注 2) 各市税事務所および札幌市納税お知らせセンターの納税相談に限り毎週木曜日 (祝日および 12 月 29 日～1 月 3 日を除く) は 20 時まで受け付けています。

(注 3) 札幌市行政事務センターの業務時間は平日 9 時～17 時 (土日祝日および 12 月 29 日～1 月 3 日は休み) です。

市税事務所へお越しの際は、公共交通機関のご利用にご協力ください。

≫ 区役所・出張所（市税に関する業務は市税証明の交付のみ）

一部の市税証明は区役所・出張所でも交付しています。交付可能な証明については P85

名 称	所在地	電話番号（代表）
中央区役所	〒060-8612 中央区南3条西11丁目	231-2400
北区役所	〒001-8612 北区北24条西6丁目	757-2400
東区役所	〒065-8612 東区北11条東7丁目	741-2400
白石区役所	〒003-8612 白石区南郷通1丁目南	861-2400
厚別区役所	〒004-8612 厚別区厚別中央1条5丁目	895-2400
豊平区役所	〒062-8612 豊平区平岸6条10丁目	822-2400
清田区役所	〒004-8613 清田区平岡1条1丁目	889-2400
南区役所	〒005-8612 南区真駒内幸町2丁目	582-2400
西区役所	〒063-8612 西区琴似2条7丁目	641-2400
手稲区役所	〒006-8612 手稲区前田1条11丁目	681-2400
篠路出張所	〒002-8024 北区篠路4条7丁目	771-2231
定山溪出張所	〒061-2302 南区定山溪温泉東4丁目	598-2191

≫ 財政局税政部（市役所本庁舎）

名 称	電話番号	所在地
税 制 課	211-2282	〒060-8611 中央区北1条西2丁目 市役所本庁舎2階
市 民 税 課	211-2272	
固定資産税課	211-2228	
納 税 指 導 課	211-2292	
税の証明窓口	211-2233	

（注）個別の納税相談、申告等については市税事務所にお問い合わせください。

税務職員をかたる不審な電話や訪問にご注意ください！

市役所などの税務職員と名乗り、電話で勤務先、金融機関の預貯金口座番号や電話番号など個人情報を聞き出そうとしたり、訪問して通帳やキャッシュカードなどを預かろうとしたりする事例が確認されています。

札幌市の税務関係職員が、納税者の皆さまに電話でお問い合わせするのは、納税者の皆さまに提出していただいた書類の内容についての確認や、納期限を過ぎた税金について納税のお願いをするときなどです。

また、通帳やキャッシュカードなどをお預かりすることは、絶対にございません。

不審に思われたら、即答せずに所属・氏名や吏員証をご確認ください。また、不審な電話や訪問があった場合はすぐに各市税事務所の各担当課までお問い合わせください。 P91～93

>> 国税の窓口

国税の種類

直接税※1	普通税※3	所得税、法人税、地方法人税、特別法人事業税、相続税、贈与税
	目的税※4	復興特別所得税
間接税※2	普通税※3	消費税、酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税・地方揮発油税、航空機燃料税、石油ガス税、石油石炭税、自動車重量税、国際観光旅客税、関税、とん税・特別とん税、印紙税、登録免許税
	目的税※4	電源開発促進税

- ※1 税を納める義務のある人と税を負担する人が同じ税
 ※2 税を納める義務のある人と税を負担する人が異なる税
 ※3 納められた税の使い道が決められていない税
 ※4 納められた税の使い道が決められている税

国税についてのお問い合わせは

電話相談の方

国税相談専用ダイヤル 0570-00-5901（ナビダイヤル）

税務署での相談の方（原則 事前予約制）

署 名	所在地	電話番号	管轄区域
札幌中税務署	〒060-0042 中央区大通西 10 丁目 (札幌第 2 合同庁舎)	231-9311	中央区の一部 ・大通 ・北 1 条～北 5 条 ・南 1 条～南 8 条 ・北 6 条西 10 丁目 ・大通 ・北 1 条～北 5 条 ・南 1 条～南 7 条 } 西 1 丁目～ 西 10 丁目 } 東各丁目
札幌北税務署	〒001-0031 北区北 31 条西 7 丁目 3 番 1 号	707-5111	北区、東区
札幌東税務署	〒004-0004 厚別区厚別東 4 条 4 丁目 8 番 8 号	897-6111	白石区、厚別区
札幌南税務署	〒062-0051 豊平区月寒東 1 条 5 丁目 3 番 4 号	555-3900	豊平区、清田区、南区
札幌西税務署	〒063-0824 西区発寒 4 条 1 丁目 7 番 1 号	666-5111	中央区（札幌中税務署管轄の地域を除く）、西区、手稲区

国税庁ホームページ

国税庁

検索

道税の窓口

道税の種類

直接税※1	普通税※3	道民税、事業税、不動産取得税、自動車税（環境性能割・種別割）、鉱区税、道固定資産税、核燃料税
	目的税※4	狩猟税
間接税※2	普通税※3	地方消費税、道たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税
	目的税※4	循環資源利用促進税

- ※1 税を納める義務のある人と税を負担する人が同じ税
 ※2 税を納める義務のある人と税を負担する人が異なる税
 ※3 納められた税の使い道が決められていない税
 ※4 納められた税の使い道が決められている税

道税についてのお問い合わせは

名 称	所在地	電話番号	担当業務
札幌道税事務所 税務管理部	〒060-0003 中央区北3条西7丁目（道庁別館 2階）	204-5084	札幌市内全域の道税業務 （自動車税業務を除く）
札幌道税事務所 自動車税部	〒001-8588 北区北22条西2丁目	746-1190	自動車税業務

（注）札幌道税事務所自動車税部におかけいただいた電話は、自動音声案内によりご案内します。

北海道税務課のホームページ	北海道 税務課	検索 
---------------	---------	--

札幌市の
まちづくり

市税の
あらまし

個人市民税

法人市民税

固定資産税
都市計画税

軽自動車税

その他市税

市税の
納付・相談

市税の
証明と閲覧

市税の窓口

国税・道税
の窓口

札幌市では **5つの市税事務所で** 市税に関する手続きを受け付けています

※お問い合わせ内容等によって担当の市税事務所が異なります。☎ P90



令和7年度 私たちの市税

令和7年(2025年)7月発行

編集・発行／札幌市財政局税政部税制課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

TEL (011) 211-2282

札幌市公式ホームページ「税金」

<https://www.city.sapporo.jp/citytax/>

印刷／総合商研(株)



この冊子は、特に記載のない限り、令和7年4月1日時点の内容で作成しています。

市税の納付は、安心・便利な口座振替をご利用ください。



SAPP
RO